



高等教育・質保証システムの概要 インド

Overview of the Higher Education and
Quality Assurance Systems:India

高等教育・質保証システムの概要 インド

2026年10月

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構
〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1
<https://www.niad.ac.jp/>



本資料の内容は、クリエイティブ・コモンズ【表示-非営利4.0国際】ライセンスの下に提供されています。

本概要の作成にあたっては、可能な限り正確な情報の提供を心掛けていますが、インドの高等教育のシステムの多様性に加え、随時の制度改正があることなどにより、掲載内容の正確性および最新性を保証するものではありません。

本概要を含む日本及び諸外国の高等教育制度・質保証制度に関する基礎資料集「インフォメーション・パッケージ」は、以下でご覧いただけます。[\(https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/\)](https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/)

はじめに

高等教育の国際的な展開に伴い、各国・地域の高等教育機関間の高等教育制度、質保証制度に関する理解が重要になっています。学生、研究者の交流において、高等教育制度、また、質保証制度に関する情報は、公平かつ質を伴う交流の基盤をなすものです。また、高等教育及び質保証の制度は、それぞれの国において、社会・経済・文化等を反映して、様々な枠組みが構築されています。そうした多様性を踏まえ、学生や研究者の国際交流を促進していくには、各国・地域の高等教育制度や質保証制度についての相互理解が不可欠です。

大学改革支援・学位授与機構ではこれまで、諸外国の「高等教育・質保証システムの概要」を作成しておりますが、このたび、「高等教育・質保証システムの概要 インド」を作成しました。「同概要 インド」では、高等教育機関間の交流において重要な教育制度や機関についての情報、また、質保証制度の概要を、連邦の制度、州横断的な制度を中心にまとめました。

インドでは、経済発展にともない、1990年代以降、高等教育が急速に拡大し、国際的にも、留学生の送出国として存在感を高めています。インドの高等教育機関には、インド工科大学(Indian Institutes of Technology)等の世界レベルと目される機関が存在する一方で、急激な拡大に伴い、高等教育の複雑さも増しています。そうしたインドの高等教育を理解するうえで本概要が多少とも役立てば幸いです。

本資料の作成にあたっては、東京大学グローバル教育センター 小原優貴准教授、びわこ学院大学 教育福祉学部 渡辺雅幸准教授よりご助言、ご協力をいただきました。ここに深く感謝申し上げます。

2026年10月
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

はじめに.....	I
目次	II
図表目次	V
主要な略語一覧	VII
インドの基礎情報	XI
＜本概要について＞	1
インドの高等教育・質保証制度のポイント	1
1. 高等教育をめぐる連邦と州の関係	1
2. 高等教育機関の種類と機関数.....	1
(1)高等教育機関の種類と機関数.....	1
(2)高等教育機関数の増加.....	2
3. 高等教育の質保証	3
(1)設置の認可	3
(2)規制(基準の設定と維持).....	3
(3)外部質保証と内部質保証.....	4
4. 国家教育政策 2020	5
第 1 章 教育制度全体に関する事項	6
1-1. 沿革.....	6
1-2. 高等教育をめぐる連邦政府と州政府の関係(法制度を含む)	7
1-3. 国家教育政策 2020	8
1-3-1. 学校教育に関する改革目標.....	9
1-3-2. 高等教育に関する改革目標	9
1-4. 学校教育制度系統図	11
1-5. 学年暦・教授言語	14
1-5-1. 学年暦	14
1-5-2. 教授言語.....	14
1-6. 各教育段階における教育機関、修業年限、資格の種類	15
1-7. 資格枠組	17
第 2 章 初等教育、中等教育制度の概要	19
2-1. 初等教育	19
2-1-1. 初等教育制度の概要	19

【参考】初等教育と高等教育の緊張関係と無償義務教育に関する子供の権利法(2009年連邦法)について	20
2-1-2. 教育機関	21
2-1-3. 授業科目	22
2-1-4. 初等教育で得られる資格.....	23
2-2. 中等教育.....	23
2-2-1. 中等教育制度の概要	23
2-2-2. 教育機関	24
2-2-3. 授業科目	26
2-2-4. 中等教育修了試験と得られる資格	26
2-2-5. 中等教育段階の技術・職業専門教育	32
第3章 高等教育制度の概要	34
3-1. 高等教育機関の基本構造.....	34
【参考】全インド高等教育調査(All India Survey on Higher Education:AISHE)について 37	
3-2. 高等教育機関の種類.....	38
3-2-1. 大学	38
(1) 大学の機能と位置づけ	38
(2) 大学の分類	38
【参考】インド工科大学(Indian Institutes of Technology, IITs)	40
【参考】UGC による卓越機関(Institute of Eminence, IoE)制度	41
(3) 機関数、学生数の推移	42
3-2-2. カレッジ	44
(1) カレッジの機能、位置付け	44
(2) カレッジの運営	45
(3) 機関数、学生数の推移	48
【参考】インドのカレッジをめぐる動向(規模拡大とその影響)	50
3-2-3. 独立型教育機関(技術・職業専門教育機関).....	51
【参考】ポリテクニクについて	53
3-3. 高等教育機関一覧.....	54
3-3-1. 全インド高等教育調査(AISHE)の機関一覧.....	54
3-3-2. UGC が認可した高等教育機関の一覧.....	54
3-3-3. インド大学協会の大学一覧.....	56
【参考】高等教育機関の名称について	56
【参考】正規のカレッジであることの確認等に関連する情報.....	57
3-3-4. 専門教育を行う機関の一覧.....	57

3-4. 高等教育機関への入学	58
3-4-1. 入学資格(出願資格)	58
3-4-2. 入学者選考方法	59
(1) 学士課程の入学者選考方法.....	59
(2) 大学院課程の入学者選考方法	61
(3) 技術・職業専門教育の課程への入学者選考方法	62
3-5. 代表的な高等教育修了資格	63
【参考】カレッジ卒業者の証明書類について	66
【参考】独立型教育機関が付与する資格について	66
【参考】独立型教育機関が付与する資格と職業資格の関係	67
3-6. 単位制度及び成績評価	67
3-7. 高等教育の国際展開.....	70
3-7-1. 国境を越える高等教育活動	70
(1) インド国内の外国の教育機関(海外大学の分校等)	70
(2) インドの高等教育機関が海外に置く教育機関(インドの大学の海外分校等)	72
(3) インドの大学が海外の教育機関と実施する国際共同教育	72
3-7-2. 海外の教育資格の評定・承認.....	74
3-7-3. インドから日本への留学生数の推移	75
第4章 高等教育の質保証制度等	76
4-1. 質保証制度の概略	76
4-1-1. 設置の認可と規制(基準の設定と維持)	76
【参考】高等教育の規制と質	77
4-1-2. アクレディテーションの導入	78
4-1-3. アクレディテーション機関とアクレディテーションの仕組み.....	79
(1) アクレディテーション機関	79
(2) 評価手順、評価結果等	80
4-1-4. 高等教育質保証制度の抜本的な見直し	80
4-2. 高等教育機関のランキング	81
《文献リスト》.....	82
1. 連邦政府、州政府、公的機関等	82
2. 論文、報道、海外の機関等	88

図表目次

図表 1-1:高等教育に関する連邦と州の管轄に関する憲法の規定	7
図表 1-2:現行の学校教育体系と NEP2020 で提示された案	9
図表 1-3:学校教育制度系統図及び学位等の代表的な教育資格	13
図表 1-4:各教育段階の教育機関、修学年数、資格等	15
図表 1-5:技術・職業専門教育の主な教育課程、標準的な修学年数等	16
図表 1-6:国家高等教育資格枠組(NHEQF)のレベルと対応する資格等	18
図表 2-1:初等学校、上級初等学校の分類(運営形態別)	21
図表 2-2:初等教育機関数(年度別)	21
図表 2-3:初等教育機関の在籍児童数及び総就学率(年度別)	22
図表 2-4:初等教育退学率(年度別)	22
図表 2-5:中等教育機関数(年度別)	25
図表 2-6:中等教育機関の在籍生徒数及び総就学率(年度別)	25
図表 2-7:中等教育退学率(年度別)	25
図表 2-8:中等教育における主な学習分野	26
図表 2-9:中等学校(第 10 学年)・上級中等学校(第12学年)修了試験の概要(1)	28
図表 2-10:中等学校(第 10 学年)・上級中等学校(第12学年)修了試験の概要(2)	29
図表 2-11: 中等学校(第 10 学年)・上級中等学校(第12学年)修了試験の概要(3)	31
図表 2-12:中等学校(第 10 学年)・上級中等学校(第12学年)修了試験の概要(4)	32
図表 3-1:高等教育機関の種類	35
図表 3-2:高等教育の拡大状況	36
図表 3-3:高等教育段階における総就学率	37
図表 3-4:主な教育課程別学生数(2021-22 年度)	37
図表 3-5:「大学」に分類される機関の種類	39
図表 3-6:「大学」に分類される機関種と機関数	40
図表 3-7:「大学」に分類される機関種の機関数	42
図表 3-8:「大学」に分類される機関種の在籍学生数	43
図表 3-9:カレッジの種類(大学との関係別)	46
図表 3-10:カレッジの種類(設置者別)	46
図表 3-11:カレッジの権限、設置等	47
図表 3-12:カレッジ数	48

図表 3-13:カレッジ在籍学生数の推移	49
図表 3-14:独立型教育機関の概要.....	52
図表 3-15:AISHE の登録機関数と回答機関数.....	54
図表 3-16:UGC 法に基づく認可された高等教育機関の一覧.....	55
図表 3-17:州政府が公開している大学、カレッジ等のリスト(例)	57
図表 3-18:専門分野の教育機関一覧(一部の分野)	57
図表 3-19:高等教育の各課程の入学資格(出願資格)の概要	58
図表 3-20:学士課程の入学者選考方法の例	60
図表 3-21:学士課程の専門分野共通試験(JEE 及び NEET)	60
図表 3-22:大学院入学のための分野別統一試験(一部)	62
図表 3-23:高等教育の課程で得られる代表的な資格	64
図表 3-24:CBCS における科目ごとの成績の表し方.....	68
図表 3-25:セメスターごとの GPA(SGPA)の計算方法(例)	69
図表 3-26:累積 GPA (CGPA)の計算方法(例).....	69
図表 3-27:累積 GPA (CGPA)と評語の対応表(カルカッタ大学 人文系学士課程の例)	70
図表 3-28:インドから日本への在学段階別留学生数(2017-2021 年度).....	75
図表 4-1: 高等教育機関の規制機関、技術・職業専門分野の規制機関の一覧	77
図表 4-2:評価基準・項目等掲載サイト	80
図表 4-3:評価結果掲載サイト	80

主要な略語一覧

略称	英語	機構による参考訳
AICTE	All India Council for Technical Education	全インド技術教育評議会
AISHE	All India Survey on Higher Education	全インド高等教育調査
AITT	All India Trade Test	全インド職業検定
AIU	Association of Indian University	インド大学協会
CBCS	Choice Based Credit System	選択ベースの単位制度
CBSE	Central Board of Secondary Education	中央中等教育委員会
CISCE	Council for the Indian School Certificate Examination	インド学校認定試験評議会
GEC	General Education Council	総合教育委員会(*) (NEP2020 で提案された高等教育の学術基準設定を行う組織)
HECI	Higher Education Commission of India	インド高等教育委員会(*)
HEGC	Higher Education Grants Council	高等教育助成金委員会(*)
ICAR	Indian Council of Agricultural Research	インド農業研究評議会
IDPs	Institutional Development Plans	組織開発計画(*)
IIMs	Indian Institutes of Management	インド経営大学院
IITs	Indian Institutes of Technology	インド工科大学
INC	Indian Nursing Council	インド看護審議会
InSCED	Indian Standard Classification of Education	インド教育分類標準
IQAC	Internal Quality Assurance Cells	内部質保証セル

ITI	Industrial Training Institute	産業訓練機関
MHRD	Ministry of Human Resource Development	人的資源開発省 (1985～2020 年)
MLE	Ministry of Labour and Employment	労働雇用省
MoE	Ministry of Education	教育省 (～1985年、2020年～)
MSBSHSE	Maharashtra State Board of Secondary and Higher Secondary Education	マハーラーシュトラ州中等、上級 中等教育委員会
MSDE	Ministry of Skill Development and Entrepreneurship	技能開発・起業促進省
NAAC	National Assessment and Accreditation Council	国家評価アクレディテーション審 議会
NAC	National Accreditation Council	国家アクレディテーション委員会
NAEAB	National Agricultural Education Accreditation Board	国家農業教育アクレディテーショ ン理事会
NBA	National Board of Accreditation	国家アクレディテーション理事会
NCF2005	National Curriculum Framework 2005	ナショナルカリキュラムフレーム ワーク 2005
NCERT	National Council of Educational Research and Training	国家教育研究訓練評議会
NCTE	National Council for Teacher Education	国家教師教育評議会
NCVET	National Council for Vocational Education and Training	国家職業教育訓練審議会
NEP2020	National Education Policy 2020	国家教育政策 2020
NHEQF	National Higher Education Qualification Framework	国家高等教育資格枠組(*)
NHERC	National Higher Education Regulatory Council	国家高等教育規制委員会(*)
NIOS	National Institute of Open Schooling	ナショナル・オープンスクール・イ ンスティテュート
NIRF	National Institutional Ranking Framework	国家機関別ランキングフレームワ ーク

NMC	National Medical Commission (2020 年 9 月まで Medical Council of India, MCI)	国家医療委員会
NPE1968	National Policy on Education 1968	教育に関する国家政策 1968
NPE1986	National Policy on Education 1986	教育に関する国家政策 1986
NSDA	National Skill Development Agency	国家技能開発局
NSQF	National Skill Qualification Framework	国家技能資格枠組
NTA	National Testing Agency	国家試験機関
NTC	National Trade Certificate	国家職業サーティフィケート
NVEQF	National Vocational Education Qualification Framework	国家職業教育資格枠組
NVQF	National Vocational Qualifications Framework	職業資格枠組
PARAKH	National Assessment Centre, Performance Assessment, Review and Analysis of Knowledge for Holistic Development	国家(成績)評価センター
PGDM	Post Graduate Diploma in Management	経営学ポストグラデュエート・ディプロマ
SAR	Self Assessment Report	自己評価報告書
SBSE	State Board of Secondary Education	州中等教育委員会
SSR	Self Study Report	自己調査報告書
PSSBs	Professional Standard Setting Bodies	専門分野基準設定機関(*)
RTE Act	Right of Children to Compulsory and Free Education Act	無償義務教育に関する子どもの権利法
UGC	University Grants Commission	大学補助金委員会

(*)は、国家教育政策 2020(National Education Policy: NEP 2020)(p.63-65)に掲載されている用語。

海外の高等教育関係機関データベース(略語は“ ”部分)

機関名	データベースの名称	備考
Department of Education, Australian Government	Country Education Profiles “CEP”	豪州教育省の国別データベース(会 員向け)
“Nuffic”	Education System	オランダの国内情報センター(NIC) である Nuffic の国別データベース
“UK ENIC” (2020年以前は“UK NARIC”)	International Comparison	英国の国内情報センター(NIC)であ る UK ENIC の国別データベース (会員向け)
World Education Services (WES)	World Education News and Review (“WES/WENR”)	米国の海外学術資格の評価を行う団 体である WES の国別データベース

インドの基礎情報

国名	インド共和国(Republic of India)	
首都	ニューデリー	
政体 ^{※1} 連邦・州政府の関係 ^{※2}	連邦共和制。28 州、8 連邦直轄領が置かれる。 連邦、州ともに立法、行政権を有する。 大学を含む教育は連邦政府と州政府の共管(1976 年改正憲法)	
民族 ^{※3}	インド・アーリア族、ドラビダ族等	
言語 ^{※4}	連邦公用語はヒンディー語、他に憲法で規定されている言語が 21 言語	
人口 ^{※5}	2011 年	2021 年
	1,210,850 千人	1,363,000 千人(推計値)
実質 GDP(2015 年基準) ^{※6}	2015 年	2024 年
	2.1 兆 US\$	3.48 兆 US\$
一人当たり実質 GDP(同上) ^{※6}	1,548 US\$	2,396.9 US\$
貧困率(1 日 3 \$ 以下で生活する人口の比率(購買力平価)) ^{※6}	2011 年	2022 年
	27.1%	5.3%
識字率(7 歳以上) ^{※7}	2011 年	2017 年
	73.0%	77.7%
総就学率 ^{※8}	2012-13 年	2021-22 年
前期初等(I-V 学年)	107.9	103.4
後期初等(VI-VIII 学年)	84.1	94.7
前期中等(IX-X 学年)	68.7	79.6
後期中等(XI-XII 学年)	40.1	57.6
高等教育	21.6	28.4
教育制度 ^{※9}	義務教育は、第 I～VIII 学年(6 歳～14 歳)までの 8 年間 - 多くの州で、前期初等 5 年＋後期初等 3 年＋前期中等 2 年＋後期中等 2 年の制度が採用されているが、一部、異なる制度が採用されている州がある。 - いずれの州においても初等教育と中等教育の合計は 12 年。 - NEP2020 では、3(就学前)＋2＋3＋3＋4、計 15 年の義務教育を提案している。 - 高等教育は、大学・カレッジ(学士・修士・博士課程。学士課程は 3～5.5 年。)、技術・専門教育を提供する独立型教育機関等からなる。	
連邦教育省 (Ministry of Education MoE) ^{※10} https://www.education.gov.in/	- 学校教育局(Department of School Education and Literacy)https://dse.education.gov.in/ - 高等教育局(Department of Higher Education) https://www.education.gov.in/higher_education	

出所情報(2026.4.10 アクセス)

※1 総務省大臣官房企画課(2009)「インドの行政」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000537358.pdf

The Constitution of India as of 1st May 2024, First Schedule

<https://www.legislative.gov.in/documents/constitution-of-india/constitution-of-india-AjN2EjMtQWa?pageTitle=Constitution-of-India>

※² The Constitution of India as of 1st May 2024, Part XI Relation between the Union and the States, Seventh Schedule

※³ 外務省 国・地域 インド

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/index.html>

※⁴ The Constitution of India as of 1st May 2024, Part XVII Official Language, Eighth Schedule

※⁵ National Statistics Office (2024) *Women and Men in India 2024, Selected Indicators and Data*, Table1.1

https://www.mospi.gov.in/sites/default/files/reports_and_publication/statistical_publication/Women_Men/mw24/CompetePublication.WM2024.pdf

※⁶ World Bank Open Data <https://data.worldbank.org/country/india>

※⁷ National Statistics Office (2024) *Women and Men in India 2024, Selected Indicators and Data*, Table3.1、

※⁸ National Statistics Office (2024) *Women and Men in India 2024, Selected Indicators and Data*, Table3.5.1、

※⁹ Dept. of School Education and Literacy(2017) Selected Information on School Education, Statement-I

https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/statistics-new/Selected%20Information%20on%20School%20Education%20%282%29.pdf

2-1-1. 初等教育制度の概要

3-1. 高等教育の基本構造

※¹⁰1985～2020年までの名称は、人的資源開発省(Ministry of Human Resource Development)

<本概要について>

本概要は、インドの高等教育・質保証制度について、主に連邦政府の情報に基づき概説している。連邦制国家であるインドでは、州の間で教育に関する制度に多様性があり、本概要の記載と異なる場合がある。

また、制度と実際の運用の乖離も見られる。

本文、文献リストに記載したウェブサイトのうち、一部の機関については、2026 年 3 月の時点でアクセス不可となっている。これらの情報は、2026年2月以前に取得している。

インドの高等教育・質保証制度のポイント

本節では、インドの高等教育・質保証制度の理解に欠かせないポイントを概観する。具体的な内容、出典等は各章の該当箇所を参照願いたい。

1. 高等教育をめぐる連邦と州の関係

インドは連邦共和制国家であり、連邦を構成する各州は立法権を含め大幅な自治権を有している。1949 年の憲法制定時、「大学を含む教育」は州政府管轄事項と規定され、その後、1976 年の憲法改正時に連邦と州政府の共管事項となった。州によって一部で異なる教育制度が採用されているが、これは連邦制の下、言語をはじめ、各州の社会的、経済的な実情に応じた教育制度が採用されてきたためである。連邦は、無償義務教育に関する子どもの権利法や、規制機関に関連した法令等を定めているが、実際の教育制度を規定する法令は、州ごとに制定される。

大学については、国立大学は連邦法によって設置されるが、州立大学及び私立大学は、州議会が制定する大学設置に関する法令によって設置される。

本概要では、連邦の制度、州横断的な制度を中心に記載しており、全ての州の教育制度を網羅するものではない。

[\(1-2. 高等教育をめぐる連邦政府と州政府の関係\(法制度を含む\)\)](#)、[4-1-1. 設置の認可と規制\(基準の設定と維持\)](#))

2. 高等教育機関の種類と機関数

(1)高等教育機関の種類と機関数

インドの高等教育機関は、大学(university)、カレッジ(college)、主に高等教育レベルの職業専門教育を行う独立型教育機関(stand-alone institution)に分けられる¹。また、それぞれ設置

¹ インドでは、大学(university)、カレッジ(college)は、法的な位置付け、機能等は、明確に異なる。(3-1. 高等教育機関の基本構造)

者により国立(連邦政府が設置)、州立(州政府が設置)、私立(民間団体が設置)がある。インド全体で大学は 1,168 校、カレッジは 45,473 校、独立型教育機関は 12,002 校設置されている²。

大学は、学士課程及び大学院課程の教育と研究を行い、学位授与権を持つ³。

カレッジは、主に学士課程の教育を行う。大学内の組織として設置される「大学内カレッジ(constituent college または university college)」も存在するが、多くは州、民間が設置し、大学と「提携(affiliated)」する「被提携カレッジ(affiliated college)」である^{4,5}。

「提携」とは、大学補助金委員会(UGC)が規定する制度であり、国立大学、州立大学がカレッジを認可し、大学傘下の機関として位置付けるものである⁶。大学は被提携カレッジの学生受入れやカリキュラムを決定し、被提携カレッジは大学が決定するカリキュラムに沿って学生に教育プログラムを提供する。修了試験を含む試験は大学の監督の下で行われる。カレッジは学位授与権を有さず、学位は大学からが授与される。大学の傘下には、一般的に、数十～数百校の小規模の被提携カレッジが置かれる⁷。

カレッジの大半は、州政府または民間団体が設置し、州立大学と提携している。インド全体でカレッジ 45,473 校のうち被提携カレッジは 44,185 校である⁸。インドの全高等教育機関在籍者の約 7 割がカレッジで学んでおり、カレッジ、とりわけ被提携カレッジは、高等教育の拡大において大きな役割を果たしている。

被提携カレッジ、あるいは大学内カレッジとは別に、UGC の審査を経て、自身でカリキュラム作成や試験の実施、学生受入れの決定を行う権限を認められた「自治カレッジ(autonomous college)」という形態が存在するが⁹、機関数は 1,222 校(カレッジ全体の約 3%)と少ない¹⁰。

本概要では、university を「大学」、college を「カレッジ」と記載している。

独立型教育機関は、大学、カレッジの範囲に入らない、ディプロマ課程、ポストグラデュエート・ディプロマ課程等を提供する高等教育機関である¹¹。ポリテクニク、教員養成機関、看護師養成機関、経営大学院など、主に技術・職業専門教育を担う機関がこれに分類される¹²。

(3-1. 高等教育機関の基本構造、3-2. 高等教育機関の種類)

(2) 高等教育機関数の増加

インド独立後の時期は高等教育機関数も少なく、高等教育進学者は一部に限られていた。1950～70 年代、エリート層を中心とした高等教育の限定的な拡大があったが、その後、需要の高まりを

² AISHE 2021-22, I.

³ UGC Act, 1956, Chapter IV, 22(1).

⁴ AISHE 2019-20, Annexure-2, Table 37.

⁵ affiliated college の訳語として、「提携カレッジ」が使われる場合もあるが、本概要では、「被提携カレッジ」の訳語を使用している。また、傘下に被提携カレッジを置く大学(affiliating university)には、「提携大学」の訳語を使用している。

⁶ UGC (Affiliation of Colleges by Universities) Regulations, 2009, 2. Definitions.

カレッジと提携できるのは国立大学と州立大学のみであり、私立大学等はカレッジと提携関係を持つことができない。
⁷ 全 1,168 大学のうち、328 大学が被提携カレッジを有する。このうち、147 大学は 100 以上の被提携カレッジを有し、うち 20 大学は 500 以上の被提携カレッジを有する。(AISHE 2021-22 p.7, Figure 3)

⁸ AISHE 2021-22, pp.6-7, Table 37.

⁹ 前掲, Annexure-2.

¹⁰ UGC (2024) 'Status List of Approved 1222 Autonomous Colleges as on Date 27.08.2024'.

¹¹ AISHE 2019-20, 2.1.3, Annexure-2.

¹² 前掲

受けて、90年代以降の時期に急激に拡大した¹³。大学・カレッジの数は1950年の30校・695校から2021年の1,168校・45,473校に、在学生数も約40万人から約4,110万人へと大きく増加した^{14,15}。増加の多くは、州立大学との間で提携関係を結んだ州立カレッジまたは私立カレッジによるものである。インドでは学部教育の質の低下が問題となっているが、その背景としてこうした被提携カレッジの拡大があるとの指摘がなされてきた。

([図表 3-2: 高等教育の拡大状況](#)、[【参考】インドのカレッジをめぐる動向\(規模拡大とその影響\)](#))

3. 高等教育の質保証

インドの高等教育質保証制度は、設置の認可、規制(基準の設定と維持)、外部質保証、内部質保証で構成される。

(1) 設置の認可

高等教育機関は、機関の種類(大学、カレッジ、独立型教育機関)と設置者(国立、州立、私立)によって、設置の認可の制度が異なる。

国立大学は連邦法によって設置される。例えば、「the Central University Act 2009」によって16の国立大学が新設されたが、同法では、それらの大学の設置(第3条)、大学設置の影響(第4条)、大学の目的(第5条)、大学の権限(第6条)、大学へのアクセスに関する公平性(第7条)、学内の役員の配置と役割(第9条)、管理運営組織(第19条)、規則策定権限(第26～29条)、年次会計(第31条)、連邦政府への情報提供(第32条)、教職員の雇用(第33条)等について規定している¹⁶。

州立大学及び私立大学は、州議会が制定する大学設置に関する法令によって設置される。

カレッジの設置には立法は必要とされず、提携または当該カレッジを設置する大学の決定を通じて設置される。

独立型教育機関は、各専門分野の規制機関の規則に基づき、連邦、州、民間団体が設置する。

([4-1-1. 設置の認可と規制\(基準の設定と維持\)](#))

(2) 規制(基準の設定と維持)¹⁹⁹

憲法の規定に基づき、連邦政府は高等教育機関の基準の調整と設定(規制)¹⁷を行い、州政府は州立大学・私立大学の設置・規制・解散を行う。基本的には連邦政府が基本方針の策定、規則の設定、さらにカリキュラム等の基準の決定において主要な役割を果たし、州政府はそれらを実施する役割を担うという関係にあるが、高等教育に対する関心は連邦と州の間で異なり、高等教育の質に大きな関心を寄せる連邦に対して、州は高等教育需要への対応を主要なテーマと位置付けており、両者の関係は複雑である¹⁸。

¹³ Varghese (2015), p. 3, 5.

¹⁴ 前掲, p. 5.

¹⁵ AISHE 2021-2022, p.5, 11. Table1. 1(a).

¹⁶ Ministry of Law and Justice, 'The Central University Act 2009'.

¹⁷ The Government of India (1949) 'the Constitution of India Seventh Schedule List', I - Union List 66.

¹⁸ Tilak (2017), pp.30-31.

1956年に連邦教育省(MoE)の下に設置された大学補助金委員会(UGC)は、高等教育の規制(基準の設定と維持)¹⁹とともに、高等教育機関への連邦予算の配分を担っている。UGC が設定・維持する基準の範囲は、施設、教育内容、教員採用、財政、試験、研究等多岐にわたる。また、技術・職業専門教育の規制を担う機関として、全インド技術教育評議会(AICTE)、インド農業研究評議会(ICAR)、インド看護審議会(INC)等の専門分野の規制機関がある。

高等教育機関が急速に拡大する中で、大学やカレッジの質の低下が問題となっているが、新設大学やカレッジの中には UGC が定める基準を下回る機関が少なくなく、課題となっている²⁰。

(4-1-1. 設置の認可と規制(基準の設定と維持))

(3)外部質保証と内部質保証

国の教育政策のビジョンを示した「教育に関する国家政策 1986(NPE1986)」及び「NPE1986 に関する行動計画 1992」において、高等教育の質を高めることを目的としたアクレディテーションの導入が提案され、1994 年に機関別アクレディテーションを行う外部質保証機関として国家評価アクレディテーション審議会(National Assessment and Accreditation Council: NAAC)が設置された。アクレディテーション導入の議論においては、高等教育機関の質の維持及び向上に向けた評価メカニズムの開発と、機関の自律的改善が重視された²¹。また、技術・職業専門教育分野、農業分野のアクレディテーションを行う機関として、1994年に国家アクレディテーション理事会(National Board of Accreditation:NBA)が、1996 年に国家農業教育アクレディテーション理事会(National Agricultural Education Accreditation Board: NAEAB)がそれぞれ設置された。

NAAC のアクレディテーションと連動して、内部質保証の仕組みの整備も進められた。2007年以降、NAAC の主導により、各大学やカレッジにおいて、内部質保証セル(IQAC)の設置が進められている。UGC による IQAC の設置推進もあり、現在、全ての大学とカレッジで IQAC の設置が求められている²²。NAAC のアクレディテーションは、内部質保証の取組みと密接に関わりながら行われている²³。

アクレディテーションの受審は、2012年には義務化されている²⁴。また、UGC をはじめ連邦予算による財政支援の受給要件となっている。一方でアクレディテーションの受審率は大学が約 60%、カレッジが約30%と低く、課題となっている²⁵。(4-1-2. アクレディテーションの導入、4-1-3. アクレディテーション機関とアクレディテーションの仕組み)

¹⁹ UGC Act 1956, 12.

²⁰ National Policy on Education 1986: Programme on Action 1992, pp. 42-43.

²¹ 前掲: Programme on Action 1992, p.42-50.

NAAC (NA) 'A decade of dedication to quality assurance', p.9, 17.

²² AICTE も同様に、規制対象である技術・職業専門教育機関(技術・職業専門教育系の大学、カレッジ、独立型教育機関)に対して、IQAC の設置を義務付けるとともに、各教育機関のウェブサイトにおいて、IQAC に関するページを設けることを求めている(AICTE (NA) 'Approval Process Handbook 2020-21', p.163, 294)

²³ UGC (NA) 'XII Plan Guidelines for Establishment and Monitoring of the Internal Quality Assurance Cells (IQACs) in Universities (2012-2017)', p.5.

UGC (NA) 'XII Plan Guidelines for Establishment and Monitoring of the Internal Quality Assurance Cells (IQACs) in Colleges (2012-2017)', p.4.

²⁴ UGC (Mandatory Assessment and accreditation of Higher Educational Institutions) Regulations, 2012, 4.

²⁵ NAAC (2022) 'Total Number of Accreditations (Status as on 21.06.2022)', AISHE 2021-2022

4. 国家教育政策 2020

2020 年、連邦政府の人的資源開発省(MHRD:現・教育省)は、国の教育に関するビジョンを示した「国家教育政策 2020(National Education Policy 2020: NEP2020)」を発表し、教育制度及び高等教育の質保証制度についても、様々な見直しが提言された。

高等教育に関しては、2040 年までに全ての高等教育機関を複合領域的なプログラムを有する大規模な教育研究大学に改編することで、小規模の高等教育機関(主にカレッジ)が乱立する状態を解消し、施設と資源の有効活用を促進し、自律性の高いカレッジの仕組みを新たに作ることで、教育の質を高めることが目指されている²⁶。

高等教育の規制については、UGCに加えて、多数の専門分野の規制機関が存在し、機関間の規制の重複や過大な規制の結果、高等教育機関の自主的な取組みが阻害され、非効率であるとの指摘がなされてきた。長年課題となってきた高等教育機関に対する規制の仕組みについても、大がかりな見直しが提言されている。

なお、NEP2020は連邦政府による教育改革の方向性を示す文書であり、同文書に掲げられた改革提案の導入等については、各州に委ねられている。2025年時点で、連邦及び各州政府がNEP2020に掲げられた事項の実施に向けた検討・準備を進めている段階であり、連邦レベルでは一部実施されているものもあるが、州レベルでの導入は一部に留まっているとみられる。本概要の情報は、NEP2020の改革目標導入以前の情報に基づくものが中心となる。

([1-3. 国家教育政策 2020](#))

²⁶ National Education Policy 2020, pp.34-36.

第1章 教育制度全体に関する事項

1-1. 沿革

インドの教育には、ヴェーダ時代(紀元前1500年～前500年頃)にまでさかのぼる伝統があるとされる。英国による植民地化以前は、教育は主にグルクル(gurukul)と呼ばれる伝統的なヒンドゥー教の村落学校、またはマクタブ(maktab)、マドラサ(madrassa)と呼ばれるイスラームの学校で行われていた²⁷。その後、英国の植民地政策の影響で、英国式の教育システムが導入され、教授言語として英語が採用された。1857年に設立されたカルカッタ大学、ボンベイ大学(現在のムンバイ大学)、マドラサ大学は、インドにおける最初の西洋式高等教育機関であった²⁸。このような高等教育機関では、西洋の学問の普及を図るとともに、インド上流階級出身で英語を話す、植民地を管理する官吏の育成が行われた。1947年の独立までに 20 の大学(university)が存在し²⁹、また 496 余りのカレッジ(college)に237,546 人の学生が学んでいたが³⁰、一方で人口の大多数は非識字者であったとされる。

1947年の英国からの独立後は、初代首相ネルーの下、近代的な国民教育制度の普及が図られた。1950年に施行されたインド憲法は、14歳までの全ての子どもに無償で義務教育を提供するとした³¹。その後も女性、指定カースト(Scheduled Caste)、指定部族(Scheduled Tribes)の格差の解消と教育の機会均等を目指す政策³²と併せて、憲法に定められた無償義務教育の完全実施を目指す取り組みが進められてきているが、就学率の向上については現在も課題が残されている。

高等教育については、国の経済発展に資する科学技術の専門知識と管理能力を有する人材の育成が教育政策に位置付けられ、先進国からの財政支援を受けつつ、インド工科大学(Indian Institutes of Technology: IITs、1951年創立)、インド経営大学院(Indian Institutes of Management: IIMs、1961 年創立)等の設置が進められた³³。

高等教育へのアクセスについては、1950～70 年代の機関数の急増とエリート層を中心とした限定的な高等教育へのアクセス拡大期、1970～90 年代の学生数増加の停滞期(高等教育予算の減少期)、1990 年代以降の民間の参入などによる高等教育機関数の拡大とそれによる学生数の大規模増加期(高等教育の大衆化期)といった変遷をたどり³⁴、2021-22 年までに 1,168 の大学、45,473 のカレッジ、12,002 の独立型教育機関が設置されている³⁵。(図表 3-2:高等教育の拡大状況、図表 3-14:独立型教育機関の概要)

²⁷ Ghonge et al., (2020), pp. 2-7.

²⁸ ジャヤラム (2006), p.92.

²⁹ 前掲、p.98.

³⁰ バスー (1993), p.239. なお、ジャヤラム(2006, p.98)は、インド独立時には636 のカレッジがあったとしており、独立期のカレッジ数に関する表記には差が見られる。

³¹ Government of India (1949) 'the Constitution of India(1950)', Article 21A.

³² National Policy on Education 1968, 4(1)、(4)(c)(d)
National Policy on Education 1986, Part IV.

³³ バスー (1993), p.252.

³⁴ Varghese (2015), pp.3-8.

³⁵ 数字は AISHE2021-22 の登録機関数。

1-2. 高等教育をめぐる連邦政府と州政府の関係(法制度を含む)

インドは連邦共和制国家であり、2026年3月現在、28 の州(State)と 8 つの連邦直轄領(Union Territory)が設置されている³⁶。教育制度を規定する法令は州ごとに制定されており、州によって一部異なる教育制度が採用されている。これは、連邦制の下で州が大幅な自治権を持ち³⁷、言語をはじめ、各州の社会・経済的な実情に応じた教育制度が採用されてきたためである³⁸。

高等教育に関する連邦と州の管轄は憲法に規定されており、連邦は国立大学の設置や高等教育機関及び研究、科学技術機関の基準の調整と設定を行い、州は州立大学の設置、私立大学の設置認可とともに、これらの規制、解散を行うとされている。「大学を含む教育」は1949年の憲法制定時、州政府管轄事項と規定され、その後、1976年の改正時に連邦と州の共管事項となった(図表 1-1)。

図表 1-1: 高等教育に関する連邦と州の管轄に関する憲法の規定

連邦政府管轄事項(インド憲法第 7 附則第 I 表)	
1.	国立大学3校(ベナレス・ヒンドゥー大学、アリーガル・ムスリム大学、憲法第 371E 条(1973 年改正)の規定によって設置されたデリー大学と、連邦法によって国家重要機関(Institution of National Importance)と認められた機関(63 項)
2.	連邦政府により全部または一部の財源が調達され、連邦議会により国家重要機関と宣言された科学及び技術教育関連機関(64 項)
3.	(a)警察官養成を含む職業専門分野と技術訓練分野、(b)特定分野の研究、調査活動の促進、(c)犯罪の取り調べや捜査における科学・技術支援、を担う連邦機関及び施設(65 項)
4.	高等教育機関及び研究・科学技術機関の基準の調整と設定(co-ordination and determination of standards)(66 項)
州政府管轄事項(インド憲法第 7 附則第 II 表)	
第 I 表に記載された事項を除く大学の設置、規制、解散(incorporation, regulation and winding-up)(32 項)	
連邦政府と州政府の共共管轄事項(インド憲法第 7 附則第 III 表)	
第 I 表 63、64、65、66 項を前提とした、技術教育、医学教育、大学を含む教育、及び労働のための職業・技術訓練(25 項)	

出所: 以下を基に作成。

・ Government of India (2024) 'The Constitution of India' Seventh Schedule.

注: 連邦管轄事項第 I 表 66 項制定をめぐる経緯については、Sripati et al. (2004)に詳しい。

³⁶ Government of India (2024) 'The Constitution of India' First Schedule.

³⁷ ただし、インド憲法においては、中央政府の州への介入や、中央への権力集中の正当性も明記されており、中央集権的な性格を持つ仕組みが多く存在しているとされる(総務省大臣官房企画課(2009)「インドの行政」p.3, 11)。

³⁸ 州の大幅な自治権はインド憲法において認められているが、そもそもこうした地方分権を推進したインド憲法制定委員の間では、教育は当該地域の言語によって行われるべきである、との考えが存在した(Sripati et al., 2004, p.150)。

大学の設置に関して、国立大学は連邦法、州立大学及び私立大学は州議会が制定する大学設置に関する法律に基づいて設置される。また、規制については、連邦政府が大学補助金委員会 (University Grants Commission: UGC) 等の連邦機関を通じて基準の設定による教育の質の維持等を担うとともに、各州の高等教育機関に対する助成を行う一方³⁹、州政府は個別の高等教育機関の設置、運営を通じて規制を行うとされている⁴⁰。(4-1-1. 設置の認可と規制(基準の設定と維持))

以上のとおり、基本的には、連邦政府が高等教育に関する基本方針の策定、規制(基準の調整と設定)、カリキュラムの決定等において主要な役割を果たし、州政府はそれらを実施する役割を担うという関係にある⁴¹。一方で、高等教育に対する関心は連邦と州の間で異なり、経済開発のための人材育成を前提として、高等教育の質に大きな関心を寄せる連邦に対して、州は拡大する高等教育需要への対応のため、州立、私立の高等教育機関の増加を主要なテーマと位置付けており、両者の関係は複雑である⁴²。

1-3. 国家教育政策 2020

インドでは、教育に関する連邦政府の方針や改革目標を「教育に関する国家政策(National Policy on Education: NPE)」として、1968年、1986/1992年に発表し、これらに沿って改革を進めてきた。

「教育に関する国家政策 1968(NPE1968)」は、主要なテーマの一つとして平等な教育機会の普及を掲げ、14歳までの全ての子どもに無償の義務教育を提供するなど、社会課題の解決に向けた教育政策の方向性を示した。続く「教育に関する国家政策 1986/1992(NPE1986/1992)」⁴³でも、教育へのアクセスと平等を主要テーマの一つとした。その後、教育へのアクセスと平等をめぐる理念は、普遍的な初等教育の実現を法的に定めた「無償義務教育に関する子どもの権利法(RTE法、2009年)」として結実した。

その後、NPE1968、NPE1986/1992で掲げられた政策をさらに推進するとともに、国連が定める持続可能な開発目標(SDGs)の達成目標4「全ての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」の実現に向けて、新たな国家教育政策の準備が進められた。2020年7月、人的資源開発省(MHRD、現・教育省)は、34年ぶりの国家教育政策として「国家教育政策 2020(National Education Policy: NEP2020)」を発表し、2040年を目標年次として、学校教育制度、高等教育制度、高等教育の質保証を含めた様々な見直しを提言した。

³⁹ Sharma(2013), p. 40.

⁴⁰ Bhushan et al., (2017), p. 54.

⁴¹ Tilak (2017), p. 30.

⁴² Tilak(2017, pp.30-31)は、高等教育は政治的な力(学)(push and pull)の影響下にあると指摘している。高等教育を巡っては、時期によって、また、連邦と州で、関心のあり方や利害が異なっているが、憲法制定時から現在に至るまで、両者の間で憲法上の解釈や、実際の立法に関して、論争や政治的な駆け引きが続いてきた経緯がある。この点については、Singh (1984, p.519)、Singh (2004, pp.2155-2158)、Sripati et al., (2004, pp.150-152)、渡辺(2022, pp.24-32)等に詳しい。また Carnoy and Dossani (2013, pp.600-601)は、独立以降の社会経済構造の変化を基礎とした連邦と州の高等教育への関与について分析している。

⁴³ NPE1986の内容に、より詳細なプログラムや行動計画に関する内容を追記して1992年に改訂。

1-3-1. 学校教育に関する改革目標⁴⁴

NEP2020 における学校教育に関する主な改革目標としては、就学年齢の早期化(3歳から教育を開始)、各教育段階の区分の変更と義務教育期間の変更(図表 1-2)、2030年までに就学前教育から中等教育段階までの就学率100%を達成すること等が提言されている。また、基礎的なリテラシー(読解記述)とニューメラシー(数量的思考)教育の導入、中等教育修了試験の改革⁴⁵等を行っている。

図表 1-2: 現行の学校教育体系と NEP2020 で提示された案

年齢	現行の学制		NEP2020が示す新学制案	
18	上級中等学校(2年)		Secondary Stage(4年)	義務教育 (15年)
17				
16				
15	中等学校(2年)			
14				
13	上級初等学校(3年)	義務教育 (8年)	Middle Stage(3年)	
12				
11			Preparatory Stage(3年)	
10	初等学校(5年)			
9				
8				
7			(就学前)(3年)	
6				
5				
4				
3				

出所: 以下を基に作成。

・ National Education Policy 2020, pp.6-7, 11.

注: 州により学制は異なるが、本図では参考例として、5+3+2+2制を採用する州の学制を記載している。

1-3-2. 高等教育に関する改革目標⁴⁶

高等教育に関する改革目標としては、従来、一般に3年とされてきた学士課程の修学年数の3～4年への変更、複合領域的⁴⁷な内容を扱う4年制学士課程の導入と普及、4年制の教育学士(B. Ed.)課程を普及させて初等・中等教育の教員となるための必須要件とすること、高等教育機関がよ

⁴⁴ National Education Policy 2020, pp.6-33.

⁴⁵ この点については、中等学校修了試験(10年生修了試験及び12年生修了試験)の合格のために塾(coaching class)通いが必要となっている現状を踏まえ、生徒の負担等を減らすような試験制度に改める必要がある旨の記載がみられる(前掲、pp.17-18)。

⁴⁶ 前掲、pp.6-33.

⁴⁷ ここでいう複合領域的(Multidisciplinary)な内容とは、科学技術、社会科学、芸術、人文学、スポーツ等を横断する学際的な内容を指す(前掲、p.5)。

り柔軟な修士プログラムを提供できるようにすること⁴⁸、単位銀行制⁴⁹の導入、オンライン教育の拡充、インドのトップ大学の海外展開の促進、トップレベルの海外大学のインド国内への誘致に向けた法整備など、多方面にわたる計画が掲げられている⁵⁰。

高等教育の質や質保証に関する改革提言も盛り込まれている。増加する被提携カレッジとその質の低下の問題への対応として、2040年までに全ての高等教育機関を複合領域的な学修カリキュラムを有する大規模な機関に改編することで、小規模の被提携カレッジが乱立する状態を解消し、教育機関自身が質の向上に取り組める状況をつくること⁵¹、さらに、カレッジの自律性を高めるような仕組みを作ることにより、教育の質を高めることがうたわれている⁵²。

高等教育の規制に関しては、これまでUGCに加え、技術・工学分野の全インド技術評議会(All India Council for Technical Education: AICTE)等専門分野ごとに規制機関が存在し、規制業務の重複や過大な規制が行われる一方で、高等教育の質の改善に結びついていないとの指摘がなされてきた⁵³。これを受け、NEP2020では、高等教育の質保証に関するアンブレラ機関として、インド高等教育委員会(Higher Education Commission of India: HECI)を創設し、HECIの下に「規制」、「アクレディテーション」、「資金配分・財政支援」、「学術基準設定⁵⁴」それぞれを担う4機関を設置し、これらの機関が独立し、かつ相互にチェック・アンド・バランスを働かせるとともに、高等教育機関の自律的な質向上の取組みを強化することが提言されている⁵⁵。

なお、NEP2020は連邦政府による教育改革の方向性を示す文書であり、法的な拘束力を持つものではない。本文書に掲げられた改革提案の導入等については各州に委ねられており^{56, 57}、改革に前向きな州がある一方、そうでない州も存在する⁵⁸。2024年時点では、NEP2020に掲げられた事項の実施に向けての検討・準備を連邦及び各州政府が進めている段階であり、連邦レベルでは

⁴⁸ NEP2020によれば、3年制の学士課程修了者を対象とした、研究に特化した2年制の修士課程、研究志向の4年制の学士課程修了者を対象とする1年制の修士課程、学士・修士統合型の5年制課程など、高等教育機関が異なる種類の修士プログラムを提供できるようにすることが提言されている(前掲、p.38)。

⁴⁹ 単位銀行制(Academic Bank of Credit: ABC)は、認可されている様々な高等教育機関で取得された単位を電子的に保管する仕組み。当該機関以外で学生が取得した単位も考慮したうえで大学が学位授与をできるようにする、としている(前掲、p.37)。

⁵⁰ 高等教育に関する主な提言内容を含めたNEP2020の概要については、機構国際課まとめによる海外動向記事(「インド: 学校体系の変更や海外大学の誘致などを掲げる National Education Policy 2020 を発表」も参照)。

⁵¹ National Education Policy 2020, pp.34-36.

⁵² 前掲、pp.34-35. (【参考】インドのカレッジをめぐる動向(規模拡大とその影響))

⁵³ 前掲、p.46.

⁵⁴ 「学術基準設定」を担う機関について、より具体的な機能としては国家高等教育資格枠組(National Higher Education Qualification Framework: NHEQF)の整備を担うことが提言されている(前掲、p.47)。

⁵⁵ 前掲、pp.46-48.

⁵⁶ MoE (4 Dec., 2024) 'Implementation of NEP'.

<https://www.education.gov.in/en/nep/implementation-nep>

⁵⁷ この点について、教育省の高官から「NEP2020はガイドラインであり、強制ではなく、最終的な決定権は州にある」との説明が行われたとの報道もみられる。

<https://timesofindia.indiatimes.com/home/education/news/nep-language-policy-broad-guideline-government/articleshow/77272709.cms>

⁵⁸ 例えば、タミル・ナド州、マハーラーシュトラ州、ケララ州の教育大臣等が、各州におけるNEP2020の導入に対して、反対の立場を表明している(The Hindu, 'Education Ministers from three States slam NEP'. (2022年5月15日))。このうち、長年州独自の就学支援策等の教育政策を採用してきたタミル・ナド州は、NEP2020の導入に対して、州として明確に反対の立場を表明し、今後も独自の教育政策を行うとしている(India Today, 'Tamil Nadu rejects NEP 2020, work on State Education Policy'. (2021年10月29日))。また、NEP2020に代わる州独自の教育政策を立案する委員会を設置した、との報道もみられる(News 18, 'Tamil Nadu Govt Sets-up Committee to Formulate State Education Policy, Replace NEP'. (2022年3月9日))。

一部実施されているものもあるが⁵⁹、⁶⁰、州レベルでの導入は一部に留まっているとみられる⁶¹。本資料中の教育制度に関する情報は、NEP2020の改革目標導入以前の情報に基づくものが中心となる。

1-4. 学校教育制度系統図

学校教育制度系統図を図表 1-3 に示す。

(本図について)

- ✓ 本図は、連邦教育省、高等教育・関係機関、質保証機関等の公的機関の情報に加えて、国際機関や海外の資格承認国内情報センター(NIC)等がまとめている情報を基に、機構国際課で学校教育制度系統図の形に整理したものである。
- ✓ 本図は、国家教育政策 2020 (NEP2020) の改革目標導入以前の情報に基づく。なお、NEP2020 の改革目標の導入は、州によってばらつきがあり、網羅的な情報は得られていない⁶²。また、2023年5月に国家高等教育資格枠組(NHEQF)が UGC ウェブサイトで公開されたが、策定の経緯、活用計画、実際の運用状況等全般的に不明であることから、本系統図の情報源としては使用していない。
- ✓ 本図の高等教育の範囲は、全インド高等教育調査(AISHE)2021-22, Concepts and definitions (Annexure-2)による。すなわち、12 年の学校教育または同等の教育修了後、フルタイム学習で 9 か月以上の教育、または、10 年の学校教育修了後の 3 年以上の教育を範囲とし、学術、職業、専門、技術教育からなる。学校種としては、大学/大学レベルの機関、大学が提携/認可するカレッジ/Institutions、独立型教育機関(大学が提携/認可しない)からなる⁶³。

(州による教育制度の違い)

- ✓ 連邦制をとるインドにおいては、州によって修業年限、修了資格等、教育制度が異なることがあり、全国統一的な単一の教育制度は存在しない。
- ✓ 各州の法制度や実情等に応じて、実際の進学経路等はこの図のとおりとなっていない場合がある。また、本図にない教育機関種や進学経路等が存在する可能性もある。

(技術・職業専門教育)

- ✓ 本図には、技術・職業専門教育を提供する独立型教育機関のうち、ポリテクニクについて記載しているが、技術・職業専門教育は UGC の所管ではなく、各専門分野の規制機関、州政府、関係省の所管であり、不明点が多い。

⁵⁹ MoE Achievements of New Education Policy (20 Dec., 2023).

<https://dsel.education.gov.in/sites/default/files/update/PIB1988845.pdf>

⁶⁰ 実施されている連邦レベルの施策の一例として、UGC による海外高等教育機関のインド国内での分校設置に関する規則(2023)、海外の高等教育機関とのツィニング/ジョイント/デュアル・ディグリープログラムに関する規則(2022)の制定がある。(3-7-1. 国境を越える高等教育活動)

⁶¹ MoE (7 Feb., 2024) 'Implementation of NEP 2020'.

<https://www.pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=2003660>

⁶² MoE (7 Feb., 2024) 'Implementation of NEP 2020'.

<https://www.pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=2003660>

⁶³ AISHE 2021-22, Concept and Definitions (Annexure-2).

- ✓ 本図は、AISHE、AICTE Approval Process Handbook 及びインド教育分類標準 (Indian Standard Classification of Education: InSCED)、UK ENIC データベース、WES/WENR の記述に基づき記載しているが、これとは異なる点もあると考えられる。

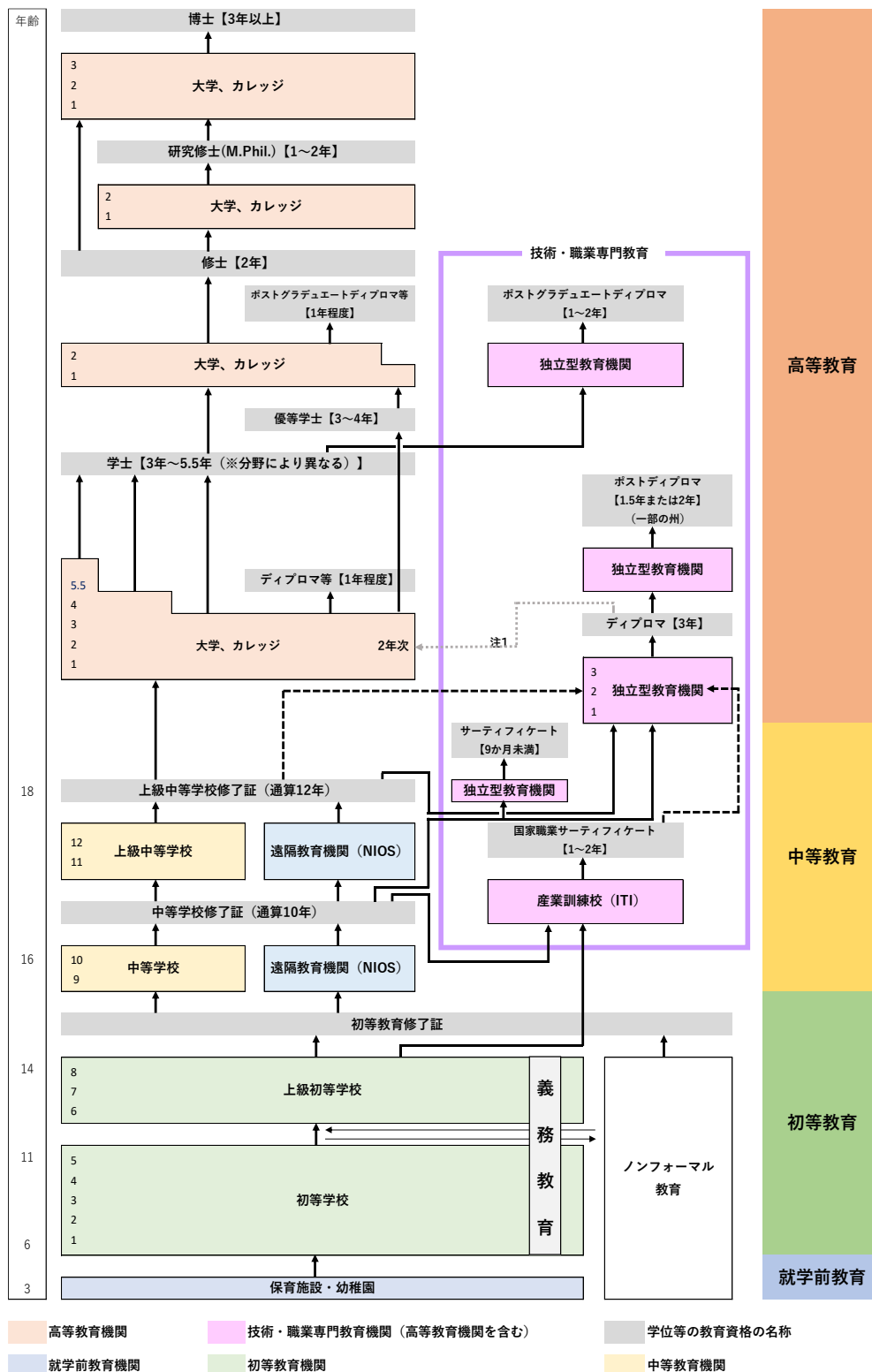
(ノンフォーマル教育)

- ✓ 本図は、基本的にフォーマル教育について記載している。なお、インドの初等教育はフォーマル教育とノンフォーマル教育から構成される。フォーマル教育は、「階層的に構成され (hierarchically structured)、時間 (年齢) 順に組織された (chronologically organised) 教育システム」とされる。また、ノンフォーマル教育は「フォーマル教育制度の枠外で行われる、組織化・システム化・計画された教育活動を指す」と定義される⁶⁴。
- ✓ 連邦政府は、様々な理由により学校に行っていない子どもに対する代替的な教育としてノンフォーマル教育を位置付け、1970 年代には貧困層や失業者、また非識字層への不平等を取り除くための重要な手段とした。1990年代に関連施設を利用する子どもの数は大幅に増加し、1997 年には 21 州で約 700 万人を対象としてノンフォーマル教育が実施され、その後も政府による NGO への資金援助の影響もあり、1997～99 年にかけて関連する NGO が設立された⁶⁵。貧困やカースト等の問題を抱えるインドにおいて、ノンフォーマル教育は重要な位置付けを与えられているが、本概要では、基本的にフォーマル教育のみを扱っている。

⁶⁴ Government of India (2014) 'Indian Standard Classification of Education (InSCED)', p.3.

⁶⁵ 針塚(2010)「路上生活経験のある子どもの『教育の機会』と NGO」p.101.

図表 1-3: 学校教育制度系統図及び学位等の代表的な教育資格



注1 AICTE が認可する技術教育機関(Technical Institutions(工学、技術、薬学、建築、計画、応用美術、ホテルマネジメント・ケータリング技術、コンピュータ、マネジメント等の分野。ポリテクニクを含む))については、修了試験で一定以上の成績をとった者については、大学・カレッジの関連分野の学士課程の2年次への編入学を認めている大学がある(AICTE Approval Process Handbook 2024-2027. Annexure 8. p.104、AIU Information Brochure, para.56.)。(3-4-1. 入学資格(出願資格))

出所:以下を基に作成。

- ・ Government of India (2014) 'Indian Standard Classification of Education (InSCED)'.
- ・ Government of India (1990) 'Resolution', No. F.5-24/90-Sch.3.
- ・ National Policy on Education 1986 (As modified in 1992) with National Policy on Education, 1968.
- ・ Directorate General of Training (2019) 'Directorate General Training (DGT) Presentation'.
- ・ Ministry of Law and Justice, 'The Right of Children to Free and Compulsory Education Act, 2009'.
- ・ UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education) Regulations, 2003.
- ・ UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the Master's Degree through Formal Education) Regulations, 2003.
- ・ UGC (Minimum Standards and Procedure for Award of M. Phil./Ph.D. Degree) Regulation, 2016.
- ・ UGC (2014) 'University Grants Commission Specification of Degrees'.
- ・ AICTE (NA) 'Approval Process Handbook 2020-21'.大学2年次編入学については、pp.101 -102 7.14 Admission to Lateral Entry to Second Year Course(s), p.119, 121.
- ・ AIU (1991) 'Letter NO. EV/11(354)/91 dated on 25 July 1991'.
- ・ AIU (NA) 'Equivalence of Degree'.
- ・ NIOS (2012) 'Bye-Laws Governing Examination and Certification 2012'.
- ・ CBSE (2013) 'Examination bye-laws 1995 (Updated up to January 2013)'.
- ・ CISCE (NA) 'About the Council'.
- ・ India Colleges Hub (NA) 'Advanced Diploma (Advanced Diploma) Courses in India'.
- ・ College Dekho (NA) 'List of Courses in 2020-ITI courses after 8th and 10th'.
- ・ MSBSHSE (NA) 'The Maharashtra Secondary and Higher Secondary Education Boards Regulations, 1977 (as amended up to 31st October 1990)'.
- ・ UNESCO-UNEVOC (2018) 'TVET Country Profile India'.
- ・ UK ENIC, International education system, India.
- ・ 文部科学省(2014)『『教育改革の総合的推進に関する調査研究～諸外国における学生に関する改革の状況調査』報告書』
- ・ 文部科学省(2017)『世界の学校体系(アジア)ーインド』

1-5. 学年暦・教授言語

1-5-1. 学年暦

学校教育(初等・中等教育)については、学年暦に関する連邦レベルの規定はなく、州によって異なる。北東部の州の多くが1月または2月～12月、南部及び西部に位置する州の多くが6月～翌年4月である。このほか、4月～翌年3月の州、11月～翌年10月の州もある⁶⁶。

高等教育については各大学が定める。6月～7月に始まり、4月～5月に終わる教育機関が多い⁶⁷。

1-5-2. 教授言語

ヒンディー語(連邦公用語)、英語(準公用語)、他に憲法で定められている21の言語の多くが教授言語として使用されている。少数民族が多い州においては、それぞれの民族の言語が教授言語とし

⁶⁶ MHRD (2017) 'Selected Information on School Education (Reference Year: 2015-2026)'.

本資料に各州の学年暦が掲載されている。

⁶⁷ 例えば、デリー大学の学年暦は7月～翌年5月、アショカ大学は9月～翌年5月など、大学によって異なる。

University of Delhi (2019) 'University of Delhi. Notification'.

Ashoka University (2022) 'Academic Calendar 2022-2023'.

て使用されている⁶⁸。どの言語を教授言語として用いるかは州が決定する⁶⁹。高等教育では通常、地域の言語とともに英語が教授言語として広く使用されている⁷⁰。

1-6. 各教育段階における教育機関、修業年限、資格の種類

インドにおける就学前教育、初等教育、中等教育、高等教育、また、技術・職業専門教育の各教育段階の概要は図表 1-4、図表 1-5 のとおりである。

図表 1-4: 各教育段階の教育機関、修学年数、資格等

教育段階	代表的な教育機関・教育課程		標準的な修学年数	取得できる資格
就学前教育	保育施設・幼稚園 [Pre-primary School]		1～3年	
前期初等教育	初等学校 [Primary School]		5年	
後期初等教育	上級初等学校 [Upper Primary School]		3年	初等学校修了証(通算8年) [Certificate for completion of elementary education]
前期中等教育	中等学校 [Secondary School]		2年	中等学校修了証(第10学年) [Class 10 (Secondary School) Certificate]
後期中等教育	上級中等学校 [Higher Secondary School]		2年	上級中等学校修了証(第12学年) [Class 12 (Higher Secondary) Certificate]
高等教育	大学、カレッジ [University, College]	学士課程	3～5.5年 ※分野により異なる	学士 [Bachelor] ※技術・職業専門教育型の学士課程における職業学士(Bachelor of Vocation: B.Voc.)もここに含まれる
		優等学士課程 ※一部の分野において通常の学士課程とは別に置かれる課程	3～4年	優等学士 [Bachelor of Honours]
		修士課程	2年	修士 [Master] ※技術・職業専門教育型の修士課程における職業修士(Master of Vocation: M.Voc.)もここに含まれる
		研究修士課程	1～2年	研究修士 [Master of Philosophy (M. Phil.)]
		博士課程	3年以上 ※6年まで在籍可能	博士 [Ph.D.等]

出所:以下の資料を基に作成。

- ・ Government of India (2014) 'Indian Standard Classification of Education(InSCED)'.
- ・ Government of India (2017) 'Selected Information on School Education 2015-2016'.
- ・ Government of India (1990) 'Resolution, No. F.5-24/90-Sch.3'.
- ・ UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education) Regulations, 2003.
- ・ UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the Master's Degree through Formal Education) Regulations, 2003.
- ・ UGC (Minimum Standards and Procedure for Award of M. Phil./Ph.D. Degree) Regulation, 2016.

⁶⁸ MHRD (2017) 'Selected Information on School Education (Reference year 2015-2016)'.

⁶⁹ UK ENIC 'Education in India'.

⁷⁰ CEP, Australia

- ・ UGC (2014) 'University Grants Commission Specification of Degrees'.
- ・ AICTE (NA) 'Approval Process Handbook 2020-21'.
- ・ AIU (1991) 'Letter NO. EV/11(354)/91 dated on 25 July 1991'.
- ・ NIOS (2012) 'Bye-Laws Governing Examination and Certification 2012'.

注:

- ※1 初等・中等教育の修学年数については、前述のとおり一部の州によって異なる年限が設定されている。ここでは、多くの州で採用されている年数(5+3+2+2)を記載している。
- ※2 本表の教育機関種の英語表記は「インド教育分類標準(InSCED)」に準拠したが、州の違い等によりバリエーションがみられる。例えば、「上級中等学校」の英語として「Senior Secondary School」を用いている州もある(MHRD (2017) 'Selected Information on School Education (Reference year 2015-2016)', SISE1-3)。

図表 1-5: 技術・職業専門教育の主な教育課程、標準的な修学年数等

教育課程	教育機関	標準的な修学年数	一般的な入学資格	取得できる資格
国家職業 サーティフィケート課程 注1 [中等教育レベル]	産業訓練 機関(ITI)	1年または 2年	通常、中等学校卒業(中等学校修了証取得)。コースによっては、上級初等学校卒業(初等教育修了証取得)	Certificate
サーティフィケート課程 [後期中等教育レベル]	独立型 教育機関	9 か月未満	中等学校卒業(中等学校修了証取得)または、上級中等学校卒業(上級中等学校修了証取得)	Certificate
ディプロマ課程 [短期高等教育レベル]		9 か月未満 ～3 年程度	中等学校卒業(中等学校修了証取得)または、上級中等学校卒業(上級中等学校修了証取得) ※ITIを卒業し、国家職業サーティフィケートを取得した場合は2年次に編入可能。	Diploma
ポスト・ディプロマ課程 [ディプロマ後の課程 (レベルは不明)]		1.5 年 または 2 年	独立型教育機関のディプロマ課程修了(ディプロマ取得)	Post Diploma
ポストグラデュエート・ ディプロマ課程 [修士レベル]		1～2年	大学等の学士課程修了(学士取得)またはそれと同等の資格	Post Graduate Diploma

出所:以下の資料を基に作成。

- ・ Government of India (2014) 'Indian Standard Classification of Education (InSCED)'.
- ・ AICTE (NA) 'Approval Process Handbook 2020-21'.

注1:ITIの課程修了後に別途試験を受験し、合格することで「National Trade Certificate: NTC(国家職業サーティフィケート)」が得られる。NTC は、各職種に関する国の資格・免状(サーティフィケート)である。

1-7. 資格枠組

「国家教育政策 2020(NEP2020)」において、既に策定されている技能資格に関する国の枠組みである「国家技能資格枠組(National Skills Qualifications Framework: NSQF)」⁷¹と連動させる形で高等教育に関する国家資格枠組を開発する必要性が指摘され⁷²、2022年2月、UGCのウェブサイトに資格枠組のドラフト⁷³が掲載され、意見募集が行われた。

その後の意見募集等の動きは確認できていないが、2023年5月に、インドの国家高等教育資格枠組(National Higher Education Qualifications Framework: NHEQF)がUGCのウェブサイトで公表された⁷⁴。UGCによると、NHEQFの策定には、UGCが中心となり、大学・カレッジの関係者、National Institute of Education Planning and Administration(NIEPA)等の高等教育研究機関、技術・職業専門教育関係機関、AICTE等規制機関、国家評価ア kreditation 審議会(National Assessment and Accreditation Council: NAAC)等ア kreditation 機関が参画したとされる。

NHEQFは、学部から大学院レベルまでの高等教育(アカデミックな教育の資格だけでなく、医学教育と法学教育を除く高等教育レベルの職業・技術専門教育を含む)の資格枠組であり、身に付けることが期待される学習成果に基づいて、各資格が分類・説明されている。

UGCによると、これまでのインドの教育資格は資格ごとの統一的な学習成果(アウトカム)が設定されておらず、同じ資格名であっても当該資格を発行する機関が所在する州等により同等のものと考えることが難しい場合があった。そこで、各資格について統一的な基準(期待される学習成果や資格取得に必要な要件等)を設けることで、インドの資格の質保証に寄与するとともに、国内及び外国との学生モビリティの促進や雇用可能性の向上を目指すとしている。

NHEQFでは高等教育資格が図表 1-6 のように整理されているので、参考に記載するが、NHEQFは、作成経緯や位置付け、活用計画等が不明であること、また、大学等での実際の運用状況等も不明であり、NHEQFの情報をインドの教育制度概要資料の出所とすることの妥当性について現段階で判断がつかない。そのため、本概要ではNHEQFを情報源としては使用していない。

⁷¹ 技術・職業専門教育に関する資格枠組は、2009年、技能開発に関する国の政策において普通教育と職業専門教育・訓練を包括する資格枠組の必要性が提言されたことを受け、策定に向けた取組みが進められた。2013年、技能開発・起業促進省(MSDE)によって「国家技能資格枠組(NSQF)」が策定された。NSQFでは、技術・職業専門教育に関する学習のレベルが10段階(レベル1～10)に分類された。それぞれのレベルについて、当該段階の学習に必要な事前の知識・能力、当該段階で身に付けることが期待される学習成果(基本的スキル、専門知識・スキル)、責任(当該学習を自身で行えるか、他者の監督を要するかなど)が示されている。また、UGCはNSQFに基づく技能教育のガイドラインを策定し、サーティフィケートやディプロマ等の技術・職業系の資格とNSQFのレベルの対応関係を示している。

Ministry of Finance (2013) 'Notification No. 8/6/2013-Inv't', 13. Functions/Responsibilities of Stakeholders.

https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/NSQF%20NOTIFICATION.pdf

UGC (NA) 'Guidelines for providing Skill Based Education under National Skill Qualification Framework'.

https://www.ugc.gov.in/pdfnews/6556003_Guidelines-for-providing-Skill-Based-Education-under-NSQF.pdf (2026.8.21 アクセス)

⁷² National Education Policy 2020, p.47.

⁷³ Draft National Higher Education Qualifications Framework (NHEQF)

https://www.ugc.ac.in/pdfnews/2142241_NHEQF-Draft.pdf (2026.8.21 アクセス)

⁷⁴ <https://www.ugc.gov.in/KeyInitiative?ID=CjV3jqYIZhtroLHLDug2Ew==> (2026.8.21 アクセス)

図表 1-6: 国家高等教育資格枠組(NHEQF)のレベルと対応する資格等

レベル	資格の種類	資格取得の要件(必要な単位数等)
4.5	Undergraduate Certificate	学士課程の1年次(2セメスター)修了(必要修得単位数は40単位)とそれに続くスキル向上コース(4単位)の修了
5	Undergraduate Diploma	学士課程の2年次(4セメスター)修了(必要修得単位数は80単位)とそれに続くスキル向上コース(4単位)の修了
5.5	Bachelor's Degree(一般的な学士) 例: Bachelor of Arts (B.A.)、 Bachelor of Science (B.Sc.)、 Bachelor of Commerce (B.Com.)	・ 3年(6セメスター) ・ 必要修得単位数は 120 単位
5.5	Bachelor of Vocation (B.Voc.) ※職業に関連する一部の分野の専門教育を行う学士課程の資格	・ 3年(6セメスター) ・ 必要修得単位数は120単位
6	Bachelor of Engineering (B.E.)、 Bachelor of Technology (B.Tech.)等の工学/技術系学士	・ 4年(8セメスター) ・ 必要修得単位数は160単位
6	教員養成の4年制デュアル・ディグリープログラムで取得できる資格。 B.A.と B.Ed.、B.Sc.と B.Ed.、B.Com.と B.Ed.のように複数の組合せがある	・ 4年(8セメスター) ・ 必要修得単位数は160単位
6	Bachelor's Degree (Honours/ Honours with Research)(優等学士)	・ 4年(8セメスター) ・ 必要修得単位数は 160 単位
6	Post Graduate Diploma	・ 2年制修士課程(2-year master's programme)の1年次(2セメスター)修了 ・ 必要修得単位数は40単位
6.5	Master's Degree(一般的な修士) 例: Master of Arts (M.A.)、 Master of Commerce (M.Com.)、 Master of Science (M.Sc.)	【3年制学士課程修了の場合】 ・ 2年(4セメスター) ・ 必要修得単位数は80単位
		【4年制優等学士修了の場合】 ・ 1年(2セメスター) ・ 必要修得単位数は40単位
7	Master of Engineering (M.E.)、 Master of Technology (M.Tech.)等の工学/技術系修士	・ 工学/技術系の学士(B.E.、B.Tech.等)取得後、2年(4セメスター) ・ 必要修得単位数は80単位
8	Doctoral Degree(博士)	コースワークに係る単位の修得、博士論文、公開される論文などの所定の学修

出所:以下の資料を基に作成。

・ NHEQF, pp.46-47, Table 11.

<https://www.ugc.gov.in/pdfnews/2990035.Final-NHEQF.pdf> (2026. 8.21 アクセス)

注:

※1 NHEQF では資格のレベルが1～8までの 8 段階に区分され、1～4を学校教育のレベル、4.5～8を高等教育のレベルとしている。

※2 NHEQF における単位(academic credit)については、NHEQF 巻末の用語解説で次のとおり説明されている。
「1 単位は 1 週間のうちに実施が求められる指導(instructions)の時間数を指す。例えば、セメスターで実施される『3 単位のコース』とは、当該セメスターの期間中、毎週 1 時間の講義が3つあるコースを意味する。」

第2章 初等教育、中等教育制度の概要

2-1. 初等教育

2-1-1. 初等教育制度の概要

2009 年の連邦法「無償義務教育に関する子供の権利法」により、初等教育は、6～14 歳の 8 年間(第 1～8 学年)であり、無償の義務教育と定められている⁷⁵。初等教育は、各州が定める関連法に基づいて実施される。

初等教育は前期と後期に分かれ、前期初等教育は初等学校、後期初等教育は上級初等学校で実施される。多くの州で初等学校 5 年(第 1～5 学年)、上級初等学校 3 年(第 6～8 学年)が採用されている。一部の州では、以下のようにこれとは異なる制度が採用されている⁷⁶。いずれの場合であっても、初等・中等教育を合わせた就学年数は、全ての州・連邦直轄領共通の 12 年である⁷⁷。

- ゴア州、ミゾラム州、西ベンガル州:初等学校 4 年(第 1～4 学年)、上級初等学校 4 年(第 5～8 学年)
- ケララ州:初等学校 4 年(第 1～4 学年)、上級初等学校 3 年(第 5～7 学年)
- オディシャ州:初等学校 5 年(第 1～5 学年)、上級初等学校 2 年(第 6～7 学年)

初等教育には、8年間(第 1～8 学年)の教育を一貫して行う上級初等学校が存在する。同様に、前期中等教育機関にあたる中等学校において、第 1～10 学年または第 6～10 学年までの教育を一貫して行うことや、後期中等教育機関である上級中等学校において第 1～12 学年または第 6～12 学年までの教育を一貫して行うことがある⁷⁸。

国家教育政策(NEP2020)では、就学前教育から Second Stage までの15年間(3～18歳)を義務教育とすることを提案しているが(図表 1-2)、各州の実施状況は確認できていない。

⁷⁵ Ministry of Law and Justice, 'The Right of Children to Free and Compulsory Education Act, 2009', 8. Duties of appropriate Government. National Policy on Education 1986.

また NPE1986において、初等学校5年+上級初等学校3年の計8年と記載されている。

⁷⁶ MHRD (2017) 'Selected Information on School Education (Reference year 2015-2016), SISE1-3. なお、初等学校 5 年+上級初等学校 3 年を採用している州においては、義務教育期間と初等教育期間が一致するが、ケララ州のように初等学校の入学が 5 歳である州や、オディシャ州のように初等教育期間が計7年となっている州もあり、連邦の規定と一致しない場合がある。

⁷⁷ MHRD (2017) 'Selected Information on School Education (Reference year 2015-2016)'.

⁷⁸ 教育省による年度ごとの学校教育統計資料(Government of India, MoE (NA). Report on UNIFIED DISTRICT INFORMATION SYSTEM FOR EDUCATION PLUS (UDISE+))にこうした区分がみられる。なお、本概要に掲載している統計情報については、上級中等学校に 12 年制一貫校(第 1 学年から 12 学年まで)や7年制一貫校(第 6 学年から 12 学年まで)が、また、中等学校に 10 年制一貫校(第1学年から 10 学年まで)及び 5 年制一貫校(第 6 学年から 10 学年まで)が含まれる。

【参考】初等教育と高等教育の緊張関係と無償義務教育に関する子供の権利法(2009 年連邦法)について

2000 年、K.R.Narayan 大統領(当時)は、インドは独立後 50 年を経て、世界有数の技術人材を有する一方で、世界最多の非識字者を有し、同時に、世界最大の中産階級を有する一方で、世界最多の貧困線以下の人口を有する、と述べている。さらに非識字の問題が、なぜ、国の最重要課題とならないのか、識字のための大規模な取り組みが必要であると述べている。(Narayan 2000)

技術・高等教育を通じて優秀な技術人材が育成される一方で、初等教育については、アクセス、質ともに大きな課題があり、2005-2006 年の時点での学校に通学している 6-14 歳の子供の割合は、79.6%であり^{注2}教育の質の問題も深刻である^{注3}。このようなインドの教育の「二重性」の問題は、インドの教育政策の目的の二重性の問題でもあるとされる。技術・高等教育が経済成長を目的とする一方で、初等教育は多様な背景をもった国民の教育を通じて、国民統合、民主主義、世俗主義を目指すものであるが、両者の間には緊張関係があるとされる^{注4}(Little 2010, p.55, p.57)

初等教育のアクセス改善に関する、近年の顕著な動きは、2009 年の連邦法「無償義務教育に関する子供の権利法(Right of Children to Free and Compulsory Education Act: RTE Act)」である。同法は、6 歳から 14 歳までのすべての子供に最低限の基準・質^{注5}を満たす近隣のフォーマル教育の学校で、無償で教育を受ける権利があることを明記し、無償義務教育の提供は法的義務であるとした^{注6}

同法には、連邦・州政府の役割、教員の資格や任務、授業日数、児童/教員数比率、カリキュラム及び成績評価、試験等教育内容に関する規定のほか、初等教育を修了するまで子どもを退学または留年させてはならないこと^{注7}、修了者には初等教育修了証が授与されること、また、初等教育の準備のため、3~6 歳の子どもに無償の就学前教育を提供するなど必要な措置を講じる必要があること、無認可学校の設置や運営の禁止などの事項が記載されている。

^{注1} インドにおける無償義務教育の実現に向けた連邦政府等の取組みについて日本語文献としては、辻田(2015)、西村(2017)、渡辺(2016)などに詳しい。これらの論考では、無償の義務教育の実現は 1950 年のインド憲法にも掲げられ、多くの州で関連する法律が策定されたが、努力目標に近いものであり、教育の普及に関し州間で大きな差が生まれる結果となったこと、連邦政府は国家教育政策を通じて就学率向上と義務教育の普及に向けた取り組みを本格化させたこと、2009 年の RTE 法制定により義務教育に関する連邦の責任が強化され、義務教育予算全体に占める連邦による負担が 1 割程度から 7 割程度までに増加したことなどが指摘されている(辻田(2015)、西村(2017)、MHRD (NA) 'Annual Report 2016-17', 渡辺(2016))。

^{注2} 国家健康調査各州報告書(2007) (セン、ドレーズ(p.123)から引用。)

^{注3} インド人間開発調査(2004-2005)では、調査対象の子供(8 歳~11 歳)の 36%は、「私の母の名前は〇〇です」といった単純な文を書けない、子供の 43%は、2 桁同士の引き算ができない、といった調査結果が報告されている。(セン、ドレーズ(p.191)から引用。)

^{注4} 技術・高等教育と初等教育の「緊張関係」について Little は「インドの教育の近代化を通じて、経済成長のための人材育成としての技術・高等教育と、社会変革と社会・経済格差の解消のための初等教育の間に緊張関係があった。この間、政治的な意思がより財政に反映されていたなら、初等教育への予算配分はさらに控え目なものとなっていたであろう。他方、最近では、国内外での初等教育へのアクセスは人権であるという見方へのコンセンサスから、初等教育への予算配分は増加している。」とし、予算の配分、連邦教育省と州政府の関係について論じている。(p.8, pp.23-24, p.55, p.57)

^{注5} RTE法に、初等教育を行う学校が満たすべき規範と基準(norm and standards)の記載がある。質の高い教育を保証するため、学年や児童数に応じた教員数、校舎(建物)、授業日数・時間数、教員の労働時間、教育設備、図書室、運動・遊具等について規定されている。

^{注6} RTE 法以前にもいくつかの州では義務教育に関する法律が存在するが、これらは州に法的責任を課すものではない(Little 2010, p.34)。他方同法では、無償義務教育の法的責任の主体として、連邦政府、州政府、自治体、保護者が挙げられている(RTE 法第 III 章)。

^{注7} なお、留年に関する規定は2019年に改訂されている。第5学年(初等学校最終学年)及び第8学年(上級初等学校最終学年)の終わりに定期試験を行い、当該試験で不合格の場合に受験する再試験で不合格となった場合には、留年措置が可能となる旨が規定された(RTE 法(2019 Amendment))。

2-1-2. 教育機関

初等教育機関は、レベル別には初等学校(前期初等教育)と上級初等学校(後期初等教育)に分かれる。運営形態別には、公立学校(Government school)、政府補助型私立学校(Private-aided school)、自弁型私立学校(Private-unaided school)、上記に含まれない特定カテゴリーの学校(specified category school)に分かれる。[図表 2-1](#)に、運営形態別の概要を示す。

図表 2-1:初等学校、上級初等学校の分類(運営形態別)

分類	設置・運営	備考
公立学校 (Government)	連邦政府、 州政府/districts、 連邦直轄領政府、(州政府 より下位の)地方自治体	教育省以外の省庁が運営する学校も含まれる
政府補助型私立学校 (Government-aided)	民間団体	連邦政府、州政府から財政面の全てまたは一部の支援を受けて運営される ※Private-aidedと表記されることもある
自弁型私立学校 (Private-unaided)	民間団体	連邦政府、州政府の財政支援を受けずに運営される
特定カテゴリーの学校 (specified category)	連邦政府	Kendriya Vidyalaya(地方異動がある連邦政府職員の子どものための学校)、Navodaya Vidyalaya(主に地方の優秀な児童を選抜し、寮生活をしながら英才教育を行う学校)等が該当する

出所:以下の資料を基に作成。

- ・ Ministry of Law and Justice 'The Right of Children to Free and Compulsory Education Act, 2009', 2. Definitions.
- ・ MHRD (2020) 'Schools by detailed type of Management'.
- ・ KVS (NA) 'Mission and Key Objectives'.
- ・ NVS (NA) 'About us'.

[図表 2-2](#)～[図表 2-4](#)に、初等教育機関数、在籍児童数、総就学率、退学率を示す。

図表 2-2:初等教育機関数(年度別)

(単位:校)

年度	初等学校	上級初等学校
2024-2025 年	730,518	434,013
2023-2024 年	736,611	432,416
2022-2023 年	743,474	426,894
2021-2022 年	760,460	435,805
2020-2021 年	774,742	442,928
2019-2020 年	778,842	443,643
2018-2019 年	826,982	443,392

出所:

- ・ MoE (NA) 'Report on UNIFIED DISTRICT INFORMATION SYSTEM FOR EDUCATION PLUS UDISE+ 2024-2025, 2023-24, 2022-23'.の各版
- ・ MoE (NA) 'Report on UNIFIED DISTRICT INFORMATION SYSTEM FOR EDUCATION PLUS (UDISE+) FLASH STATISTICS 2021-22, 2020-21'.の各版

- ・ MoE (NA) 'Report on UNIFIED DISTRICT INFORMATION SYSTEM FOR EDUCATION PLUS (UDISE+) 2019-20, 2018-19' . の各版

注: 上級初等学校の数には、第6～8学年までの教育を行う学校に加え、第1～8学年までの教育を行う一貫校も含まれる。

図表 2-3: 初等教育機関の在籍児童数及び総就学率(年度別)

年度	初等学校(第 1～5 学年)		上級初等学校(第 6～8 学年)	
	在籍児童数(人)	総就学率(%)	在籍児童数(人)	総就学率(%)
2024-25 年	104,381,347	90.9	63,695,100	90.3
2023-24 年	107,837,711	93.0	63,126,015	89.7
2022-23 年	112,421,298	96.2	63,477,860	90.2
2021-22 年	121,842,250	103.4	66,790,692	94.7
2020-21 年	122,021,291	103.3	65,854,199	92.2
2019-20 年	121,686,703	102.7	64,873,387	89.7
2018-19 年	120,230,170	101.3	64,267,026	87.7

出所: 図表 2-2 に同じ。

注: 総就学率(Gross enrolment ratio)は、その年度の就学年齢の人口の総数に対する、実際にその年度に在籍していた児童数の比率。通常の年齢よりも早いまたは遅い入学等による、就学年齢以外の児童数を含むため、100%を超える場合がある。

図表 2-4: 初等教育退学率(年度別)

(単位: %)

年度	初等学校(第 1～5 学年)	上級初等学校(第 6～8 学年)
2024-25 年	0.3	3.5
2023-24 年	1.9	5.2
2022-23 年	7.8	8.1
2021-22 年	1.5	3
2020-21 年	0.8	1.9
2019-20 年	1.5	2.6
2018-19 年	4.5	4.7

出所: 図表 2-2 に同じ。

注: 数字は、当該年度に在籍し、翌年度、在籍しなかった児童数の総児童数に対する比率。

2-1-3. 授業科目

連邦政府のカリキュラムであるナショナルカリキュラムフレームワーク(NCF)によると、初等教育の主な学習分野は、言語(2～3言語)、算数、科学(理科)、社会、芸術、保健体育、私たちの周りの世界、職業教育(生命と自然との関わり、機械と物質との関わり、人間との関わり)である。言語科目は、第 1 言語が教授言語(母語、ホームランゲージ⁷⁹であることが望ましい)、第 2 言語は英語を含むそれ以外の言語、第 3 言語は第 1・第 2 言語以外の言語。第1、第2、第3言語は州または関係機関が決

⁷⁹ インドではセンサスにおいて、mother tongue と home language の用語が使用されている。センサスにおいては、mother tongue は認定されており、2011 センサスでは、1,369 の mother tongue が認定されている。一方、home language は、家で使われている言語。

定する⁸⁰。各州は NCF を各州の文脈やニーズを踏まえ改定し、州のカリキュラムフレームワークを策定する⁸¹。

2-1-4. 初等教育で得られる資格

初等学校の最終年次(第 5 学年)に定期試験を受験し、合格すれば後期初等教育である上級初等学校に進むことができる。また、上級初等学校の最終年次(第 8 学年)に試験を受け、合格すれば初等教育修了の正式な資格である「初等教育修了証(Certificate for completion of elementary education)」が授与され⁸²、中等学校または中等教育段階の技術・職業専門教育を行う産業訓練機関(ITI)の一部の課程に進学できる⁸³。

前述の RTE 法が施行された2010年以降、初等教育段階の留年措置の仕組みはなかったが、初等教育の修了を徹底させる観点から RTE 法が 2019 年に改正され、第 5 学年、第 8 学年の試験(再試験)で不合格の場合、州政府等の関係当局の判断で留年させることが可能となった⁸⁴。

2-2. 中等教育

2-2-1. 中等教育制度の概要

中等教育については連邦レベルの法令は存在せず、各州が定める中等教育関連法に基づいて実施される。

中等教育は前期と後期に分かれ、前期中等教育は中等学校、後期中等教育はそれに続く上級中等学校で実施される。上級中等学校で提供される教育は、主に大学、カレッジへの進学準備を目的とするものである⁸⁵。教育に関する国家政策1986/1992(NPE1986/1992)において、中等教育は、初等教育の 8 年に続く中等学校での 2 年(第9～10 学年)とそれに続く上級中等学校での 2 年(第11～12 学年)の計 4 年であると示されており⁸⁶、ほとんどの州がこれを採用しているが、初等教育を7年とする州⁸⁷では中等学校 3 年(第8～10 学年)と上級中等学校 2 年(第11～12 学年)の計5

⁸⁰ NCERT (2023) 'National Curriculum Framework 2023'.

初等・中等教育のカリキュラムについては、連邦教育省傘下の国家教育研究訓練評議会(National Council of Educational Research and Training: NCERT)がその大枠を NCF として策定し、これに沿って、各州が具体的なカリキュラムとシラバスを策定するのが一般的な仕組みとなっている。ただし、NCF の実際の導入については、州や地域によって異なるとみられる(一概にインドの教育のカリキュラムはこれである、と述べることはできない)。インターナショナルスクールなどでは、NCF のほかに、英国のケンブリッジ国際カリキュラムや国際バカロレア(IB)などの国際的なカリキュラムを利用しているところも多いとされる。

なお NCERT は、1961 年に連邦政府によって設立された組織で、インド全州及び直轄領の教育大臣と教育の専門家で構成される審議会である。連邦政府による学校教育に関する政策(教師教育に関することを含む)の導入や教師教育について責任を有する。

⁸¹ WES/WENR 'Education in India'. によると、2013年時点で NCF を採用している州はインド全州の約半分であるとしている <https://wenr.wes.org/2018/09/education-in-india>

⁸² Ministry of Law and Justice, 'The Right of Children to Free and Compulsory Education Act, Amendment ACT 2019'.

なお、UK ENIC 'Education System in India' の説明によると、修了証/資格のタイトルは州によって異なる。

⁸³ Government of India (2014) 'Indian Standard Classification of Education (InSCED)'.

⁸⁴ Ministry of Law and Justice, 'The Right of Children to Free and Compulsory Education Act, Amendment ACT 2019'.

⁸⁵ UK ENIC 'Education system in India'.

⁸⁶ MHRD (1998) 'National Policy on Education 1986 (As modified in 1992) with National Policy on Education, 1968'.

⁸⁷ ケララ州とオディシャ州がこれに該当する(MHRD (2017) 'Selected Information on School Education (Reference year 2015-2016)', SISE1-3)。

年であるなどの違いがある⁸⁸。いずれの場合であっても、初等・中等教育を合わせた就学年数は、全ての州・連邦直轄領共通の12年である⁸⁹。

各州のカリキュラム策定やそれに基づいた修了試験、修了証書発行は中等教育委員会が実施する。中等教育委員会には、連邦レベルの委員会(The Central Boards of Secondary Education(CBSE、政府系)、Council for Indian School Certificate Examination(CISCE、民間)、National Institute of Open Schooling(NIOS、遠隔教育・政府系))と、各州の委員会(State Board of Secondary Education:SBSE)があり、各学校はいずれかの中等教育委員会に加盟する^{90、91、92、93}。

このほか、中等教育段階の技術・職業専門教育⁹⁴を行う産業訓練機関(ITI)がある。(2-2-5. 中等教育段階の技術・職業専門教育)

2-2-2. 教育機関

中等教育機関は、レベル別には中等学校(前期中等教育)と上級中等学校(後期中等教育)に分かれる。運営形態別には、初等教育機関と同じく公立学校(Government school)、政府補助型私立学校(Government-aided school)、自弁型私立学校(Private-aided school)、上記に含まれない特定のカテゴリの学校(specified category school)に分かれる⁹⁵。(図表 2-1:初等学校、上級初等学校の分類(運営形態別)参照)

図表 2-5～図表 2-7 に、中等教育機関数、在籍生徒数、総就学率、退学率を示す。

⁸⁸ 中等学校、上級中等学校には一貫校も多く存在する。第1～10 学年もしくは第6～10 学年の教育を一貫して行う中等学校や、第1～12 学年もしくは第6～12 学年の教育を一貫して行う上級中等学校である。

MoE (NA) 'Report on Unified District Information System for Education Plus (UDISE+)' の各年版。
<https://dashboard.udiseplus.gov.in/#/>

⁸⁹ MHRD (2017) 'Selected Information on School Education (Reference year 2015-2016)'.

⁹⁰ Government of India (2017) 'Selected Information on School Education (reference year: 2015-2016)', pp.12-17. 同資料には州の中等教育委員会の一覧を含む。

⁹¹ WES/WENR 'Education in India'. では、中等教育委員会は、当該委員会に所属する学校の修了試験の実施、カリキュラムの策定、教科書の作成、所属する学校の監督(oversee)も行う、と説明している。

⁹² Tilak (2018, pp.266-267) は、CBSE について次のように説明している:「CBSE は、中等教育の規制機関(regulatory body)のような役割を果たしており、中等教育学校を認可したり学校と提携関係を持つほか、カリキュラムやシラバスの設計、中等教育及び上級中等教育試験の実施などを行う。全ての国立の学校(連邦政府が作った学校)はCBSE の傘下に置かれ、CBSE の監督下におかれる。一方で、州も自身の州の学校を監督する中等教育委員会を持つことが多く、州立の学校は州の委員会の傘下に置かれる。州内にある私立学校についてはCBSE または州の委員会のどちらの傘下に入るか学校が選択できるが、一般に、CBSE のシラバスのほうが質が高いとみなされており、レベルの高い私立学校の多くはCBSE の傘下に入っている。」

⁹³ 渡辺(2022^b)によれば、「主として、連邦政府が設置する学校や都市部の私立学校はCBSEに、州政府が設置する学校は各州レベルの委員会に加盟している」とされる。

⁹⁴ Government of India (2014) 'Indian Standard Classification of Education (InSCED)', pp.4-23 によると、インドの中等教育には普通教育と技術・職業専門教育がある。また、中等教育は遠隔教育(Distance Mode)を通じて実施される。

⁹⁵ MHRD (2017) 'Selected Information on School Education (Reference year 2015-2016)', MoE (NA) 'Report on UNIFIED DISTRICT INFORMATION SYSTEM FOR EDUCATION PLUS (UDISE+)' の2018～2021年度の各年版。

図表 2-5:中等教育機関数(年度別)

(単位:校)

年度	中等学校	上級中等学校
2024-25 年	142,749	164,193
2023-24 年	143,978	158,886
2022-23 年	145,452	150,289
2021-22 年	150,452	142,398
2020-21 年	151,946	139,520
2019-20 年	151,489	133,734
2018-19 年	150,604	130,022

出所:

- ・ MoE (NA) 'Report on UNIFIED DISTRICT INFORMATION SYSTEM FOR EDUCATION PLUS UDISE+ 2024-25, 2023-24, 2022-23. の各版
- ・ MoE (NA) 'Report on UNIFIED DISTRICT INFORMATION SYSTEM FOR EDUCATION PLUS (UDISE+) FLASH STATISTICS 2021-22, 2020-21'. の各版
- ・ MoE (NA) 'Report on UNIFIED DISTRICT INFORMATION SYSTEM FOR EDUCATION PLUS (UDISE+) 2019-20, 2018-19'. の各版

注:

- ※1 中等学校の数には、第9～10学年の教育を行う学校に加え、一貫校(第1～10学年、第6～10学年)も含まれる。
- ※2 上級中等学校の数には、第11～12学年の教育を行う学校に加え、一貫校(第1～12学年、第6～12学年、第9～12学年)も含まれる。

図表 2-6:中等教育機関の在籍生徒数及び総就学率(年度別)

年度	中等学校(第 9～10 学年)		上級中等学校(第 11～12 学年)	
	在籍生徒数(人)	総就学率(%)	在籍生徒数(人)	総就学率(%)
2024-25 年	37,165,436	78.7	27,643,717	58.4
2023-24 年	36,863,791	77.4	27,135,514	56.2
2022-23 年	37,934,094	79.2	27,790,658	56.8
2021-22 年	38,528,631	79.6	28,579,050	57.6
2020-21 年	39,006,375	79.8	26,922,596	53.8
2019-20 年	38,464,433	77.9	25,947,160	51.4
2018-19 年	38,334,571	76.9	25,506,817	50.1

出所:図表 2-5 に同じ。

注:総就学率(Gross enrolment rate)は、その年度の就学年齢の人口総数に対する、実際にその年度に在籍していた生徒数の比率。通常の年齢よりも早いまたは遅い入学等による、就学年齢以外の生徒数を含む。

図表 2-7:中等教育退学率(年度別)

(単位:%)

年度	中等学校(第 9～10 学年)	上級中等学校(第 11～12 学年)
2024-25 年	11.5	不明
2023-24 年	14.1	不明
2022-23 年	16.4	不明
2021-22 年	12.6	不明
2020-21 年	14.6	不明
2019-20 年	16.1	不明
2018-19 年	17.9	不明

出所:図表 2-5 に同じ。

注：数字は、当該年度に在籍し、翌年度、在籍しなかった生徒数の総生徒数に対する比率。

2-2-3. 授業科目

中等教育の学習分野は、国家教育研究訓練評議会(NCERT)が策定したナショナルカリキュラムフレームワーク(NCF)⁹⁶に基づき、[図表 2-8](#)のように規定されている。実際に学校で用いられるカリキュラムは、各学校が所属する全国レベルまたは州の中等教育委員会([2-2-1. 中等教育制度の概要](#)、[2-2-4. 中等教育修了試験](#))が策定しているが、どの程度、NCF に沿っているかは州により異なる^{96, 97}。

図表 2-8: 中等教育における主な学習分野

教育段階	学習分野
前期中等教育 (第 9～10 学年)	(言語を含む)人文科学、科学(理科)、数学とコンピュータ、社会科学(歴史、地理、社会・政治生活、経済)、職業教育、芸術、保健体育、社会の中の個人、環境教育
後期中等教育 (第 11～12 学年)	・人文科学(言語、文学、哲学) ・社会科学(歴史、地理、政治、心理学、経済、社会学) ・科学(物理、化学、生物) ・数学とコンピュータ(数学、コンピュータ・サイエンス、ビジネス数学) ・芸術(音楽、ダンス、演劇など) ・職業教育 ※NSQF に準拠 ・スポーツ ・学際分野(商学、持続可能性と気候変動(環境教育)、保健(公衆衛生、地域保健)、メディアとジャーナリズムなど) *上記の 8 学習分野から 4 科目(各 4 コース)を選択する。

出所:

・ NCERT (2023) 'National Curriculum Framework 2023'.

注:

※1 上級中等学校ではコース(一般(総合)、人文、理系、職業系等)に分かれることが多く、学習分野はコースによって異なる。

※2 UK ENIC 'School Education in India' (2024.3)によると、いくつかの州では国のカリキュラムを十分に参照していない、または、変更(modify)している、との説明がある。

2-2-4. 中等教育修了試験と得られる資格

中等学校(第10学年)及び上級中等学校(第 12 学年)の修了時には、修了試験に合格すると、それぞれ「中等学校修了証(Class 10 (Secondary School) Certificate)」、「上級中等学校修了証(Class 12 (Higher Secondary) Certificate)」が授与される。なお「Class 10 (Secondary School) Certificate」等は総称であり、実際の名称は資格を付与する中等教育委員会によって異なる。

⁹⁶ 中央中等教育委員会(CBSE)及びインド学校認定試験評議会(CISCE)が策定している中等学校及び上級中等学校のカリキュラム等は以下のウェブサイトから確認できる。

CBSE: https://cbseacademic.nic.in/curriculum_archive.html

CISCE: <https://cisceboard.org/publications.html> (年度ごとのシラバス)

⁹⁷ WES/WENR (2018) 'Education in India'.

<https://wenr.wes.org/2018/09/education-in-india>

中等学校(第 10 学年)修了試験合格により、上級中等学校への進学が可能になる。また、上級中等学校(第 12 学年)修了試験合格は、学士課程の入学資格(出願資格)となる。なおインドでは、上級中等学校修了試験の成績が大学・カレッジの入学選抜時に用いられることが多く、単なる高等教育への入学資格ではないというところに特徴がある^{98, 99}([3-4-2. 入学者選考方法](#))。

中等学校修了試験または上級中等学校修了試験の合格後、技術・職業専門教育課程へ進学するルートもある。中等学校修了試験合格は、産業訓練機関(ITI)で提供される一部の技術・職業専門教育課程、独立型教育機関(ポリテクニク等)の教育課程(サーティフィケート課程、ディプロマ課程等)への入学資格となる¹⁰⁰。

修了試験、修了証書発行は、各学校が加盟する中等教育委員会が行う。中等教育委員会には、連邦レベルの委員会(政府系、民間、遠隔教育)及び、各州の委員会がある¹⁰¹([2-2-1. 中等教育制度の概要](#))。修了試験及び修了証(資格)の名称、試験科目、試験内容、合格基準、成績区分等は、中等教育委員会によって異なるが、いずれも当該修了試験の成績に加え、在学中に各学校が行う試験や授業の成績等で一定以上の基準を満たすことが試験の合格(修了証取得)の要件となっている。また、上級中等学校は一般に学術教育コースと職業教育コースに分かれ、通常、コースによって修了試験の科目等が異なるとされる。

連邦レベル、各州の中等教育委員会が発行する修了証は、州をまたいで全国で有効である。修了資格の同等性は、国家教育訓練評議会(NCERT)が認定し¹⁰²、国家評価センター(PARAKH)¹⁰³を通じて公表される。¹⁰⁴

以下に、中等学校修了試験、上級中等学校修了試験の概要を試験実施機関別(政府系中等教育委員会([図表 2-9](#))／民間の中等教育委員会([図表 2-10](#))／遠隔教育機関([図表 2-11](#))／州の中等教育委員会(例: マハラーシュトラ州)([図表 2-12](#)))に示す。

⁹⁸ 渡辺(2022^a), pp.124-129.

⁹⁹ 大学の学士課程等では、分野等によって上級中等学校修了試験の受験科目に関する要件が定められていることがある。そのような場合は、大学等が定める要件を踏まえて、修了試験の科目を選択する。

¹⁰⁰ AICTE, 'Approval Handbook 2024-27', ANNEXSURE 8 Norms for Duration, Entry Level Qualifications and Statutory Reservation for the Technical Programmes.

¹⁰¹ MoE, Results of Secondary and Higher Secondary Examinations, 2024. に、中等教育委員会の一覧、委員会毎の受験者数、合格者比率等が掲載されている。2024年の中等教育委員会数の合計(連邦/州、普通教育/遠隔教育、中等学校修了/上級中等学校修了/共通、の合計)は66(p.1, P.6)。

https://dsel.education.gov.in/sites/default/files/statistics/report_in_PDF/Result_2024.pdf

¹⁰² <https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2171852®=3&lang=1>

<https://dsel.education.gov.in/en/node/3554>

¹⁰³ The National Assessment Centre, Performance Assessment, Review and Analysis of Knowledge for Holistic Development.

<https://parakh.ncert.gov.in/equivalence-of-boards>

¹⁰⁴ 渡辺(2022^b, p.95)は、中等教育修了試験には、全国レベル、各州レベルと複数存在するが、修了証(資格)の効力に違いはないとしている。しかしながら、実際には、試験ごとに評価基準や難易度に差があるとされ、どのように公平性を担保するかという点が課題となっていることを指摘している(南部・渡辺 2012, p.29)。

図表 2-9: 中等学校(第10学年)・上級中等学校(第12学年)修了試験の概要(1)
連邦レベル／政府系中等教育委員会(CBSE)

	中等学校(第10学年)修了	上級中等学校(第12学年)修了
試験実施機関	The Central Board of Secondary Education (CBSE) (中央中等教育委員会:連邦政府の中等教育委員会)	
試験名	All India Secondary School Examination ※「All India」の部分が「Delhi」の場合もある。	
試験科目	9科目: 【必須科目】 言語 1(ヒンディー語または英語)、言語 2(言語 1 以外で選択)、数学、理科、社会、職業体験、芸術、保健体育※の8科目 【選択科目】 商業、デッサン、音楽、家政、IT、その他の言語から 1 科目 ※職業体験、芸術、保健体育は、試験機関による試験は行われず、中等学校が成績を付ける。	※CBSE の試験は、学術教育コース用と職業教育コース用に分かれる。以下は学術教育コースで学んだ生徒が受ける試験の情報。 8～9科目 【必須科目】(各 100 点満点) 言語 2 科目(ヒンディー語または英語、その他の言語) 【選択科目】(各 100 点満点) 人文・社会系科目(政治、歴史、地理、経済、心理、社会学等)、ビジネス系科目(会計、ビジネス、管理学、コンピュータ等)、理科系科目(数学、物理、化学、生物、工学、コンピュータサイエンス等)などから3～4 科目 【その他の必須科目】 職業体験、保健体育、総合学習の 3 科目※ ※試験機関による試験が実施されるのではなく、上級中等学校によって成績が付けられる。
試験で使用する言語	英語または、英語とヒンディー語の併記	
試験時期	3 月(本試験)、7 月(再試験)	
成績区分	・ 試験全体の成績区分 (aggregate marks)は示されず、科目ごとに9段階 (A1、A2、B1、B2、C1、C2、D、E1、E2)で示される。E1、E2は不合格。 ・ A1 は 91～100点に相当し、以下10点ごとに区分される。D は 33～40点、E1 は 21～32点、E2 は 20 点以下にあたる。	・ 試験全体の成績区分 (aggregate marks)は示されず、科目ごとに 9 段階 (A1、A2、B1、B2、C1、C2、D1、D2、E)で示される。成績上位から 8 分の1ずつ割り振られ、A1 が最高で A1～D2が合格、E は不合格。なお、合格には 33%以上の成績が必要。
合格基準	各科目の成績が D 以上であること	ヒンディー語または英語を含む 5 科目以上で合格すること

出所:

- ・ CBSE (2013) 'Examination bye-laws 1995 (Updated up to January 2013)'.
- ・ CEP, Australia.

(中等学校(第10学年))

- ・ CBSE (NA) 'Secondary School Curriculum Class IX - X 2020-21'.
- ・ CBSE (2020) 'Secondary School Examination (Class X) Result 2020'.

(上級中等学校(第12学年))

- ・ CBSE (NA) 'Senior School Curriculum Class XI - XII 2020-21'.
- ・ CBSE (2020) 'Senior School Certificate Examination (Class XII) Result 2020'.
- ・ UK NARIC (2020) 'Guide to Indian Standard XII board examinations'.

注:

- ※1 UK NARIC(2020)の資料に 2018 年に CBSE が発行した上級中等学校修了試験の実際の合格/資格証明書(certificate)のサンプル画像が掲載されている。証明書には、①CBSE の名称、②資格/試験名(All India Senior

School Certificate Examination, 2018)、③証明証を授与された者の名前、④当該者の母、父または保護者 (guardian) の名前、⑤「当該者が(学校名)の課程を修了し 2018 年 3 月に当該試験に合格した」と述べる一文、⑥試験で合格した科目名、⑦証明書の発行年月日、⑧試験管理者のサインがヒンディー語・英語併記で記されている。上級中等学校のコースの違い(学術または職業コース)の別の情報は証明書に記載されていない。また、証明書と合わせて試験の科目ごとの成績や試験の総合結果等を記した成績証明書(Marks statement)も発行される。

※2 UK NARIC (2020) の資料によると、CBSE は2018年にデジタル修了証明書及び成績証明書の発行を開始したとされている。

※3 CBSE の 2026 年の中等学校(第 10 学年)、上級中等学校(第 12 学年)修了試験結果を確認するサイトが DigiLocker 内にある。[\(https://results.digilocker.gov.in/\)](https://results.digilocker.gov.in/) (DigiLocker については、[3-5. 代表的な高等教育修了資格](#))

図表 2-10: 中等学校(第 10 学年)・上級中等学校(第12学年)修了試験の概要(2)

連邦レベル／民間の中等教育委員会(CISCE)

	中等学校(第 10 学年)修了	中等学校(第 12 学年)修了
試験実施機関	Council for the Indian School Certificate Examination (CISCE) (インド学校認定試験評議会: 連邦レベルの民間の中等教育委員会)	
試験名	Indian Certificate of Secondary Education Examination	Indian School Certificate
試験科目	通常 7 科目: 【必須科目】 英語、第2外国語、歴史・公民、地理・環境教育の 4 科目 【選択科目①】 古典語、農業、現代外国語、コンピュータサイエンス、経済、環境科学、数学、理科(物理、化学、生物)、製図から 2 科目 【選択科目②】 現代外国語、芸術、コンピュータ応用、料理、ファッション、家政、体育、等職業と関わりの深い実践科目から1科目	7～9科目 【必須科目】 英語、環境教育の2科目 【選択科目】 言語、社会系科目、理科系科目、芸術、職業関連科目等 32 科目から 3～5 科目 【その他の必須科目】 社会に役立つ活動 (socially useful productive work)、コミュニティサービス※ ※試験機関による試験が実施されるのではなく、上級中等学校が成績を付ける。
試験で使用する言語	英語	
試験時期	2 月～3 月(本試験)、7 月(再試験)	
成績区分	・試験全体の成績が 9 段階(以下)で判定され、合格者には合格証(修了証)が授与される。Grade 8 と9は不合格。 ・Grade 1, 2: Very Good、Grade 3、4、5: Pass with credit、Grade 6、7: Pass、Grade 8、9: Failure	・各科目の成績が 9 段階(以下)で判定される。Grade 9 は不合格。 ・Grade 1, 2: Very Good、Grade 3、4、5、6: Pass with credit、Grade 7、8: Pass (※35%以上の成績)、Grade 9: Failure
合格基準	各科目33%以上の得点	英語を含む4科目以上で合格すること

出所:

(中等学校(第 10 学年))

・ CISCE (2020) 'Regulations Indian Certificate of Secondary Education Examination'

(上級中等学校(第 12 学年))

・ CISCE (2022) Regulations Indian School Certificate Examination

・ UK NARIC (2020). Guide to Indian Standard XII board examinations.

・ CEP, Australia.

注:UK NARIC(2020)の資料に 2018 年に CISCE が発行した上級中等学校修了試験の実際の試験合格/資格証明書(certificate)のサンプル画像が掲載されている。証明書には、①CISCE の名称、②「合格証明書(PASS CERTIFICATE)」という文言、③本証明書は、(学校名)で学び、(両親の名前)の子である(資格を付与された者)が、India School Certificate を授与されたことを証明するものである」という一文、④試験で合格した科目名と成績(grade)、⑤試験実施年と証明書の発行年月日、⑥試験管理者(CISCE 会長)のサインが英語で記されている。また、証明書と合わせて試験の科目ごとの成績や試験の総合結果等を記した成績証明書(Statement of Marks)も発行される。

中等教育修了資格は、連邦の通信制教育(遠隔教育)機関であるナショナル・オープンスクール・インスティテュート(National Institute of Open Schooling: NIOS)での学習を通じて取得することができる。

NIOS は、識字教育の向上を目的として、1979 年、連邦政府の中央中等教育委員会(CBSE)のプロジェクトとして始まり、1989 年に人的資源開発省(現・教育省)の下で正式に発足した独立の国立機関である。多様なニーズを持った学習者に対し、中等教育、技術・職業専門教育、生涯学習の遠隔教育プログラムを提供している。また、6～14歳の子ども及び14歳以上の青少年・成人を対象に、提携する教育施設での対面型教育や遠隔教育を通じて初等教育レベルの教育プログラムであるオープン基礎教育プログラム(Open Basic Education Program)を提供している¹⁰⁵。

NIOS は、前述の CBSE 等と同様、全国レベルの中等教育修了試験の実施機関である^{106 107}。NIOS が付与する中等学校及び上級中等学校修了資格は、CBSE 等が付与する修了資格と同等であり、上位の学習や職業に接続する資格であると認められている^{108, 109, 110}。

NIOS が実施する中等教育修了試験及びその合格により付与される中等教育修了資格の概要を [図表 2-11](#) に示す。

¹⁰⁵ National Institute of Open Schooling (NA) 'Profile'.

MoE (NA) 'National Institute of Open Schooling (NIOS)'.

¹⁰⁶ Government of India (1990) 'Resolution, No. F.5-24/90-Sch.3'. NIOS は、1991 年の左記の決定に基づき、初等教育、中等教育、技術・職業専門教育など高等教育の学位課程前の教育(pre-degree level courses)の修了資格について、資格試験を実施し、修了資格を付与する権限を連邦政府より与えられている。

¹⁰⁷ <https://www.nios.ac.in/departmentsunits/evaluation.aspx> (2026. 3.24 時点アクセス不可)

¹⁰⁸ National Institute of Open Schooling 'Bye-Laws Governing Examination and Certification 2012 (Revised and Amended up to 2021)'. NIOS ウェブサイトには、NIOS が行う試験及びその合格により付与される資格を認めている中等教育修了試験実施・資格付与機関及び大学等高等教育機関の一覧が掲載されており、大学の一覧にはデリー大学、ムンバイ大学、インド工科大学(IITs)等インドの有名大学の名が連ねている。

NIOS の資格を認めている中等教育修了試験実施機関一覧:

<https://www.nios.ac.in/media/documents/listofboards.pdf> (2026. 3.24 時点アクセス不可)

NIOS の資格を認めている高等教育機関一覧:

<https://www.nios.ac.in/media/documents/listofuniv.pdf> (2026. 3.24 時点アクセス不可))

¹⁰⁹ <https://parakh.ncert.gov.in/list-of-boards>

¹¹⁰ 連邦及び州の中等教育委員会の協議体である Council of Boards of Secondary Education (COBSE)及びインド大学協会(AIU)も、NIOS の資格の同等性を認めている。

Association of Indian Universities (1991) 'Letter NO. EV/11(354)/91 dated on 25 July 1991'.

図表 2-11: 中等学校(第10学年)・上級中等学校(第12学年)修了試験の概要(3)

連邦政府の遠隔教育／試験実施機関 (NIOS)

	中等学校(第10学年)修了	上級中等学校(第12学年)修了
試験実施機関	National Institute of Open Schooling(NIOS) (連邦政府の遠隔教育機関／試験実施機関)	
試験名	Secondary School Certificate Examination	Senior Secondary School Certificate Examination
試験科目	【必須科目】言語科目 【選択科目】数学、理科、社会、心理、会計、芸術、インド文化等に関する科目	【必須科目】 言語科目(英語、ヒンディー語、ウルドゥー語またはサンスクリット語から1つ) 【選択科目】 必須科目で選択した以外の言語科目、数学、物理、生物、地理、社会、コンピュータサイエンス、インド文化等に関する科目から4～6科目
試験で使用する言語	・ 英語及び受験者が受けた教育の教授言語の併記による試験問題。 ・ 解答は、連邦公用語であるヒンディー語、英語のほか、憲法が規定する州の言語のいずれかで可能。	
試験時期	試験センターでの受験:3月～4月及び9月～10月の年2回 ※5年間で9回まで受験可能。状況に応じオンライン受験等も可能。	
成績区分	不明	各科目の成績がA～Hで示される。G(33～40%の得点)が合格最低ライン。Hは不合格。
合格基準	各科目で33%以上の得点	

出所

- ・ National Institute of Open Schooling (2012) 'Bye-Laws Governing Examination and Certification 2012 (Revised and Amended up to 2021)'.
- ・ UK NARIC (2020) 'Guide to Indian Standard XII board examinations'.

注:UK NARIC(2020)の資料によると、NIOSによる試験では、修了証明書と成績証明書が別々に発行されるのではなく、各科目の成績の情報を記載した修了証明書が授与される。

州教育委員会が実施する修了試験については、マハーラーシュトラ州の情報を掲載する。(図表 2-12)

各州の教育委員会の一覧は、GOI (2017) Selected Information on school education (2015-2016), (pp.12-17.)に掲載されている¹¹¹。

図表 2-12: 中等学校(第10学年)・上級中等学校(第12学年)修了試験の概要(4)

マハーラーシュトラ州教育委員会の例

	中等学校(第10学年)修了試験	上級中等学校(第12学年)修了試験
試験名	Maharashtra Secondary School Certificate Examination	Maharashtra Higher Secondary Certificate Examination
試験実施機関	Maharashtra State Board of Secondary and Higher Secondary Education (MSBSHSE)(マハーラーシュトラ州中等、上級中等教育委員会) ・試験合格/資格証明書(certificate)と成績証明書(statement of marks)が発行される。	

出所:

- ・ The Maharashtra Secondary and Higher Secondary Education Boards Regulations, 1977
<https://www.mahahsscboard.in/en/about/rulesAndRegulations>

2-2-5. 中等教育段階の技術・職業専門教育

本節では、中等教育段階、高等教育段階の技術・職業専門教育を概観した後、中等教育段階の技術・職業専門教育機関である産業訓練機関(Industrial Training Institutes: ITI)について述べる。なお、高等教育機関に位置付けられるポリテクニク等については、高等教育の節(3-2-3. 独立型教育機関(技術・職業専門教育機関)、3-3-4. 専門教育を行う機関の一覧、3-4-2. (3) 技術・職業専門教育の課程への入学者選考方法、3-5. 代表的な高等教育修了資格)で取り上げる。

インドでは、中等教育から短期高等教育、学士課程レベル、修士課程レベルまで様々なレベルの技術・職業専門教育が行われており¹¹²、分野、入学要件、修学期間等によって多様な課程があり、取得できる資格も様々である。

中等教育段階の技術・職業専門教育は、産業訓練機関(ITI)と呼ばれる機関が実施する。また、高等教育機関(独立型教育機関)に分類され、各分野の技術・職業専門教育を主に行うポリテクニク等の教育機関も、中等教育レベルのプログラムを提供することが一般的である。

ITI は、1950 年に導入された職工訓練制度に基づき、インド全土に設置されている技術・職業専門教育機関の総称(実際の学校名ではない)で、技能開発・起業促進省(MSDE)が所管する¹¹³。ITI には技術系・非技術系を含めて 130 を超える職種のコースがあり^{114 115}、様々な職業に関連する基

¹¹¹ 2026.7.10 時点アクセス不可。UK NARIC. School, Lower Secondary, Upper Secondary, Appendix 1

¹¹² MHRD (2014) 'Indian Standard of Classification of Education(InSCED)', p.34.

¹¹³ Directorate General of Training (DGT) 'Craftsmen Training Scheme (CTS)'.
<https://dgt.gov.in/en/CTS>

DGT は、国の職業教育訓練に関する開発と調整に関する apex body であり、国の職業教育の全体的な政策や基準策定に関与する後述する全インド職業検定(AITT)の実施も担う(<https://dgt.gov.in/en/about-us>)。

¹¹⁴ ITI で提供される技術・職業専門教育の分野には、機械工、自動車整備工、アパレル、園芸・造園、製造、美容関連、建築、食品、ヘルスケア、ドライバーなど多岐に渡る。DGT のウェブサイト(<https://dgt.gov.in/en/CTS>)から分野一覧(分野ごとのカリキュラムや修学年数等の情報を含む)を閲覧することができる。

¹¹⁵ DGT (2019) 'Directorate General of Training (DGT) Presentation'. によると、人気コースは、電気技師、整備士、コンピュータオペレータ/プログラミングアシスタント、溶接工、電気機械工、自動車整備工、電気配線工、土木製図技師などの職種に関するものとのこと。

礎的かつ実践的な訓練を行う教育機関として重要な役割を担っている。公立・政府系 ITI と私立 ITI があり、総機関数は 14,323 校(公立・政府系 2,878 校、私立 11,415 校)¹¹⁶、学生数は 1,627,124 人となっている(2019 年4月現在)^{117, 118}。

ITI には、14 歳以上で中等学校(第10学年)の修了者を対象とする1年または2年のコースが多いが、分野によっては、上級初等学校(第 8 学年)の修了者を対象とするもの、また、6か月あるいはさらに短期のコースもある。

所定の学修期間を終えるなど要件を満たした生徒にはサーティフィケートが授与される。また、これとは別に技能開発・起業促進省に置かれる国家教育職業訓練審議会(National Council for Education and Vocational Training: NCVT)の支援を受けて技能開発・起業促進省職業訓練局(Directorate General of Training: DGT)が実施する全インド職業検定(All India Trade Test :AITT)を受験し、合格すれば、NCVT から当該職種に関する国家資格(国家職業サーティフィケート(National Trade Certificate: NCT))を取得できる¹¹⁹。資格取得後は関連する職種に就職するのが一般的であるが、中等学校(第10学年)修了後に ITI の 2 年課程で学び、修了後にポリテクニク等独立型教育機関の一部の分野のディプロマ課程の2年次に編入学し、上級の技術・職業専門教育を受けることが可能となっている¹²⁰。

¹¹⁶ DGT. (2019). *Directorate General of Training (DGT) Presentation*.

¹¹⁷ MSDE (NA) 'ITI Count-India All it is'.

¹¹⁸ MSDE による ITI の検索エンジン(<https://www.ncvtmis.gov.in/Pages/ITI/Search.aspx>)

¹¹⁹ DGT (2019) 'Directorate General Training (DGT) Presentation'.
([https://dgt.gov.in/sites/default/files/pdf/DGT Presentation.pdf](https://dgt.gov.in/sites/default/files/pdf/DGT%20Presentation.pdf))

¹²⁰ AICTE によると、ITI 修了者の 2 年次編入学が可能な独立型教育機関のディプロマ課程は、AICTE が管轄する工学・テクノロジー、薬学、建築、応用芸術・クラフト、デザイン、ホテルマネジメント・ケータリング技術のうち、薬学を除く全分野である(AICTE, 'Approval Handbook 2020-2021', p.119)。

第3章 高等教育制度の概要

3-1. 高等教育機関の基本構造

連邦教育省による全インド高等教育調査(All India Survey on Higher Education: AISHE)の定義によると、インドの高等教育は、「12年の学校教育または同等の教育修了後の教育であり、フルタイム学習で最低9か月の学習期間(10年の学校教育の修了後に高等教育の課程に進む場合は、最低3年以上の学習期間)」とされ、その内容は、「一般教育(general)、職業教育(vocational)、専門または技術教育(professional or technical)となりうる」とされる¹²¹。

インドの高等教育機関は、大学(university)、カレッジ(college)、技術・職業専門教育を行う独立型教育機関(stand-alone institution)で構成され、学位授与権の有無、大学との関係等が異なる。

大学は、学位授与権を持つ機関であり、主に大学院課程の教育と研究を行うほか、学士課程の教育も行う。大学のほかに、準大学等の大学相当の権限(学位授与権)を持つ機関が含まれる。カレッジは、自身の名前で学位を授与する権限を持たない機関であり、大学との関係によって、大学内カレッジ、被提携カレッジがある(3-2-2. カレッジ)。カレッジは大学が策定したカリキュラムに基づいて主に学士課程の教育を行い、カレッジの学生には、課程の修了により、大学から学位、資格が授与される。独立型教育機関は、大学から「独立(stand-alone)」した教育機関と称され、学位授与権を持たない。中等教育レベルから大学院レベルまで様々な段階の技術・職業専門教育を行い、ポリテクニク等の教育機関がこれに含まれる¹²²。

大学、カレッジ、独立型教育機関それぞれについて、設置者の別により、国立(連邦政府が設置)、州立(州政府が設置)、私立(民間団体が設置)がある。

インド全体の高等教育機関数は合計 58,643 機関、うち大学は1,168校、カレッジは45,473校、独立型教育機関は12,002校であり、カレッジは全高等教育機関数の約78%、在学者数の約73%を占め、インドの高等教育において重要な役割を担っている¹²³([図表 3-1](#)、[図表 3-2](#))。

¹²¹ AISHE 2021-22, Annexure 2.

¹²² ポリテクニク等は高等教育機関として分類されるが、分野や課程によって、後期中等教育レベルのものから高等教育レベル(修士課程レベル)のものまで多様である。

¹²³ 登録機関数。AISHE 2021-22, Box 1, p.4.

図表 3-1:高等教育機関の種類

大学/大学レベル の機関 1,168 機関 (約2%)	学位授与権	学位授与権を有する。
	大学との関係	—
	提供する教育	大学院教育、研究とともに、学部教育を行う。
	機関種	国立/州立/私立大学、公開大学、準大学、国家重要機関、州法に基づく機関、その他の機関
カレッジ 45,473 機関 (約 78%)	学位授与権	学位授与権を有さない。課程修了者には大学から学位が授与される。
	大学との関係	(大学内カレッジ)大学内の一組織として設置される。 (被提携カレッジ)州、民間が設置し、大学と提携関係を持つ。
	提供する教育	主に学部教育を行う。
	機関種	国立/州立/私立カレッジ
独立型教育機関 12,002 機関 (約 20%)	学位授与権	学位授与権を有さない。(一部の例外を除く)。
	大学との関係	大学との関係を持たない。
	提供する教育	主に高等教育レベルの技術・職業専門教育を行う。 多くはディプロマ、ポストグラデュエート・ディプロマ課程を設置する。
	機関種	ポリテクニク等の技術教育機関、教員養成機関、看護師養成機関、経営大学院、連邦・州の省傘下の機関、パラメディカル分野の教育機関、ホテルマネジメント・ケータリング教育機関

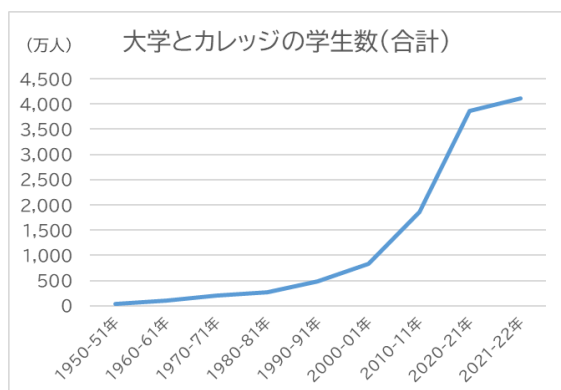
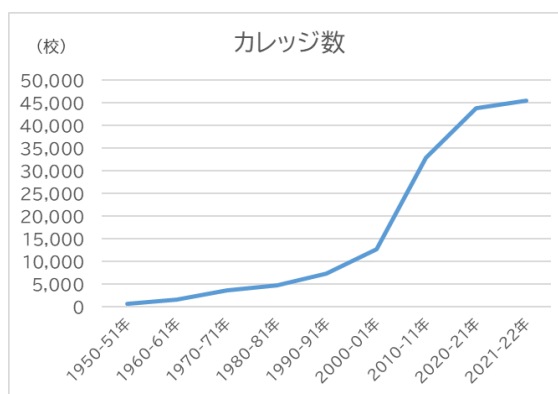
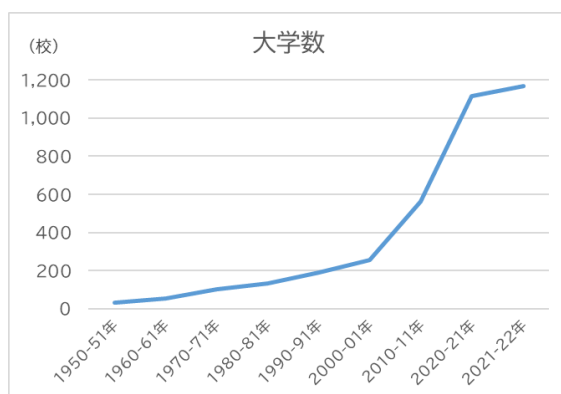
出所:AISHE 2021-22, p.i, pp.1-4, A2 基づき作成。

注:出典にはカレッジとは別に、大学に認可された機関、大学に附属する機関として以下が記載されているが、本図では省略した。大学に認可された教育機関(Institutions Recognised by University)、学外センター(Off-Campus Centre)/ポストグラデュエートセンター(Post Graduate Centre)、オフショアキャンパス(Off-shore Campus)、地域センター(Regional Centre)、学習センター(Study Centre)、夜間カレッジ(Evening College)(計 1,637 機関)。

大学及びカレッジの数、学生数の拡大状況は図表 3-2 のとおりである。1990年代以降、高等教育機関数と学生数ともに急増している。また、図表 3-3、図表 3-4 に、総就学率の推移、主な教育課程別学生数の推移を示す。

図表 3-2: 高等教育の拡大状況

年度	大学数(校)	カレッジ数(校)	学生数(万人)
2021-22 年	1,168	45,473	4,110
2020-21 年	1,113	43,796	3,862
2010-11 年	564	32,964	1,867
2000-01 年	256	12,806	840
1990-91 年	190	7,346	493
1980-81 年	133	4,722	275
1970-71 年	103	3,604	195
1960-61 年	55	1,542	105
1950-51 年	30	695	40



出所:

- ・ 1950-51 年度～2010-11 年度のデータ:UGC (2018) 'Higher Education in India at a Glance (Quality Higher Education for all)'.
- ・ 2020-21 年度、2021-22 年度のデータ:AISHE 2020-21 及び AISHE 2021-22.

注:

- ※1 独立型教育機関数については、出典(UGC (2018))にデータがないため、掲載していない。
- ※2 「大学数」には大学のほか、準大学等の「大学」に分類される高等教育機関が含まれる。
- ※3 「カレッジ数」について、UGC(2018)を出所とした 1950-51 年度～2010-11 年度のデータには、被提携カレッジ (affiliated college)や大学内カレッジ(constituent college/university college)に加えて、カレッジには分類されないが、学位授与権を持たず大学との関係を持ちながら教育活動を行うセンター等(大学に認可された教育機関、ポストグラデュエートセンター、学外センター等)の数が含まれる(AISHE 2021-22, Annexure-2)。AISHE を出所としている 2020-21 年度と 2021-22 年度のカレッジ数の内訳は、被提携カレッジと大学内カレッジの合計。

図表 3-3:高等教育段階における総就学率

(単位:%)

年度	男性	女性	全体
2021-22 年	28.3	28.5	28.4
2020-21 年	26.7	27.9	27.3
2019-20 年	24.8	26.4	25.6

出所:

- ・ AISHE 2020-21, p.48, Figure65. Gender-wise gross enrolment ratio (GER) during the last 5 years.
- ・ AISHE 2021-22, p.159, Table 19. Gross Enrolment Ratio (GER) in Higher Education (18-23 Years) Based on 2011 Population.

注:

- ※1 いずれの年度の総就学率も、2011 年の 18～23 歳人口に対する、当該年度に高等教育機関に在籍している学生数から算出された推計値である。
- ※2 高等教育の進学率については、居住する州・地域、社会階層、宗教、ジェンダー等による差があることが様々な文献で指摘されている。州・地域の違いに関して、例えば、Tilak(2018, p.271)は、AISHE 2014-2015 のデータを引きつつ、高等教育進学率はチャンディガールが 56%、ボンディシエリ、タミル・ナド、デリーで 40%強、西ベンガル、マディヤ・プラデシュ、アッサム、ビハール州等で 15～20%、ジャールカンドで15%以下となっており、また、同じ州内でも都市部と農村部等の違いや、ジェンダー、宗教、階層等の違いによる差があると指摘している。

図表 3-4:主な教育課程別学生数(2021-22 年度)

課程	学生数(人)	全体に占める割合(%)
学士課程(Undergraduate)	34,139,233	78.91
修士課程(Post graduate)	5,217,753	12.06
研究修士課程(M.Phil.)	9,520	0.02
博士課程(Ph.D.)	212,568	0.49
統合課程(integrated)	460,579	1.06
サーティフィケート課程(Certificate)	77,300	0.18
ディプロマ課程(Diploma)	2,916,445	6.74
ポストグラデュエート・ディプロマ課程 (Post Graduate Diploma)	234,783	0.54
合計	43,268,181	100.0

出所:

- ・ AISHE 2021-22, Table 6. State-wise enrolment at various levels (including estimation).
- ・ AISHE 2021-22, Fig.13. Leve-wise distribution of estimated enrolment.

注:

- ※1 課程の 8 分類は学生数に関する AISHE の分類であり、これ以外の高等教育の課程が存在しないということではない。
- ※2 ディプロマ課程等、非学位の課程の中には高等教育の課程ではないものが含まれるが、これらの課程が提供される独立型教育機関が高等教育機関に分類されるため、この表に含まれている。

【参考】全インド高等教育調査(All India Survey on Higher Education:AISHE)について

全インド高等教育調査(AISHE)は、連邦教育省による、インド全州の全ての高等教育機関を対象とした調査。高等教育機関の網羅的なリストの作成を目的の一つとしており、2011年から毎年、オンラインで実施されている。調査項目は、学生、教員、教育課程、最終試験の結果、財務、インフラ等多岐にわたる。AISHE Dashboard^{注2}で、機関名等での検索が可能。[\(3-3-1. 全インド高等教育調査\(AISHE\)の機関一覧\)](#)

AISEH の他に、政府(連邦、州)や政府関係機関等による統計資料があるが、調査方法の違い等から、AISHE とは数字等が異なる場合がある。

注1 AISHE 2021-22, p.5.

注2 <https://dashboard.aishe.gov.in/hedirectory/#/hedirectory>

3-2. 高等教育機関の種類

3-2-1. 大学

(1) 大学の機能と位置づけ

大学はUGC 法(1956 年)¹²⁴に基づく教育機関で¹²⁵、主に大学院課程の教育・研究を行うほか、学士課程の教育も行う。大学は、連邦議会または州議会における大学設置に関する法律の制定を通じて設置され、設置者別に、国立・州立・私立がある。インドでは、いわゆる大学(university)以外にも準大学等の学位授与権を持つ高等教育機関があり、それらは全て「大学」に分類されている。

大学は学位授与権を持ち、学士、優等学士、修士、研究修士(M.Phil.)、博士の学位を授与することができる。学位の授与は、UGC 法により、その権限を与えられた大学またはその他の機関(UGC 法において「大学」に分類される高等教育機関種)にのみ認められており、大学以外の機関が学位を授与することは禁じられている¹²⁶。学位の名称は同法により、連邦政府による事前承認の上、UGC が特定したものが官報に掲載される¹²⁷。2014 年 7 月時点で、17 の分野に 129 の学位名称が存在する¹²⁸。

なお、大学は主に学位を授与する課程を提供する教育機関であるが、サーティフィケート、ディプロマ等の資格を取得できる短期の課程や、技術・職業専門教育志向の学士課程や修士課程が置かれている場合がある¹²⁹。

(2) 大学の分類

連邦教育省の資料によると、「大学」は主に国立(連邦立)大学(Central university)、州立大学(State university)、私立大学(Private university)、準大学(Institution-deemed-to-be university。「Deemed university」という英語表記、「みなし大学」という日本語表記もみられる)、国家重要機関(Institution of National Importance)の 5 つに分類される。このほか、国立・州立・私立の公開大学(Open university)や、機関数は少ないが州法(State Legislature Act)に基づく機関(医学教育機関)、連邦法・州法によって学位授与権を与えられ、「大学」に分類されている教育機関がある。

¹²⁴ UGC法は、大学補助金委員会(UGC)設置に関する連邦法。インド憲法の規定(第 7 附則第 I 表66項)に基づき、高等教育の基準の調整と設定を担う機関。

¹²⁵ UGC 法において、『大学』とは、連邦法(Central Act)、地方法(Provincial Act)、州法(State Act)によって設立または設置されている機関であって、本法に基づく規定(regulations)に従って、UGC が認定した機関」と定義されている。

UGC (2002) 'The University Grants Commission Act, 1956 (As modified up to the 20th December, 1985)'.

¹²⁶ 前掲、22. (1)-(2), Chapter IV Miscellaneous.

¹²⁷ 前掲、22. (3), Chapter IV Miscellaneous.

¹²⁸ UGC (2014) 'Notification: Specification of Degrees'.

¹²⁹ 例えば、国立大学のデリー大学では、特に言語学や外国語学等の人文系分野において、Certificate、Diploma、Advanced Diploma、Intensive Advanced Diploma、Post Graduate Diplomaといった名称の資格が取得できる課程がある。また、州立大学のムンバイ大学では、様々な分野において、学士、修士等の課程とは別に、Diploma、Certificate、Post Graduate Diploma、Post Graduate Certificate、Advanced Diploma、Post Graduate Advanced Diplomaといった名称の資格を取得できる課程がある(各大学のウェブサイトより)。

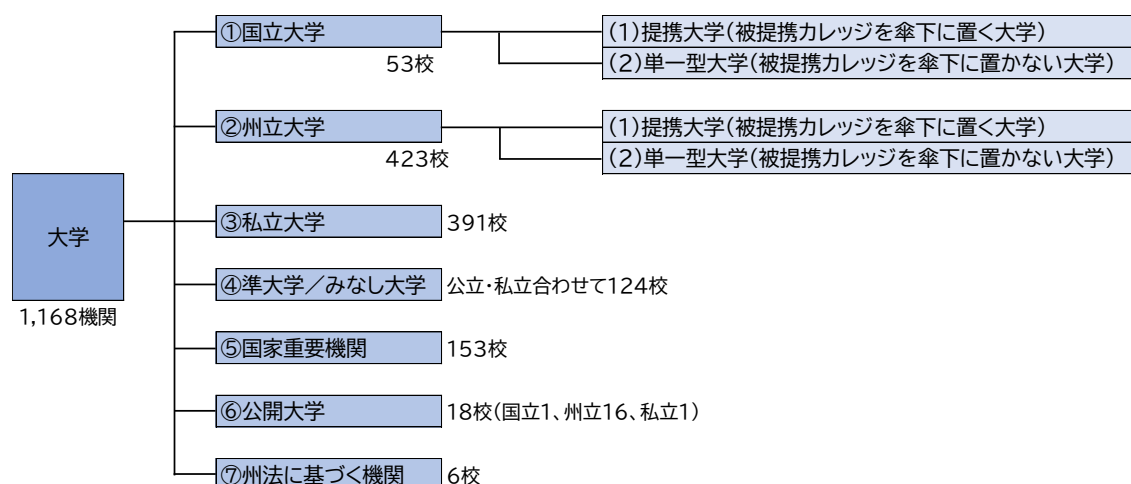
図表 3-5:「大学」に分類される機関の種類

機関種	概要
国立大学 [Central university]	連邦法に基づき連邦政府によって設置・運営される大学。 傘下に被提携カレッジを持つ提携大学と、被提携カレッジを持たない単一型大学の2形態がある。
州立大学 [State university]	州法に基づき州政府によって設置・運営される大学。主に州政府の資金で運営されるが、UGC を通じて連邦政府からの財政支援を受けることもある。 傘下に被提携カレッジを持つ提携大学と、被提携カレッジを持たない単一型大学の2形態がある。
私立大学 [Private university]	州法または連邦法に基づき設置され、民間団体が運営する大学。 傘下に被提携カレッジを持つことはできない。
準大学/みなし大学 [Institution-deemed-to-be university/ Deemed university]	一定の条件を満たすことにより、UGC の助言に従って、連邦政府が大学以外の主要な研究機関等を「大学に準ずる機関」として認定したもの(1956 年 UGC 法第 3 条)。公立(政府が運営)と私立(政府補助型私立、自弁型私立)がある。 傘下に被提携カレッジを持つことはできない。
国家重要機関 [Institution of National Importance] ※国家的重要機関との記載も見られる。	国の経済発展等に貢献する高度な技術を持つ人材の育成の中心的な役割を果たす機関として、連邦政府により認定・設立され、財政支援等を受ける機関。工学、経営学、医学、薬学、科学、建築、デザイン、食品等、分野は多岐にわたる。分野により教育省以外の省庁が所管する。 カレッジの提携に関する権限関係は不明。 (例) ・インド工科大学(Indian Institute of Technology: IIT) ・インド経営大学院(Indian Institute of Management: IIM) ・全インド医科大学(All India Institute of Medical Sciences: AIIMS) ・インド情報技術大学(Indian Institute of Information and Technology)
公開大学 [Open university]	遠隔教育を行う大学。国立、州立、私立がある。 カレッジの提携に関する権限関係は不明。
州法に基づく機関 (医学教育機関)	州政府、連邦政府が地域の医療体制上の目的で設置した医療機関等であり、州法に基づく機関として、大学としての法的位置付けが与えられ、学位授与権が付与された教育機関。 カレッジの提携に関する法的権限は不明。 (例) ・ Nizam's Institute of Medical Sciences, Hyderabad(テランガナ州法により設置) ・ Sri Venkateswara Institute of Medical Sciences, Tirupat(アンドラ・プラデシュ州法により設置) など 6 機関がある。
その他の「大学」に分類される機関	連邦法または州法によって学位授与権を与えられている教育機関。 (例) National Institute of Fashion Technology(連邦法である The National Institute of Fashion Technology Act (2006)により設置)

出所:

- ・ MHRD (NA) 'University and Higher Education'.
- ・ AISHE 2021-2022, Annexure 2 ほか

図表 3-6:「大学」に分類される機関種と機関数



出所: AISHE 2021-2022, p.i, Annexure 2. Figure 1(p.5).

注: 機関数は登録機関数。

図表 3-5 の「その他の『大学』に分類される機関」は含めていない。

【参考】インド工科大学(Indian Institutes of Technology, IITs)

インド工科大学(IITs)は、連邦法である Institutes of Technology Act 1961(IITs Act)によって設置される国家重要機関である。高度な技術を持つ人材への国の需要を満たすための教育と研究を行う機関で、エンジニアリング、テクノロジー、サイエンス等の分野をカバーする。IITs Act にIITsの権限や役割、ガバナンスの枠組み等が規定されている。2026年6月現在、国内に23のキャンパスが認可・設立されている。各キャンパスには、工学・技術の各分野の学士課程と、工学・技術・分野融合的領域の大学院課程が置かれている。2023-24 年度の時点で、IITsに在籍する全学生の53%が学士課程、21%が修士課程、26%が博士課程に在籍する^{注4}修了者には、B.Tech.、B.Arch.、M.Sc.、M.Design、M.Phil.、M.Tech.、MBA、Ph.D.といった学位が授与される。

注1 MoE (NA) 'Institutes of National Importance'.

<https://www.education.gov.in/institutions-national-importance>

注2 Study in India.

<https://studyinindia.gov.in/institute-of-national-importance#:~:text=All%20the%20IITs%2C%20NITs%2C%20AIIMS,their%20quality%2C%20efficiency%20and%20accountability>

注3 IITs Act: <https://www.iith.ac.in/assets/files/pdf/IITsAct.pdf>

注4 NIRF2025 の IITs各校(IIT Goa を除く)の各課程の学生数の合計をもとに算出。

<https://www.nirfindia.org/Rankings/2025/OverallRanking.html>

【参考】UGC による卓越機関(Institute of Eminence, IoE)制度

「卓越機関(Institutions of Eminence: IoE)制度」は、2017年に開始された UGC の制度である。インドの高等教育機関の教育研究能力を高め、世界レベルの教育・研究機関にすること(世界トップ100大学に選定されること)を目的として創設されたイニシアティブである^{注2}。UGC が定める規則・ガイドラインに従い、「学際的な教育・研究の推進状況」、「教員数と学生数の比率」、「外国の機関との協力関係」、「世界水準の図書館や研究施設の設置状況」等の観点から審査が行われ^{注3}、選定されると「卓越機関」のステータスが付与される^{注4}。卓越機関として選定されるためには、NAAC のアクレディテーションの認定を受けていることが要件となっている。

計 20 機関(国立・州立10校、私立10校)を卓越機関として選定する方針であり、教育省のウェブサイトによれば、2026 年 3 月時点で IITs の4校、インド科学大学院バンガロール校、デリー大学、バナラシ・ヒンズー大学、ハイデラバード大学の8つの国立機関と、ビルラ工業大学ピラニ校、マニパル高等教育アカデミー、OP ジンダル・グローバル大学、シブ・ナダール準大学の4つの私立機関が選定されている^{注5}。卓越機関に対しては、機関の運営、研究、学費、海外分校の設置、在籍留学生比率の上限、海外大学との提携等に関して、UGC による規制が緩和され、大幅な裁量権が与えられる。また、卓越機関として選定された国立及び州立の機関に対しては、追加の資金援助が行われる。

注1 <https://www.education.gov.in/en/ioe>

注2 The UGC (Institutions of Eminence Deemed to be Universities) Regulations, 2017, 3.0.

注3 The UGC (Declaration of Government Educational Institutions as Institutions of Eminence) Guidelines, 2017, 4.

注4 卓越機関は、機関種ではなく、機関に付与されるステータス。

注5 <https://www.education.gov.in/en/ioe>

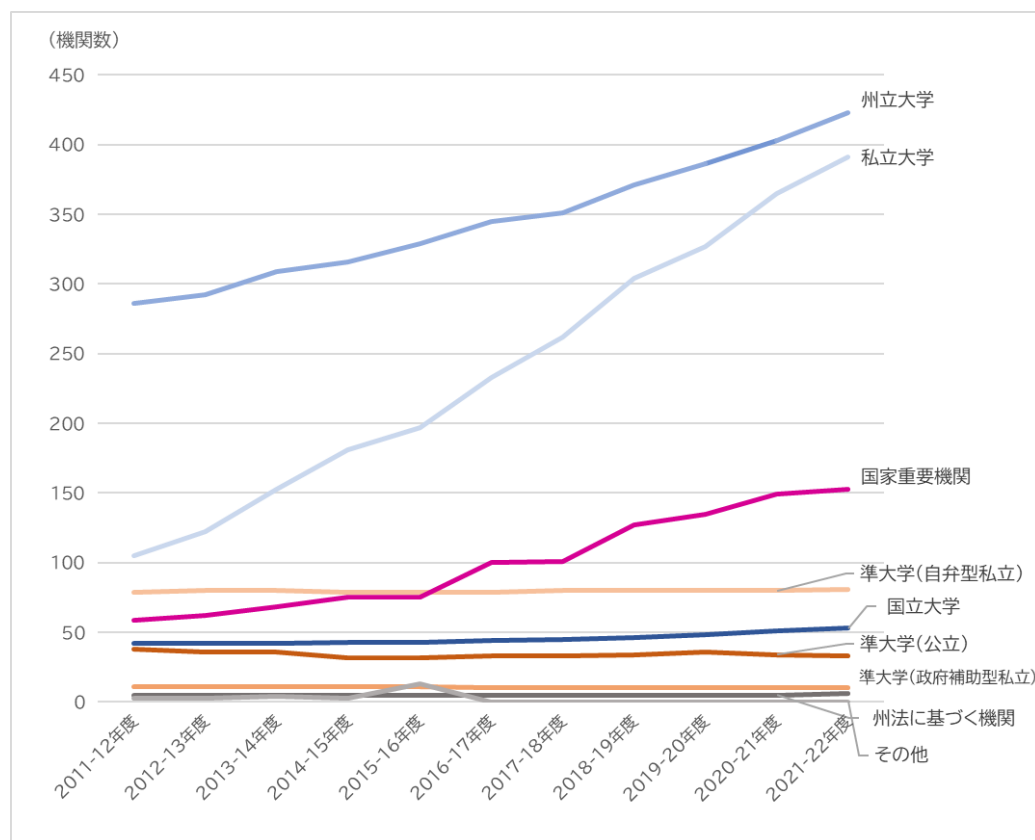
(3) 機関数、学生数の推移

大学数及び在籍学生数の推移は、[図表 3-7](#)、[図表 3-8](#) のとおり。

図表 3-7:「大学」に分類される機関種の機関数

(機関数)

年度 (AISHE 年度)	国立大学	州立大学	私立大学	準大学			国家重要 機関	州法に 基づく 機関	その他	合計
	(放送大学(Open University) の数(外数))			公立	政府補助 型私立	自弁型 私立				
2021-22年	53(1)	423(16)	391(1)	33	10	81	153	6	-	1168
2020-21年	51(1)	403(14)	365(1)	34	10	80	149	5	-	1,113
2019-20年	48(1)	386(14)	327(1)	36	10	80	135	5	-	1,043
2018-19年	46(1)	371(14)	304(1)	34	10	80	127	5	-	993
2017-18年	45(1)	351(14)	262(1)	33	10	80	101	5	-	903
2016-17年	44(1)	345(13)	233(1)	33	10	79	100	5	-	864
2015-16年	43(1)	329(13)	197(1)	32	11	79	75	5	13	799
2014-15年	43(1)	316(13)	181(1)	32	11	79	75	5	3	760
2013-14年	42(1)	309(13)	153(1)	36	11	80	68	5	4	723
2012-13年	42(1)	292(13)	122(0)	36	11	80	62	5	3	667
2011-12年	42(1)	286(13)	105(0)	38	11	79	59	5	3	642

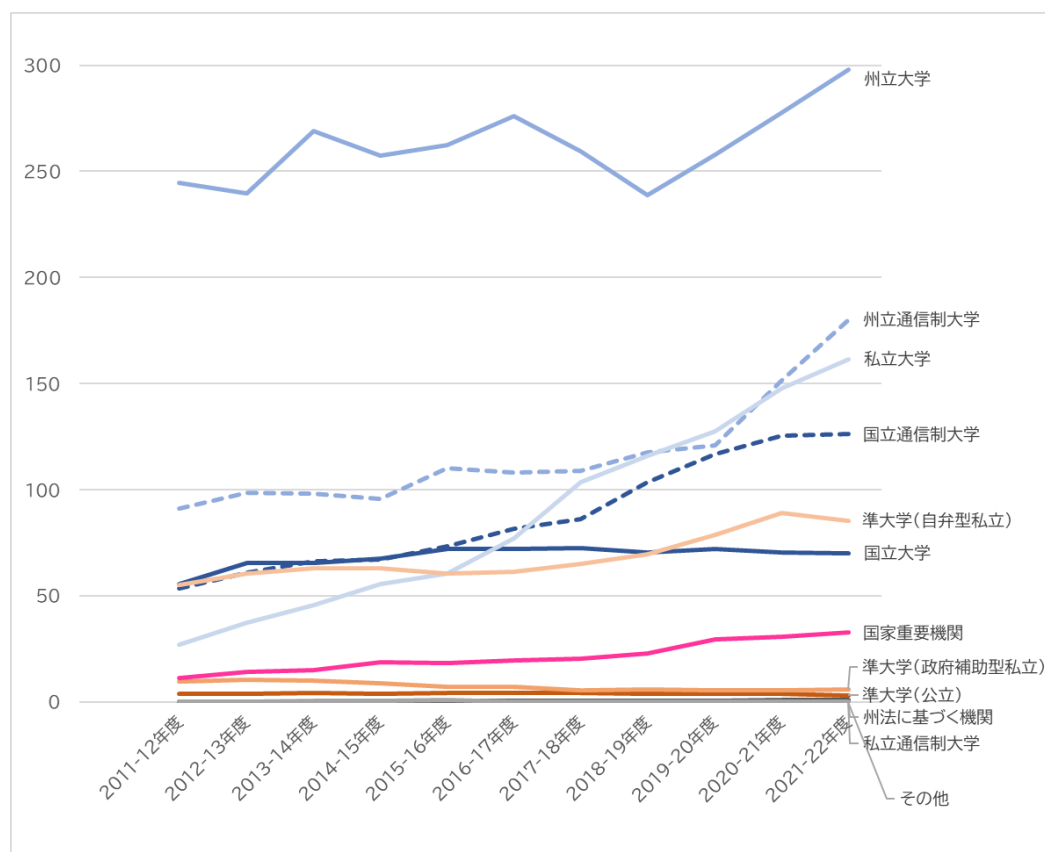


出所: AISHE 2011-12 から 2021-22 (Figure 1, p.5) を基に作成。登録機関数。

図表 3-8:「大学」に分類される機関種の在籍学生数

(単位:人)

年度 (AISHE 年度)	国立大学	国立通信制 大学	州立大学	州立通信制 大学	私立大学	私立 通信制 大学	準大学			国家重要 機関	州法に 基づく 機関	その他	合計
							公立	政府補助型 私立	自弁型私立				
2021-22年	701,265	1,260,841	2,980,508	1,800,003	1,616,265	3,233	30,819	59,936	852,651	325,732	7,092	NA	9,638,345
2020-21年	703,776	1,252,286	2,778,080	1,514,737	1,475,669	4,796	39,902	55,332	889,794	306,513	7,307	NA	9,028,192
2019-20年	720,025	1,167,336	2,578,473	1,208,060	1,276,201	4,227	39,727	56,169	788,762	293,336	6,052	NA	8,138,368
2018-19年	704,582	1,035,081	2,387,604	1,174,747	1,157,093	NA	37,496	59,720	696,926	228,431	5,115	NA	7,486,795
2017-18年	723,679	861,275	2,596,633	1,090,083	1,035,729	26	42,921	55,994	652,151	203,197	3,709	NA	7,265,397
2016-17年	719,418	815,946	2,761,335	1,080,812	768,389	26	44,159	69,901	611,965	196,664	3,669	NA	7,072,284
2015-16年	718,741	732,291	2,624,464	1,101,160	603,876	26	40,325	70,709	603,760	181,410	3,728	8,706	6,689,196
2014-15年	673,354	672,571	2,575,545	957,159	555,262	26	39,684	88,134	629,024	186,966	2,843	6,687	6,387,255
2013-14年	655,717	663,715	2,688,340	982,678	456,817	37	43,191	99,910	629,825	150,849	2,580	5,939	6,379,598
2012-13年	655,717	610,883	2,397,496	986,754	374,567	NA	38,341	103,434	604,872	142,551	2,371	2,381	5,919,367
2011-12年	554,953	533,293	2,447,183	910,000	270,495	NA	36,121	97,025	551,739	111,390	1,699	2,392	5,516,290



出所:AISHE 2011-12 から2020-21 までを基に作成。

注:数値は、各年の調査に実際に大学から回答があった数値であり、実際は表中の数字よりも多いと考えられる。

3-2-2. カレッジ

(1) カレッジの機能、位置付け

カレッジは、大学が授与する資格(学位またはそれ以外の資格)を得るための課程を提供する機関であり、大学の規則や規制に基づき、当該資格取得のための学修課程を提供する能力があると大学に認められた機関である¹³⁰。大学が大学院課程の教育の提供や研究機能を重視しているのに対し、カレッジは主に学士課程の教育を担っている¹³¹。カレッジの大半は、国立または州立大学と提携関係を結び、大学の傘下に置かれる「被提携カレッジ(affiliated college)」¹³²である。また、大学内の一組織として設置される「大学内カレッジ(constituent college または university college)」もある。

大学とカレッジの「提携」とは UGC が規定する制度で、国立大学と州立大学は傘下に被提携カレッジを置くことができる。一方、私立大学と準大学は被提携カレッジを置くことが認められていない¹³³。傘下にカレッジを置いている状態はカレッジとの「提携(affiliate)」関係があるとされ、カレッジを傘下に持つ国立または州立大学は「提携大学(affiliating university)」、カレッジを傘下に持たない国立または州立大学は「単一型大学(unitary university)」¹³⁴と呼ばれる。

大学とカレッジの提携関係は、提携を希望するカレッジからの申請に基づき大学が審査し、審査に合格し、当該カレッジが大学の傘下に置かれることで成立する。カレッジの設置に立法は必要とされず、提携大学の判断(審査と認可)に基づき設置される。¹³⁵

提携大学は一般に、大学院や研究所等のある中央キャンパスと、学士課程の教育を中心に行う多数の小規模の被提携カレッジで構成される。

¹³⁰ UGC 法第 12 条 A(1)(b) 'The University Grants Commission Act, 1956 (As modified up to the 20th December, 1985)'.

¹³¹ UGCの規定を満たせば、カレッジにも大学院課程(研究修士課程、博士課程等)が置かれることがある。
UGC (2016) 'UGC (Minimum Standards and Procedure for Award of M.PHIL./PH.D. Degrees) Regulations', 10.
Agarwal (2009), p.313.

¹³² affiliated college の訳語として、「提携カレッジ」が使われる場合もあるが、本概要では「被提携カレッジ」の訳語を使用している。また、傘下に被提携カレッジを置く大学(affiliating university)には、「提携大学」の訳語を使用している。

¹³³ UGC (2002) 'The University Grants Commission Act, 1956 (As modified up to the 20th December, 1985)', 12A (1) (b).UGC (2003) 'UGC (Establishment of and Maintenance of Standards in Private Universities) Regulations, 2003', 3. Establishment and recognition of Private Universities. 3.2.

UGC (2009) 'UGC (Affiliation of Colleges by Universities) Regulations, 2009'.UGC (2019) 'UGC (Institutions Deemed to Be Universities) Regulations, 2019', 13.0 Institution Deemed to be University to be Unitary.

国家重要機関、国立、州立の公開大学、州法に基づく機関、その他の大学に分類される機関がカレッジを傘下に持つことができるかは不明(調査中)だが、教育省の機関検索エンジン(AISHE)から、国家重要機関に分類される機関のなかに傘下にカレッジを持っている例がみられる。また、カレッジを提携しているとみられる私立大学がごく少数あり、中央(連邦政府)の制度(UGC 法)と実際との間に違いがみられる。

¹³⁴ 「単一型大学」は教育活動も行うが、研究に重点を置いた機関とされる。また単一型大学であっても、キャンパスの内外に大学内カレッジ(constituent college/university college)を設置している場合がある。
<https://www.indembassysuriname.gov.in/pages.php?id=71> (2026. 3.24 時点アクセス不可)

¹³⁵ UGC (2009) 'UGC (Affiliation of Colleges by Universities) Regulations, 2009'.

カレッジの数はインド全体で 45,473 校^{136,137}と多く、インドの高等教育において重要な役割を担っている。また、約半数は地方部に設置されており、地方における高等教育の需要を満たすうえで大きな役割を果たしている。カレッジの多くが小規模である点も、特徴とされる¹³⁸。

(2) カレッジの運営

カレッジは、設置者別に国立カレッジ(Central college)、州立カレッジ(State college)、私立カレッジ(Private college)に分かれる。国立カレッジと州立カレッジは、政府の資金によって運営されるという意味で「政府系カレッジ(Government college)」としてまとめられる。一方、私立カレッジには、政府の財政支援を受けるカレッジ(政府補助型私立カレッジ、Private college (aided))と、財政支援を受けないカレッジ(自弁型私立カレッジ、Private college (unaided))がある¹³⁹。

被提携カレッジ、大学内カレッジの教育内容や運営は、提携または当該カレッジを設置する大学が監督する責任を持つ。大学は、カレッジへの入学者の決定、カリキュラムの決定、試験(修了試験を含む)の内容を決定し、学位の授与を行う。被提携カレッジ、大学内カレッジともに、大学が作成したカリキュラムに沿って課程の教育を提供するが、学位授与権は有さない。カレッジの学生は、大学が管理する試験により入学し、入学後は、大学が作成したカリキュラムに沿ってカレッジが提供する教育を受け、大学が監督する試験を受け、所定の課程を修了すると大学から学位が授与される¹⁴⁰。

被提携カレッジ及び大学内カレッジは、UGC による審査を経て「自治カレッジ(autonomous college)」のステータスを得ることができる。自治カレッジには、カレッジ自身に学生受入れ、カリキュラム、試験等について決定する権限が与えられる。ただし、自治カレッジであっても学位授与権はなく、学位は大学から授与される。自治カレッジは、カレッジに教育に関する一定の権限を与えることで、カレッジ自身の教育の質の向上を促す仕組みであるとされている¹⁴¹。

以上のとおり、設置者、被提携/大学内カレッジの別、また自治カレッジであるか否かにかかわらず、カレッジ自身に学位授与権はなく、学位は大学から授与される。また、大学同様に、カレッジにもディプロマ等の資格を取得できる短期の課程や、職業教育志向の学士や修士の課程が置かれている場合がある¹⁴²。

¹³⁶ AISHE 2021-2022, Box 1 (p.4) (登録数)

¹³⁷ 全 1,168 大学のうち、328 大学が被提携カレッジを有する。このうち、147 大学は 100 以上の被提携カレッジを有し、うち 20 大学は 500 以上の被提携カレッジを有する。(AISHE 2021-22 p.7, Figure 3)

¹³⁸ 佐々木(2017)は、「カレッジの 43%は単一プログラムしか持たない小規模の教育機関であり、在籍者数が 200 人に満たないカレッジが全体の 41%である。こうした単一プログラムのカレッジのうち、80%は私立のカレッジとなっており、近年の高等教育の拡大はこうした民間部門(私立の高等教育機関)に支えられていると言える」と述べている。

¹³⁹ AISHE 2021-2022

¹⁴⁰ UGC Act(1956年) (12A*)(1)(a), (b).

UGC (2010) 'UGC (Affiliation of Colleges by Universities) Regulation, 2009'.

UGC (2003) UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education) Regulations, 2.Admission, 5.Syllabus, 6.Examination and Evaluation, 8.Award of Degrees.

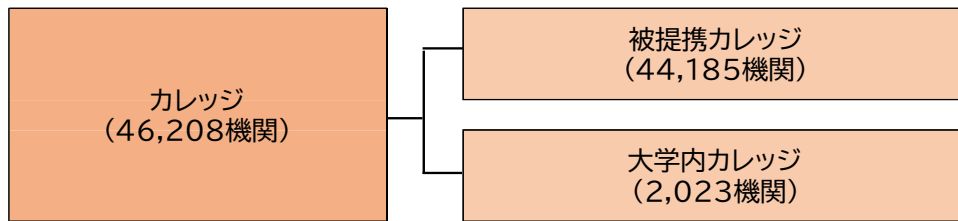
UGC (2003) UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the Master's Degree through Formal Education) Regulations.UGC (2016)

UGC (Minimum Standards and Procedure for Award of M.PHIL./PH.D. Degrees) Regulations.

¹⁴¹ UGC (2018) 'University Grants Commission (Conferment of Autonomous Status Upon Colleges and Measures for Maintenance of Standards in Autonomous Colleges) Regulation, 2018'.
自治カレッジになるための申請にあたっては、カレッジ設置後 10 年以上経過していることや、質保証の状況(アクレディテーションの結果)等に関する要件がある。UGC による審査の細かい基準も定められている。

¹⁴² UGC Frequently Asked Questions. S.No. 5

図表 3-9:カレッジの種類(大学との関係別)



出所:以下を基に作成

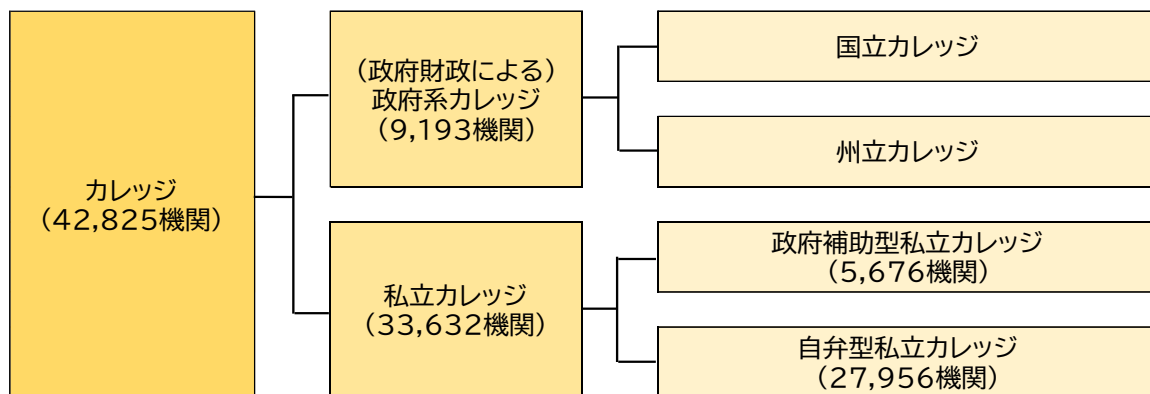
・ AISHE 2021-22, Table. 37. Number of different types of Institutions attached with university.

注:

※1 本図表の被提携カレッジ数及び大学内カレッジ数は、Table. 37. の大学に分類される機関(国立大学、州立大学、私立大学、準大学、国家重要機関、州法に基づく機関)傘下の被提携カレッジ数、大学内カレッジ数それぞれを合計した数である。なお、これらを合計(46,208)しても、[図表 3-10](#)や[図表 3-12](#)のカレッジ数の合計(42,825)とは一致しない。

※2 出典には、カレッジとは別に、大学に認可された機関、大学に附属する機関として以下が記載されているが、本図では省略した。大学に認可された教育機関、学外センター、ポストグラデュエートセンター、オフショアキャンパス、地域センター、学習センター、夜間カレッジ(計 1,637 機関)。

図表 3-10:カレッジの種類(設置者別)



出所:以下を基に作成

・ AISHE 2011-2012 から 2021-2022 までの Table 5. Number of Private and Government ([図表 3-12](#) 参照)

図表 3-11: カレッジの権限、設置等

種類	学生受入れ、 カリキュラム、 試験に関する権限	学位授与権	設置等
被提携カレッジ (Affiliated College)	無 (カレッジは、大学が定め たカリキュラムと試験に 基づき教育を行う。学生 受入れに関する決定も大 学が行う)	無 (大学から学位が授与され る。学位証明書には大学名 が記載され、カレッジ名は 記載されない)	連邦政府/州政府/民間団体 がカレッジを設立、その後、カ レッジからの申請と大学によ る審査・認可を経て国立大学 または州立大学と提携関係が 成立する。
大学内カレッジ (Constituent College/ University College)			大学の敷地に隣接して、大学 の一部として設置され、大学 が直接管理・運営する。
自治カレッジ (Autonomous College)	有 (カレッジ自身がカリキュ ラムの策定や試験の実 施、学生受入れに関する 決定を行う)	無 (大学から学位が授与され る。学位証明書には関連す る大学名と併せて自治カレ ッジの名前も記載される)	被提携カレッジ、大学内カレ ッジが、UGC による審査に合 格した場合、自治カレッジの ステータスが付与される。

出所: 以下を基に作成

- ・ UGC (2010) 'UGC (Affiliation of Colleges by Universities) Regulation, 2009'.
- ・ UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education) Regulations, 2003.
- ・ UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the Master's Degree through Formal Education) Regulations, 2003.
- ・ UGC (Minimum Standards and Procedure for Award of M.PHIL./ PH.D. Degrees) Regulations, 2016.
- ・ UGC (Affiliation of Colleges by Universities) Regulation, 2009, Definitions: In these Regulations: 2.2 "college."
- ・ University Grants Commission (Conferment of Autonomous Status Upon Colleges and Measures for Maintenance of Standards in Autonomous Colleges) Regulation, 2018.

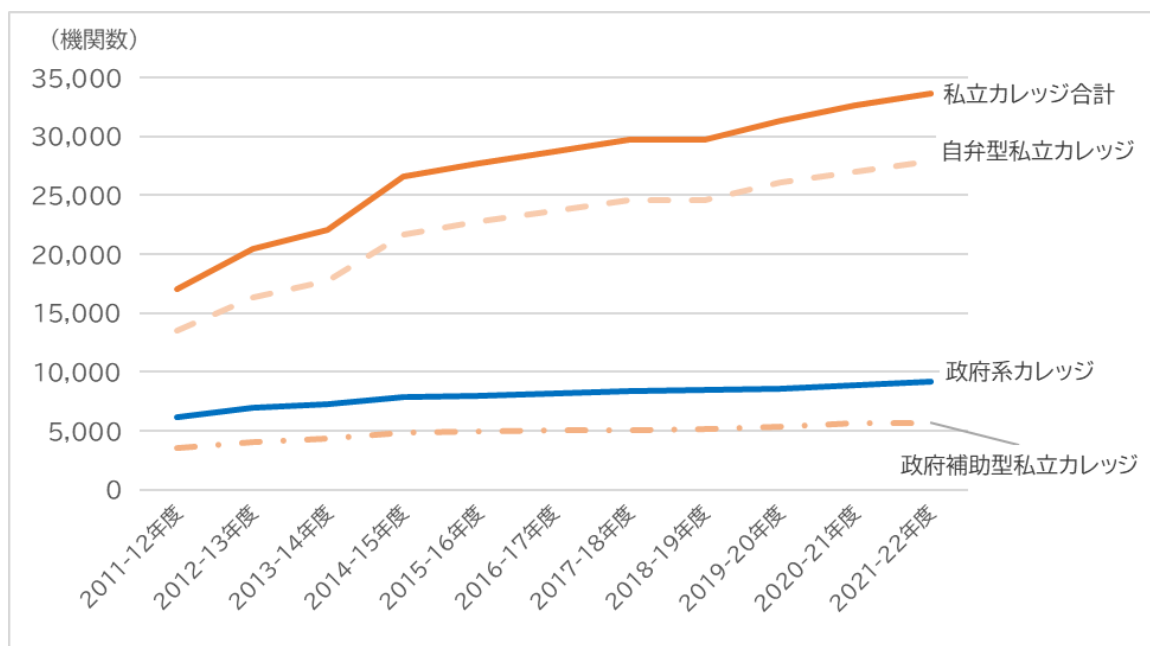
(3) 機関数、学生数の推移

カレッジの数及び在籍学生数の推移は、[図表 3-12](#)、[図表 3-13](#) のとおり。

図表 3-12:カレッジ数

(単位:校)

年度	自弁型私立 カレッジ	政府補助型私 立カレッジ	私立カレッジ 合計	政府系(国立、 州立)カレッジ	合計	私立校割合
2021-22年	27,956	5,676	33,632	9,193	42,825	78.5%
2020-21年	27,039	5,658	32,697	8,903	41,600	78.6%
2019-20年	26,054	5,336	31,390	8,565	39,955	78.6%
2018-19年	24,541	5,148	29,689	8,490	38,179	77.8%
2017-18年	24,620	5,083	29,703	8,358	38,061	78.0%
2016-17年	23,647	5,028	28,675	8,177	36,852	77.8%
2015-16年	22,755	4,924	27,679	7,988	35,667	77.6%
2014-15年	21,710	4,857	26,567	7,885	34,452	77.1%
2013-14年	17,721	4,379	22,100	7,230	29,330	75.3%
2012-13年	16,349	4,058	20,407	6,938	27,345	74.6%
2011-12年	13,515	3,498	17,013	6,190	23,203	73.3%



出所:以下を基に作成。

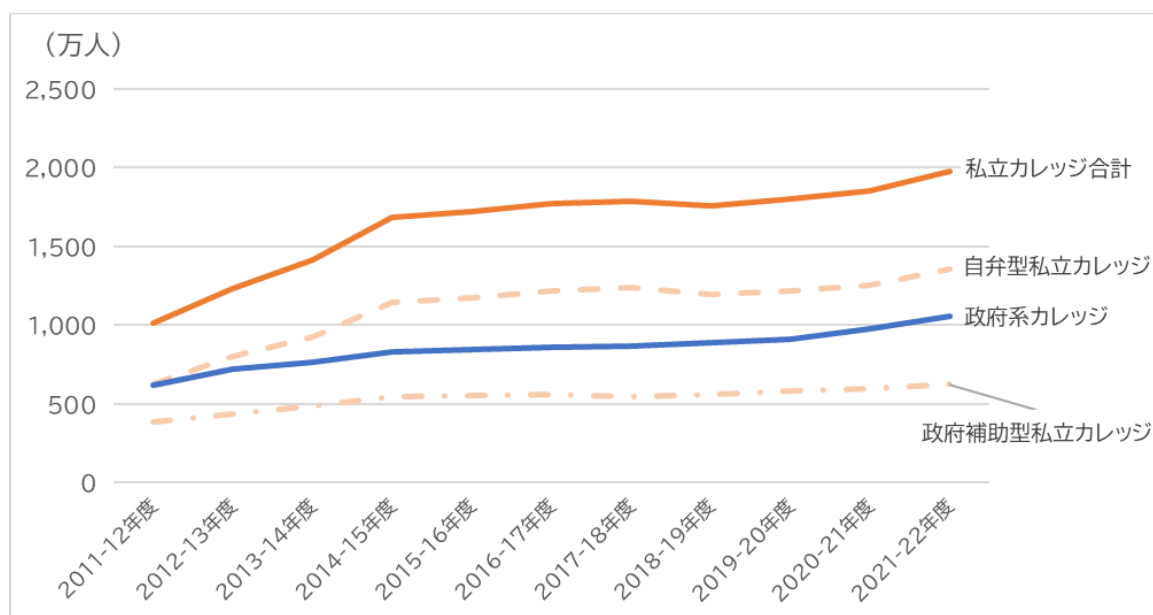
・ AISHE 2011-2012 から 2021-2022 までの Table 5. Number of Private and Government

注:2021-22の機関数は、AISHE 2021-22 調査に実際に回答があった数に、AISHE2019-20、同2020-21の有効データを加えた数。

図表 3-13: カレッジ在籍学生数の推移

(単位:人)

年度	自弁型私立 カレッジ	政府補助型私 立カレッジ	私立カレッジ 合計	政府系 (州立、国立) カレッジ	合計	私立校 割合
2021-22 年	13,542,820	6,241,872	19,784,692	10,563,334	30,348,026	65.2%
2020-21 年	12,564,324	5,979,206	18,543,530	9,768,029	28,311,559	65.5%
2019-20 年	12,199,079	5,817,325	18,016,404	9,137,335	27,153,739	66.3%
2018-19 年	11,961,980	5,614,527	17,576,507	8,888,942	26,465,449	66.4%
2017-18 年	12,392,090	5,475,679	17,867,769	8,684,532	26,552,301	67.2%
2016-17 年	12,179,736	5,580,887	17,760,623	8,628,070	26,388,693	67.3%
2015-16 年	11,729,224	5,516,630	17,245,854	8,485,309	25,731,163	67.0%
2014-15 年	11,427,813	5,449,356	16,877,169	8,300,112	25,177,281	67.0%
2013-14 年	9,270,312	4,868,862	14,139,174	7,624,192	21,763,366	65.0%
2012-13 年	7,990,027	4,371,207	12,361,234	7,187,703	19,548,937	63.2%
2011-12 年	6,249,134	3,869,617	10,118,751	6,186,619	16,305,370	62.1%



出所: 以下を基に作成。

・ AISHE 2010-2011 版から 2021-2022 版までの Table 5 (a)。

・ 私立カレッジ、自弁型私立カレッジ等についての 2011-12 年度より前のデータは確認できていない。

【参考】インドのカレッジをめぐる動向(規模拡大とその影響)

インドの高等教育は、国内の高等教育需要の拡大を受けて、1950～70年代と1990年代以降に急速に規模が拡大した（図表 3-2）。特に1990年代以降は、被提携カレッジ（中でも州の予算が限られる中でその影響を受けない民間による自弁型私立カレッジ）が地方部を中心に急増し、地方における高等教育（特に学部レベルの教育）への需要を満たすうえで大きな役割を果たした^{注1}。

一方で、被提携カレッジの増加は、学部教育の質の低下につながっているとして問題視されてきた^{注2}。特に機関数が増加した私立の被提携カレッジについては、質の優れた機関もみられる一方で、施設・設備への投資予算の少なさや大学との提携に関する規定違反に該当するような教育活動上の問題により教育の水準が低くなっているとの指摘がなされてきた^{注3}。2008 年の連邦教育省の報告書には、「多くの州立大学が長年にわたり次々と被提携カレッジの数を増加させ自身の業務の規模を拡大したことにより、傘下に置くカレッジの学術水準を維持するという州立大学の本来の役割を果たすことが困難になった」との記述もみられる^{注4}。

こうした中、被提携カレッジの質を高める取組として、小規模のカレッジをまとめて規模を拡大し、スケールメリットを通じて質の向上に取り組めるようにすること、また、提携関係によらず、UGC の審査を経て独自にカリキュラムや試験に関する決定を行うことができる自治カレッジ（autonomous college）が教育省により提言された^{注5}。しかしその後、自治カレッジのステータスの付与は進まず、2024 年 8 月時点で 1222 機関（全カレッジの約 3%）にとどまっている^{注6}。

被提携カレッジをめぐるのは、国家教育政策（NEP2020）においても様々な改革が提言された。カレッジが大学との提携関係に依存することなく、自ら学位を授与することができる「学位授与型自治カレッジ（Autonomous degree-granting College: AC）」の制度を新たに設けること、将来的には現在ある全てのカレッジを学位授与型自治カレッジまたは大学内カレッジに再編すること、学位授与型自治カレッジを含めた全ての高等教育機関を複合領域的な課程^{注7}を有する機関に再編することで、小規模の被提携カレッジが乱立する状態を解消し、機関自身が質の向上に取り組める状況をつくることなどがうたわれている^{注8}。

注1 Carnoy and Dossani (2013), pp.606-610.

注2 National Education Policy 2020, pp.33-34.

注3 Carnoy and Dossani (2013), p.609.

注4 MHRD (2008) 'Report of 'The Committee to Advise on Renovation and Rejuvenation of Higher Education'', pp.31-32.

注5 MHRD (2008) 'Report of 'The Committee to Advise on Renovation and Rejuvenation of Higher Education'', pp.31-32.

注6 UGC (2024) 'Status List of Approved 1222 Autonomous Colleges as on Date 27.08.2024'.自治カレッジの設立が進まなかった要因については、例えば Carnoy (2013) p.608 を参照。

注7 NEP2020 において、複合領域的(Multidisciplinary)とは、科学技術、社会科学、芸術、人文学、スポーツ等を横断する学際的な内容を指す(NEP2020, P.5)。

注8学位授与型自治カレッジについては、当該機関が希望する場合、適切なア krediteーションを経て研究主体型もしくは教育主体型の「大学」に昇格させるといった構想も示されている(前掲、pp. 34-35)。

3-2-3. 独立型教育機関(技術・職業専門教育機関)

技術・職業専門教育を提供する独立型教育機関(ポリテクニックを含む)は、UGC の所管ではなく、各専門分野の規制機関、州政府の所管であることから、十分な情報が得られていない。以下では、MHRD (AISHE、InSCED)、AICTE(Approval Process Handbook)及び、海外の関係機関(UK ENIC、WES/WENR)等の情報を参考に、技術・職業専門教育について記載しているが、これとは異なる点もあると考えられる。

大学との提携関係を持たず、主に特定の専門分野の技術・職業専門教育を担う高等教育機関として、ポリテクニック等の技術教育機関、教員養成機関、看護師養成機関、経営大学院(ビジネススクール)等がある。これらは、「独立型教育機関(stand-alone institution)」に分類される(図表 3-1)。

AISHE 2021-22 によると、独立型教育機関は 12,002 校あり、高等教育機関総数の約 20% にあたる。うち、技術教育機関、教員養成機関、看護師養成機関がそれぞれ 3,000 校以上ある。独立型教育機関全体の学生数は約 217 万人で、うち技術系専門教育機関の学生数が約 141 万人と 6 割以上を占める(図表 3-14)。

独立型教育機関の設置にあたっては、各専門分野の規制機関の規則に基づく認可が必要となる¹⁴³。教育内容や学校運営、資格付与に関しては、当該専門分野の規制機関、州政府、関係省庁による規制・監督を受ける。学生受入れ、カリキュラム作成、試験の実施については、規制機関等の規制内容に基づき、独立型教育機関、州専門分野教育委員会が行う¹⁴⁴。独立型教育機関の 76.3%が民間セクターによって運営されており、政府セクターが運営する学校は全体の 23.7%である¹⁴⁵。

独立型教育機関では、高等教育レベルの技術・職業専門教育が行われる¹⁴⁶。技術教育機関に分類されるポリテクニック等は、中等教育レベルのプログラムも提供することが一般的である。(2-2-5. 中等教育段階の技術・職業専門教育)これら機関での学修を終え、当該分野の教育を管轄する州の委員会が実施する所定の試験を受験し合格すると、委員会またはそれに相当する組織からディプロマ、ポストグラデュエート・ディプロマ、サーティフィケート等の非学位の資格が付与される¹⁴⁷。

(【参考】独立型教育機関が付与する資格について)

¹⁴³ AISHE 2021-2022, p.3.

¹⁴⁴ WES/WENR(2018) 'Education in India'. 技術・職業専門教育の全体的な質保証(基準の設定や技術・職業専門教育機関・プログラムの新設の認可等)は、規制機関である AICTE が担う。

¹⁴⁵ AISHE 2021-22, Figure 8: Management-wise and Institution type-wise Standalone Institutions.

¹⁴⁶ AISHE 2021-22, Table 9(a) Level-wise Enrolment in Standalone Institutions (Based on Actual Response).

AICTE 'Approval Process Handbook 2024-2027', p.1, 6, 103.

¹⁴⁷ Nuffic, Education System, India.によると、修了資格を得る場合に州の委員会の試験が必要になるかどうかは分野によって異なり、特に規制のかかる職種(regulated profession)に関する分野のプログラムは州の委員会の試験に合格する必要があることが多い。州委員会の試験の受験が必要かどうかは学生が学校に確認する必要がある。

図表 3-14:独立型教育機関の概要

種類	概要	機関数	学生数
タイプ1: ポリテクニク等の 技術教育機関	主にディプロマレベルの教育課程を置く。 一般に技術教育の規制機関(AICTE)の規則に基づき設置。州政府の技術教育部門による監督を受ける。	3,865	1,408,546
タイプ2: 教員養成機関	主にディプロマレベルの教育課程を置く。 教員養成の規制機関である国家教師教育評議会(National Council for Teacher Education: NCTE)が認可、一般に州教育研究訓練評議会(State Council of Education Research and Training: SCERT)が運営する District Institutes of Education and Training(DIETs)を含む。	3,301	232,753
タイプ3: 看護師養成機関	主にディプロマレベルの教育課程を置く。 看護に関する規制機関であるインド看護審議会(Indian Nursing Council: INC)の規則に基づき設置。一般に州政府の看護に関する委員会による監督を受ける。	3,592	393,447
タイプ4: 経営大学院	経営学分野のポストグラデュエート・ディプロマの教育課程を置く。 AICTE の規制に基づき設置。	327	61,364
タイプ5: 連邦または州の関係 省庁 (Ministries) が直接管理運営する 教育機関	技術・工業系、観光、調理、航空科学、石油化学、保健・福祉、労働安全等多様な分野の教育課程を置く。 関連省庁が規制・監督を実施。	100	20,876
タイプ6: パラメディカル(医 療補助)分野の教育 機関	パラメディカル分野の規制機関(Paramedical Council of India)または州のパラメディカル分野の委員会の規制に基づき設置。	758	38,886
タイプ7: ホテル・マネジメント 及びケータリングサ ービス教育機関	主にディプロマレベルの教育課程を置く。 AICTE の規制に基づき設置。	59	14,872

出所:以下を基に作成。

・ AISHE 2021-22, pp.14-15, Table 9, Annexure 2.

・ Open Government Data platform(<https://www.data.gov.in/catalog/enrolment-different-types-stand-alone-institutions>)

注:機関数は登録数、学生数は実際に回答した機関からの情報。なお、調査の対象となる独立型教育機関計 12,002 校のうち、回答があったのは 10,576 校。

【参考】ポリテクニクについて

独立型教育機関に分類される技術・職業専門教育機関の中で、最も学生数の多い技術教育機関として「ポリテクニク」がある。ポリテクニクは後期中等教育から高等教育段階までの工学、技術分野の教育を提供しており、土木、電気、機械工学の分野が主流だが、近年では、電子、コンピュータサイエンス、メディカルラボテクノロジー、ホスピタルエンジニアリング、建築アシスタントなど、新しい分野のコースも増えている。設置者により政府系と私立があり、AICTE の規制に基づき設置され、州技術教育委員会が認可する。ポリテクニク等の技術教育機関数は 3,865 校、学生数は 1,408,546 人である。(図表 3-14)

ポリテクニクの課程には、中等学校(第10学年)修了を入学資格とする3年間^{注1}のディプロマ課程、9 か月未満のサーティフィケート課程がある。上級中等学校(第 12 学年)修了者は、ディプロマ課程の 2 年次に編入学が可能である。

ディプロマ課程修了者は、就職するほかに、一部の大学の工学/技術系学士(B.E./B.Tech.)の第2年次への編入学が認められる場合がある。

学士課程修了後に進学するポストグラデュエート・ディプロマ(Post Graduate Diploma)の課程もある^{注2}。また、一部の州では、ディプロマ課程修了を入学資格とする1～2年間のポスト・ディプロマ(アドバンスト・ディプロマ)課程がある^{注3}。

^{注1}分野によって、2 年間、4年間のものもある。

^{注2} AISHE2021-2022 (II A2)., InSCED (K66, p.26).には、ポストグラデュエート・ディプロマ課程への入学資格として、学士とともに、10+2/Diploma があるが、詳細は不明。

^{注3} UK ENIC, 'Technical Training Overseen by the AICTE'. WES/WENR (2018) 'Education in India'.

3-3. 高等教育機関一覧

インドでは、連邦教育省傘下に以下の高等教育機関の一覧がある。それぞれ、作成の目的や基準、対象とする機関の範囲、登録されている機関数等が異なる。

3-3-1. 全インド高等教育調査(AISHE)の機関一覧

インドの高等教育機関は、連邦教育省高等教育局が毎年実施している全インド高等教育調査(AISHE)の機関一覧(検索データベース、<https://dashboard.aishe.gov.in/hedirectory/#/hedirectory>)から調べることができる。

AISHE では、連邦教育省、州政府等の関係する機関からの申告に基づき AISHE ポータルに大学等の高等教育機関が登録された後、各機関が調査に回答する¹⁴⁸。ただし、調査への回答は各機関の任意であり、全ての機関が回答するとは限らないため、登録機関数と回答機関数の間には差がある。特にカレッジ、独立型教育機関については、回答していない機関が一定数ある。(図表 3-15)

図表 3-15: AISHE の登録機関数と回答機関数

機関種	登録機関数	回答機関数	
		(AISHE 2021-22)	(AISHE 2019-20、同 2020-21 からの繰り越しを加えた数)
大学	1,168	1,154	(1,162)
カレッジ	45,473	38,886	(42,825)
独立型教育機関	12,002	9,163	(10,576)

出所: AISHE2021-22, pp.3-4. Box1.

<https://dashboard.aishe.gov.in/hedirectory/#/hedirectory>

3-3-2. UGC が認可した高等教育機関の一覧

UGC ウェブサイトには、UGC 法、規則に基づき認可された高等教育機関の一覧がある(<https://www.ugc.gov.in/> 2026. 8.21 アクセス)。

AISHE は、所定の機関からの申告と回答がベースとなっているのに対して、UGC の機関一覧は、UGC が認可し(UGC 法2(f))、連邦政府の財政支援の受給資格があると認めた(同12(B))機関のみを掲載しており、また、対象時期も異なるため、AISHE の機関数とは異なる。(図表 3-16)

特にカレッジについては、その設置は大学の判断に基づくものであり(3-2-2.(1) カレッジの機能、位置付け)、UGC の認可を必要とするものではない。インドのカレッジには、連邦の財政支援を受けない機関(一部の州立カレッジや、全カレッジの約6割以上を占める自弁型私立カレッジ)が多く存在し、これらのカレッジは UGC のリストには掲載されていない場合が少なくないとされる。したがって、UGC のリストは、インドに存在する全カレッジの一覧ではなく、また、UGC のリストへの掲載と正規のカレッジであることは別のことである。

¹⁴⁸ AISHE 2021-22, Information to our readers.

図表 3-16:UGC 法に基づく認可された高等教育機関の一覧
 1956 年 UGC 法 2(f)(UGC が認可した機関)及び
 12(B)(UGC が政府の財政支援の受給資格があると認めた機関)に基づく高等教育機関

掲載されている機関種		機関数 (2025.2.25 時点)
大学		
国立大学、州立大学、私立大学		1,054
準大学/みなし大学		138
国家重要機関(Institution of National Importance) (国家重要機関に含まれる機関種) 伝統的国立大学・総合大学(ベナレス・ヒन्दウー大学、アリーガル・ムスリム大 学、デリー大学等) インド情報技術大学(Indian Institute of Information and Technology: IIIT) インド経営大学院(Indian Institute of Management: IIM) インド科学教育研究大学(Indian Institute of Science Education and Research: IISER) 国立工科大学(National Institute of Technology: NIT) インド工科大学(Indian Institute of Technology: IIT) 計画・建築大学(School of Planning and Architecture)等 全インド医科大学(All India Institute of Medical Sciences: AIIMS)(健康家族福祉省) 等 国立薬学教育研究大学(National Institute of Pharmaceutical Education and Research: NIPER)(薬品・肥料省) 国立デザイン大学(National Institute of Design: NID)等 (商工業 省) 農業農民福祉省、内務省、石油天然ガス省、文化省、食品加工省、科学技術 省、伝統医学省、法司法省、青少年スポーツ省、統計プログラム省、外務省 所管の機関 https://www.education.gov.in/institutions-national- importance		165
カレッジ		10,434
自治カレッジ(Autonomous College)		1, 222

出所:<https://www.ugc.gov.in/>(2026.8. 21 アクセス)

自治カレッジは、Status list of 1222 Autonomous Colleges as on date 27.08.2024

(https://www.ugc.gov.in/colleges/Autonomous_Colleges, 2026.8. 21 アクセス) による。

UGC はウェブサイトにおいて、UGC 法(1956 年)の要件を満たさずに大学(university)を名乗る機関を「偽大学(fake university)」であるとしてリストを公表し、こうした機関に学位授与権

はなく、学生を入学させないように注意喚起を行っている。2026 年 3 月時点のリスト(State-Wise Fake Universities List)¹⁴⁹によると、計 32 の機関名が公表されている。

3-3-3. インド大学協会の大学一覧

インド大学協会(AIU)が発行する Universities Handbook(35th edition, 2024)には 969 大学¹⁵⁰が掲載されているが、これもすべての大学を網羅するものではない。

【参考】高等教育機関の名称について

インドでは、大学の種類として、国立大学、州立大学、私立大学、準大学、国家重要機関等があり、全て「大学」として分類されるが、機関名称からどの種類の大学であるか見分けがつかないことが多い。

- ・ 国立大学:機関名称に「National University」や「Central University」が付くものが多いものの、全てがそうではなく、中には「University」が付かない機関もある。
- ・ 州立大学:機関名称に「State University」などの「州立」の「大学」であることが一目で分かる単語を含むものは多くはない。「University」が付いているものが多いが、ないものもある。また、「National Law University ～」や「National Institute of ～」などのように、国立大学や国家重要機関を想起させるものも多い。
- ・ 私立大学:名称だけでは国立大学や州立大学等との見分けが付きにくい。「University」がつかない機関も一部ある。「Indian Institute of ～」のように、国家重要機関の機関名称と類似するものもある。

なお、インドの高等教育機関の名称については、AISHE 等の連邦政府が公表している資料上の表記、大学のウェブサイトの表記、当該教育機関が発行する証明書等書類上の表記の間に「ゆらぎ」が見られることがあるとの指摘があり、機関の名称の確認にあたっては、当該機関や州政府等への確認が必要となる場合もある^{注1}。

注1 <https://www.ndtv.com/education/ugc-warns-127-institutions-not-use-word-university-their-names-2235987> (2026.3.26 アクセス)

¹⁴⁹ <https://www.ugc.gov.in/universitydetails/Fakeuniversity> (2026.8.21 アクセス)

内容は、以下で閲覧可能。

<https://opportunities-insight.britishcouncil.org/short-articles/news/ugc-india-releases-new-list-of-fake-universities-2026>

<https://www.ndtv.com/education/university-body-ugc-flags-32-fake-universities-across-india-delhi-tops-the-list-with-12-11116491> (2026.3.23 アクセス)

¹⁵⁰ AIU (2024) University News, A Weekly Journal of Higher Education, Vol.62, No.21, May20-26, 2024, p.2.

[https://www.aiu.ac.in/documents/AIU Publications/University News/UNIVERSITY%20NEWS%20VOL-62,%20NO-21,%20MAY%2020-26,%202024.pdf](https://www.aiu.ac.in/documents/AIU%20Publications/University%20News/UNIVERSITY%20NEWS%20VOL-62,%20NO-21,%20MAY%2020-26,%202024.pdf)

【参考】正規のカレッジであることの確認等に関連する情報

上述のとおり、AISHE のリスト、UGC のリスト、ともに全てのカレッジを網羅するものではない。また、これらのリストに掲載されていないことと、正規のカレッジではないことは、別のことである。両リストに掲載されていないカレッジの場合、正規のカレッジであるかどうかを確認するには、提携する大学のウェブサイトに被提携カレッジとして掲載されているか、また、以下の州政府のリスト等を確認することになる。

○州政府の高等教育機関のリスト

上述の AISHE のリストは連邦教育省が、UGC のリストは連邦教育省傘下の UGC が作成しているものである。一方、インドでは、州立の高等教育機関の運営は基本的に州政府が行うことから、州内の大学、カレッジ等のリストを公開している州もある。

図表 3-17:州政府が公開している大学、カレッジ等のリスト(例)

州	担当部署	URL
マハーラーシュトラ州	高等教育局(Directorate of Higher Education)	https://dhepune.gov.in/institutions/
テランガナ州	テランガナ州政府 (Government of Telangana)	https://ums.telangana.gov.in/HOME/college-list
西ベンガル州	西ベンガル州高等教育評議会 (West Bengal State Council of Higher Education)	https://wbsche.wb.gov.in/universities https://wbsche.wb.gov.in/degree-colleges

出所:各州ウェブサイト

注:本表は、カレッジ数の多い一部の州について記載している。

3-3-4. 専門教育を行う機関の一覧

専門教育を行う機関については、当該分野の規制機関等が機関一覧(大学、カレッジ、独立型教育機関)を公表している例がある。[図表 3-18](#) に一部の分野の教育機関一覧を掲載する。

図表 3-18:専門分野の教育機関一覧(一部の分野)

分野	教育機関一覧の内容、URL
工学・技術	AICTE が認定した大学及び教育機関(AICTE approved universities/institutions)URL (2024年10月現在)アクセス不可
法学	インド弁護士審議会(Bar Council of India)が認定した法曹教育機関 https://www.barcouncilofindia.org/info/recognised-universities-colleges
教師教育	国家教師教育評議会(NCTE)が認定した教員養成機関 https://ncte.gov.in/website/RecognizedInstitutions.aspx
看護	インド看護審議会(INC)が認定した看護教育機関 https://www.indiannursingcouncil.org/nursing-institute-for-the-year-2024-25
医学	国家医療委員会(National Medical Commission: NMC)が認定した医学教育機関 https://www.nmc.org.in/information-desk/college-and-course-search/

出所:各機関のウェブサイト

3-4. 高等教育機関への入学

3-4-1. 入学資格(出願資格)

UGC の規定では、学士、修士、研究修士(M.Phil.)、博士の各課程への進学に関して、最低基準とともに、選考のプロセスを規定している。本節で最低基準を、次節で選考プロセスを概説する。

学士等各課程への進学の最低基準は、[図表 3-19](#) のとおり。

図表 3-19: 高等教育の各課程の入学資格(出願資格)の概要

課程	入学資格(出願資格)
学士課程	- 上級中等学校(第12学年)修了資格(フォーマル教育、通信教育) - これと同等の能力を有すると大学が認める場合。
修士課程	3年の学士課程修了または所定の単位の取得 - 学士と同等と大学が認める資格
研究修士課程 (M.Phil.)	- 修士課程修了 - 規制機関が修士と同等と認めた professional degree ※上記2件については、修士取得時の点数の合計が55%以上、UGC の基準で B 以上であること。 - 修士と同等と承認された外国の学位
博士課程 (Ph. D.)	- 修士課程修了(取得時の点数については研究修士(M.Phil.)と同じ) - 研究修士(M.Phil.)取得者(取得時の点数合計が 55%以上、UGC 基準 B 以上)は、リサーチワークに進むことができる。 - 研究修士(M.Phil.)と同等と承認されたインド、外国の教育機関の学位

出所:

- UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education) Regulations, 2003. 2. Admission.
- UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the Master's Degree through Formal Education) Regulations, 2003. Amendment 2007, 2013.
- UGC (Minimum Standards and Procedure for the Award of M.PHIL./PH.D. Degrees) Regulations, 2016., 2., 3. Amendment 2018(1st and 2nd).

注

- 上記に加えて、指定カースト、指定部族、その他後進階級、障害者、その他 UGC が認めた者については、異なる基準が設定されている場合がある。
- professional degree の詳細は確認できていない。

独立型教育機関のディプロマ課程等への入学資格は、全インド技術教育評議会(AICTE)をはじめとする当該分野の規制機関が規定している。以下では、AICTE が管轄する技術教育(technical programme)分野の独立型教育機関の例を概説する。

独立型教育機関のディプロマ課程(一般に3年)の場合、一般に中等学校(第10学年)修了資格が入学資格だが、一部の分野においては、上級中等学校(第12学年)修了資格が必要となるなどの違いがある¹⁵¹。上級中等学校で関連する科目を学習し、修了試験に合格した者、または中等学校の修了後、産業訓練機関(ITI)([2-2-5. 中等教育段階の技術・職業専門教育](#))で2年の課程を修了した者は、ポリテクニク等のディプロマ課程の2年次への編入学が可能である。

¹⁵¹ AICTE 'Approval Process Handbook 2024-2027', Annexure 8.によると、ホテル・マネジメント及びケータリング分野のディプロマ課程には3年制と5年制があり、3年制は上級中等教育修了資格、5年制は中等教育修了資格を入学資格としている。

ディプロマ課程の修了者には、上級のディプロマ課程であるポスト・ディプロマ課程への入学資格が認められるほか、AICTE が認可する技術教育機関(Technical Institutions(工学、技術、薬学、建築、計画、応用美術、ホテルマネジメント・Catering技術、コンピュータ、マネジメント等の分野。ポリテクニクを含む))については、修了試験で一定以上の成績をとった者については、関連分野の学士課程の2年次への編入学を認めている大学・カレッジがある¹⁵²。

ポストグラデュエート・ディプロマ課程への入学資格は、学士課程を修了し学士を取得した者、またはこれと同等の資格を取得した者に認められる¹⁵³。

3-4-2. 入学者選考方法

(1) 学士課程の入学者選考方法

学士課程への入学者選考は、UGC 及び専門分野の規制機関が策定したガイドラインや基準に沿って各大学が決定した選考基準に基づいて実施される¹⁵⁴。実際の選考の仕組みを大きく2つに分けると、1つは上級中等学校(第12学年)修了試験(2-2-4. 中等教育修了試験)、もう1つは入学を希望する分野によって課せられる専門分野の統一試験である¹⁵⁵。

インドで「一般的な分野」に分類される商業、人文/教養(Art)、社会科学の分野の学士課程への入学を希望する場合は、通常、上級中等学校修了試験の結果が選考に用いられる。上級中等学校修了資格は高等教育の入学資格であるとともに、その点数が大学入学の選考に用いられる。

一方、工学、医学、法律、経営学、薬学、農業、ホテル経営学等の専門職分野の学士課程への入学を希望する場合は、上級中等学校修了試験の結果に加えて、別途、連邦教育省によって設置された国家試験機関(National Testing Agency: NTA)等の試験実施機関が実施する分野別共通試験が課せられることが一般的である^{156, 157}。これらに加えて、各大学、カレッジによって個別の入学試験(筆記試験、面接試験)が課されることもある。

¹⁵² AICTE Approval Process Handbook 2024-2027. Annexure 8. p.104, AIU Information Brochure, para.56.

¹⁵³ AICTE 'Approval Process Handbook 2024-2027', Annexure 8.

主に独立型教育機関に置かれるポストグラデュエート・ディプロマ課程は、大学等に置かれる修士課程と異なり、経営(ビジネス)、マネジメント、コンピュータ等技術関連分野の職業専門志向の教育課程である。また、ポストグラデュエート・ディプロマ課程と内容的には同様だが、より短期の課程としてポストグラデュエートサーティフィケート課程があり、入学資格はポストグラデュエート・ディプロマ課程と同様、一般に、学士課程の修了となっている。

¹⁵⁴ UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education) Regulations, 2003, 2.2 Admission.

¹⁵⁵ 渡辺 (2022^b), p.94.

¹⁵⁶ UGC (Admission to specified professional programmes) Interim Regulation, 2003

¹⁵⁷ 分野別の統一試験としては連邦レベルの試験がよく知られているが、州レベルでも分野別共通試験が実施されており、主に州が管理する高等教育機関(州立大学や私立大学)の入学者選考のために利用されている。連邦レベルの統一試験は国立の高等教育機関の選考に利用されることが多い。州の高等教育機関については、連邦レベルの統一試験を利用する場合と、それ以外の試験(州レベルの統一試験等)を利用する場合があるため、学生は、当該分野の連邦レベルの試験に加え、志望する大学等が所在する州の統一試験も受けることが多い。こうした中、学生の負担軽減の観点から、分野別試験については、連邦政府の機関が管理する全国レベルの1つの試験のみに制度を変えるという改革の動きがみられたが、州の自律性を侵害するものとして、州政府や州教育機関からの反発が強く、裁判に持ちこまれるなど依然として解決の目途はたっていない(Tilak 2018, p.280)。なお、医学分野(学士課程)の全国統一試験(NEET)の導入をめぐるタミル・ナド州からの反発の動き等については、渡辺 (2022^a, pp.135-142)を参照されたい。同文献には、NEETのほか、上級中等学校修了試験やJEE試験を含めたインドの高等教育選抜制度の展開について、その経緯や改革に係る議論の歴史を含めて記述されている。

図表 3-20: 学士課程の入学者選考方法の例

分野	選考方法	備考
一般分野(商業、人文、社会科学等)	上級中等学校修了試験に基づいて実施されることが多い。	- 志願者は、上級中等学校修了試験、専門分野の共通試験の点数について、大学が発表する最低点数リストを参照のうえ出願する。 - 専門分野の統一試験以外に、大学、カレッジ独自の筆記試験や面接試験が実施されることがある。
専門分野(工学、医学、法律、経営学、薬学、農業、ホテル経営学等)	上級中等学校修了試験に加えて、連邦レベルもしくは州レベルの試験実施機関による専門分野の共通試験に基づき実施されることが多い。	

出所:

・ 'UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education) Regulations, 2003', 2. Admission.

注: 上記は、入学選考方法の一例(当機構で入手できた情報)である。

図表 3-21 に、代表的な専門分野共通試験とされることの多い工学系大学共通試験(JEE)及び医学系大学共通試験(NEET)の概略を示す。いずれも連邦の試験実施機関である National Testing Agency(NTA)による専門分野の共通試験である。

図表 3-21: 学士課程の専門分野共通試験(JEE 及び NEET)

分野	試験名
	概要
工学	Joint Entrance Examination (JEE)-Main paper 1 https://jeemain.nta.nic.in/ - 学士課程の工学プログラム(B.E., B.Tech.)の入学試験。 - 上級中等教育修了資格の取得が受験資格。 2013 年導入 - 実施機関: NTA - 州の参加は任意(JEE の他の試験も同様) - 試験科目は、物理、化学、数学の 3 科目。 - 国立の工学系高等教育機関の入学者選抜試験、インド工科大学(IITs)の一次試験、国立工科大学(National Institutes of Technology: NITs)やその他の連邦政府が財政支援する工学系教育機関への入学者選抜試験として用いられる。
	JEE-Main paper 2 https://jeemain.nta.nic.in/ - 工学のうち、建築学(B.Arch.)及び計画学(B.Planning.)の学士課程への入学試験。 2013 年導入 - 実施機関: NTA - 試験科目は、数学、適性試験(aptitude test)、作画試験(drawing test)の 3 科目
工学	JEE-Advanced https://jeeadv.ac.in - IITs の二次試験(IITs への入学希望者が JEE-Main に合格した後に受験)。 2013 年導入 「試験1」、「試験2」の2つの試験が課せられる。いずれも物理、化学、数学の 3 科目。 - 実施機関: 各 IIT が 1 年ごとに持ち回りで実施(2024 年は、IIT マドラス校が organizing institute として担当)。

医学	NEET (UG, National Eligibility cum Entrance Test) https://exams.nta.ac.in/NEET/
	・ 医学系高等教育機関における学士課程入学試験 ・ 受験資格として、上級中等学校修了試験の成績や受験時の年齢に要件がある。 ・ 実施機関:NTA ・ 州の参加が義務化されている ・ 試験科目は、物理、化学、植物学、動物学の4科目。

出所:

- ・ <https://jeemain.nta.nic.in/>
- ・ <https://cdnbbsr.s3waas.gov.in/s3f8e59f4b2fe7c5705bf878bbd494ccdf/uploads/2023/02/2023021710.pdf> (2026.3.24 時点アクセス不可)
- ・ <https://jeeadv.ac.in/>
- ・ <https://jeeadv.ac.in/documents/IB V.1.0 JEE Adv 2024 English.pdf> (2026.3.24 時点アクセス不可)
- ・ <https://exams.nta.ac.in/NEET/>
- ・ <https://exams.nta.ac.in/NEET/images/neet-ug-2024-draft-ib.pdf>

注:表は、学士課程の分野別共通試験の一部(機構で調査できた分)である。本表に記載した試験以外の分野の選抜試験としては、インドの国立の法科大学コンソーシアム(Consortium of National Law Universities)が実施する法学分野の学士課程及び大学院課程の入学選抜統一試験(The Common Law Admission Test: CLAT (<https://ntaexam.net/clat-2026/>))や、インドの農業分野教育の規制機関であるインド農業研究評議会(ICAR)が管理監督し、NTA が実施する農業分野の学士課程及び大学院課程の入学選抜共通試験である All India Entrance Examination for Admission(AIEEA(<https://consortiumofnlus.ac.in/clat-2024/>)(2026.3.24 時点アクセス不可)))等がある。

JEE Main は、国立の高等教育機関、例えばインド工科大学(IITs)、国立工科大学(NITs)、その他の連邦政府や州政府の資金援助を受ける技術・職業専門教育機関等への入学者選考において、工学分野の共通試験として利用されている^{158,159}。なお、IITs の場合は、上級中等学校修了試験で物理、化学、数学等所定の科目の試験に合格すると、JEE-Main の受験資格が得られる。JEE-Main の成績で選抜が行われた上で、JEE-Mainの上級(応用)試験である JEE-Advanced を受験し、その成績によって最終的な選抜が行われる¹⁶⁰。

(2) 大学院課程の入学者選考方法

大学院への入学者選考についても、UGC 及び専門分野の規制機関が策定したガイドラインや基準に沿って、各大学が定めた選考基準に基づいて行われる¹⁶¹。一般に、学部での成績のほか、一部の専門分野については National Testing Authority 等の試験機関が行う分野別共通試験の受験が必要となる(図表 3-22)。このほか、各大学が独自に試験(筆記試験・面接試験等)を行うこともある。

¹⁵⁸ Government of India (2016) 'Pursuing Higher Education: Entrance, Result, Counselling, Admission'.

¹⁵⁹ JEE Main については、2016 年時点では、28 州のうち 8 州と 2 つの連邦直轄地が、工学系大学、カレッジの入学試験として採用する一方、15 州は採用しておらず、独自の入学試験を実施している(渡辺 2022³, pp.132-133)。教育の質を求めて全国共通入学試験の導入を推進する連邦政府に対して、州独自の選抜方法を通じて高等教育へのアクセスの「公平性」、「公正性」を求める州との間で、価値観をめぐる衝突が起きているとされる(同, pp.143-144)。

¹⁶⁰ IITsの選考基準については、JEE-Main で上位 25 万人の中から、上級中等学校修了試験の 5 科目(物理、化学、数学、言語、その他)で合格することが第 1 条件となっており、この条件をクリアしていれば JEE-Advanced の合計点のみによって合否が決定する(前掲, pp.133-134)。

¹⁶¹ UGC (2003) 'UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the Master's Degree through Formal Education) Regulations, 2018', 5.
UGC (Minimum Standards and Procedure for Award of M.Phil./PH.D. Degrees) Regulations, 2016.

一例をあげると、インド工科大学マドラス校の工学分野の修士課程の入試では、NTA が行う工学分野の統一試験である GATE の得点に加え、申請時に学生が大学に提出した各種書類に基づいて選考が行われる¹⁶²。

図表 3-22:大学院入学のための分野別統一試験(一部)

分野	試験名 概要
工学	Graduate Aptitude Test in Engineering (GATE) https://gate2026.iitg.ac.in/ - 工学分野(工学、技術、科学、建築等)の修士課程への入学のための共通試験。学士課程の工学・科学分野の関連科目の包括的な理解を確認する。 - 博士課程までつながる大学院一貫課程(Direct Doctoral Programme)の入試の際や一部の公的機関への就職の際に用いられることもある。 - 連邦教育省等の委託を受けて、IIT の 7 校及びインド科学大学院(Indian Institute of Science)が共同実施。
経営学	Common Management Admission Test (CMAT) https://cmat.nta.nic.in/ - 経営(マネジメント)分野の大学院課程への入学のための連邦レベルの試験。 - AICTE に認定(approved)された高等教育機関(経営系大学・カレッジ、経営分野の研究科等)において主に利用される。 2018 年まで AICTE が試験実施を担当、2019年からは NTA が実施。 - 量的処理能力・データ理解、論理的推論力、文章理解、汎用能力、イノベーション・アントレプレナーシップ力等を評価する。
薬学	Graduate Pharmacy Aptitude Test (GPAT) https://ntaexam.net/gpat-2026/ - 薬学の修士課程(M.Pharma.)進学のための共通試験。 - 上級中等学校修了後、4 年間の薬学の学士課程を修了した者が受験できる。 - AICTE に認定された高等教育機関(薬学分野の大学・カレッジ、薬学分野の研究科等)において主に利用される。 2018 年まで AICTE が試験を実施、2019年から NTA が実施。

注:

※1 表は、大学院の分野別共通試験の一部(機構で調査できた分)である。

※2 M.Sc.コースの場合は Joint Admission Test による。ほかに、法律分野の大学院課程入学選抜試験 CLAT (<https://ntaexam.net/clat-2026/>)、農業分野の AIEEA PG (農業分野修士課程)、AICE-JRF /SRF(農業分野博士課程) (<https://consortiumofnlus.ac.in/clat-2024/> (2026.3.24 時点アクセス不可))等がある。

(3) 技術・職業専門教育の課程への入学者選考方法

技術・職業専門教育を行う課程(ポリテクニク等の独立型教育機関のディプロマ課程等)への入学者選考方法は、教育機関や分野、課程によって異なる¹⁶³。

ディプロマ課程への入学者選考は、中等学校(第 10 学年)修了試験や上級中等学校(第 12 学年)修了試験の成績のみで行われる場合のほか、これに加えて、州等の試験実施機関による専門分野の共通試験や各教育機関が独自に実施する試験等によって行われる場合がある。ポストグラデュエー

¹⁶² Indian Institute of Technology Madras, 'M.Tech and M.A. Admission Process'.

<https://mtechadm.iitm.ac.in/>

<https://mtechadm.iitm.ac.in/#admspro>

なお、IIT(マドラス校含む各校)の工学分野の学士課程の卒業生で、GPA(10段階スケール)が 8.0 以上の者は、GATE の得点要件が免除される、との記述がある。

¹⁶³ 技術・職業専門教育課程(ディプロマ等)の入学者選考についての統一的で公的なまとまった情報は公表されていない(2025年10月時点)。

ト・ディプロマ課程への入学についても、大学等の学士課程の成績、州等の試験実施機関による専門分野共通試験、各教育機関が実施する試験等、選考方法は様々である¹⁶⁴。

3-5. 代表的な高等教育修了資格

高等教育資格のうち、学位(degree)は大学により授与される。カレッジの場合、被提携カレッジ、大学内カレッジともに、大学により学位が授与される。学位授与の要件は UGC によって規定されており¹⁶⁵、学士、優等学士、修士、研究修士(M.Phil.)、博士の各課程について、入学資格や出席日数、試験に加え、教員や設備に関する規定を設け、学位授与のための教育の最低基準を定めている。

授与される学位には、UGC の規程¹⁶⁶に基づき専門分野の名称が付される(例:B.Sc. (Agriculture):Bachelor of Science (Agriculture)、M.V.Sc.: Master of Veterinary Sciences)。同規程では、分野ごとに「学位の名称の略称(Abbreviated specified degree)」、「省略しない場合の当該学位名称の表記(Expanded)」、「レベル(Bachelor の学位なのか、など)」、「最低修業年数(Minimum Duration)」、「入学資格(Entry qualification)」が記載されている。UGC は、この一覧にある学位名称が正規のものであり、大学はここにあるもの以外を使ってはならず、また、この一覧の内容に基づかない学位を大学は授与してはならないとしている。さらに、UGC は学位名称が正しく使用されているか監査(inspection)することがあり、違反が確認された大学やカレッジの課程の提供は禁止され、不正な学位を使用しているとして当該大学/カレッジの名前を公表する、としている¹⁶⁷。

ディプロマ等の非学位の資格は、ポリテクニク等の技術・職業専門教育機関(独立型教育機関に分類される機関)の課程の修了によって取得できる。ディプロマ等の課程のレベルは、後期中等教育レベル、学士レベル、修士レベルと多様である¹⁶⁸。ディプロマ等の資格取得要件は、当該専門分野の教育を規制・管理する規制機関等によって規定されている。(【参考】[独立型教育機関が付与する資格について](#))

UGC は連邦政府の電子・IT 省が実施する公的文書(身分証明書、運転免許証等)の電子化の取り組みである DigiLocker と連携し、National Academic Depository(NAD)の提供に取り組んでいる。NAD のウェブサイトによれば、高等教育の学位・ディプロマ・サーティフィケート・成績証

¹⁶⁴ AICTE 'AICTE Approval Process Handbook 2024-2027' 及びいくつかのポリテクニク等個別の独立型教育機関のウェブサイト情報に基づく。

¹⁶⁵ UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education) Regulations, 2003.
UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the Master's Degree through Formal Education) Regulations, 2003. Amendment, 2007, 2013.
UGC (Minimum Standards and Procedure for the Award of M.PHIL./PH.D. Degrees) Regulations, 2016. Amendment, 2018(1st and 2nd).

¹⁶⁶ University Grants Commission Specification of Degrees (2014).
学位名称の一覧は以下で閲覧が可能。
UGC Regulation (https://www.ugc.ac.in/ugc_regulations.aspx# (2026.3.24 時点アクセス不可))の「1. Notifications on specification of degrees」の 1 つ目の PDF ファイル(UGC Notification regarding Specification of Degrees (published in the Gazette of India dated 5th July, 2014))。
なお、本一覧は頻繁に更新されており、2015年、2016年に本表の一部内容に変更が生じている。変更内容も、上記の URL に記載がある。

¹⁶⁷ 学位に関する規定は UGC の規程のとおりであるが、実際には規程にない名称の学位が高等教育機関で授与されていたり、別の名称が使われている場合がある。

¹⁶⁸ AISHE 2021-22, Table 9(a) Level-wise Enrolment in Standalone Institutions.
AICTE 'Approval Process Handbook 2024-27', Chp-I.(冒頭の記述)

明書、中等教育修了証明書、試験実施機関による分野別共通試験証明書等の電子データの保管、ダウンロード、真正性証明等が可能になるとされているが¹⁶⁹、2026年7月時点で実質的な稼働の状況は確認できていない。^{170, 171}

図表 3-23: 高等教育の課程^{※1}で得られる代表的な資格^{※2}

	資格名	標準修業年限及び資格取得に必要な単位数等
学位	学士	・修業年限は通常 3～5.5 年 ・必要修得単位数は各大学が定める ・当該資格を取得できる学部为例 ➢ 3年: arts, humanities, social sciences, commerce, business administration, science ➢ 4年: engineering, technology, agriculture, veterinary, fine arts, performing arts, hospitality/tourism, pharmacy ➢ 5～5.5年: medicine, surgery, dentistry, law ・学士の一形態として、職業志向の学士課程教育を通じて得られる Bachelor of vocation (B.Voc.) ^{※3}がある(通常3年)
	優等学士 ^{※4}	・修業年限は通常3～4年 ・必要修得単位数は各大学が定める ・人文・社会科学、商学、理学の分野において、通常の学士課程とは別に優等学士 (Honours Degree)の課程が設置されることがある
	修士	・修業年限は通常2年 ・必要修得単位数は各大学が定める ・修士の一形態として、職業志向の修士課程教育を通じて得られる Master of vocation (M.Voc.) ^{※3}がある(通常2年)
	研究修士 (M.Phil.) ^{※5}	・修業年限は通常1～2年 ・必要修得単位数は各大学が定める ・UGC の規定によると、修士のレベルが Masters' s であるのに対し、M.Phil.の資格は「pre doctoral」であると説明されており、修士より博士に近い学位である
	博士	・修業年限は 3 年以上 ・必要修得単位数は各大学が定める
	統合課程による学位 (integrated/dual degree)	・学士・修士統合課程等2つの課程を統合した課程の修了により得られる学位。どのレベル(学士／修士／博士)の課程の統合であるかにより得られる資格は異なる。 ・修業年限は5年以上(課程により異なる)
非学位	サーティフィケート ^{※6, 7}	・学士等の学位に満たない短期の課程 ・第10学年、第12学年修了後、通常9か月未満 ・必要修得単位数は各大学が定める
	ディプロマ ^{※6}	・学士等の学位に満たない課程 ・第10学年修了後3年以上、または、第12学年修了後9か月以上、3年程度

¹⁶⁹ <https://nad.gov.in/about.html>

¹⁷⁰ <https://www.digilocker.gov.in>

¹⁷¹ DigiLocker 内には、CBSE の 2026 年の中等学校(第10学年)、上級中等学校(第12学年)修了試験結果を確認するサイトがある。(<https://results.digilocker.gov.in/>) (図表 2-9)

資格名	標準修業年限及び資格取得に必要な単位数等
	・必要修得単位数は各大学が定める
ポスト・ディプロマ	・ディプロマ後の課程(レベルは不明) ・通常1.5年または2年 ・必要修得単位数は各大学が定める
ポストグラデュエート・ディプロマ	・修士レベル(InSCED による) ・通常1～2年 ・必要修得単位数は各大学が定める ・類似する課程として、修業年限が短い(通常1年)のポストグラデュエート・サーティフィケート課程がある

出所:

- ・ UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education) Regulations, 2003.
- ・ UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the Master's Degree through Formal Education) Regulations, 2003. Amendment, 2007, 2013.
- ・ UGC (Minimum Standards and Procedure for the Award of M.PHIL./PH.D. Degrees) Regulations, 2016. Amendment, 2018(1st and 2nd).
- ・ UGC (2014) 'University Grants Commission Specification of Degrees(2014)'.
- ・ AICTE 'Approval Process Handbook 2024-2027'.
- ・ Government of India (2014) 'Indian Standard Classification of Education (InSCED)'.
- ・ AISHE 2021-2022.
- ・ WES/WENR (2018) 'Education in India'.
- ・ TAICEP Newsletter (Jan. 2019).
- ・ <https://www.taicep.org/taiceporgwp/indian-diploma-programmes-awarded-by-state-boards-for-technical-education-january-2018-newsletter/> (2026.3.24 時点アクセス不可)

注:

- ※1 本表の高等教育の範囲は AISHE の定義(すなわち第12学年修了後の9か月以上の課程、第10学年修了後の3年以上の課程)による(AISHE 2021-22, Concepts and definitions (Annexure-2))。
- ※2 本表では代表的な資格を記載している。
- ※3 職業学士(B.Voc.)や職業修士(M.Voc.)は、アカデミックな性格を有する従来の学士や修士に対して、職業志向の教育の資格である。技術・職業専門教育課程であるディプロマ課程、ポスト・ディプロマ課程等を修了した学生がより高度で専門性の高い学修を行う機会が限られていたことを背景に、UGCによって、職業学士制度が2012年に、職業修士制度が2015年に創設された。対象分野は自動車、エンターテインメント、情報技術、通信、マーケティング、農業、建築、応用芸術、ツーリズム、印刷等であるが、地域の産業の雇用ニーズを踏まえて当該地域にある大学やカレッジがその他の分野の職業学士/職業修士課程を置くことができる。学位には、B.Voc. (Renewable Energy Management)、B.Voc. (Retail Management and IT) のように、特定の分野名が記載される(UGC (2014) 'University Grants Commission Specification of Degrees', p.4.), UGC (NA) 'Guidelines for Introduction of Bachelor of Vocation (B.Voc.) Programme in Universities and Colleges under the National Skills Qualifications Framework (NSQF)', p.2)。
- ※4 優等学士課程は、高度な理論、研究スキルを養うことを目的とし、専門的・学術的キャリアの構築や大学院への進学に適した課程とされる。
なお、インドの優等学士は、英国の同名の制度のように、優秀な成績を収めた学生に対して授与される学位ではなく、高等教育機関入学の時点で、通常の学士課程と優等学士課程が別個のものとして存在する。優等学士課程への入学要件は通常の学士課程よりも厳しく、特定の外部試験のスコアなどが求められることが多い。修業年限は 3～4 年と通常の学士課程(通常 3 年)よりも長めであり、学位取得に必要な単位数についても、各高等教育機関において通常の学士課程よりも多く定めている場合がある。
UGC (2014) 'University Grants Commission Specification of Degrees'.
India Education (NA) 'Difference between B.Sc and B.Sc Honours (Hons)'.
Symbiosis International (Deemed University) (NA) 'Honours Degree in India: What, How & Why?' (<https://www.set-test.org/blog/honours-degree-in-india#:~:text=What%20is%20the%20honours%20degree,a%20higher%20level%20of%20competence>)
- ※5 研究修士課程(M.Phil.)は修士課程修了後に進学する課程で、授業主体の修士課程(taught Master)と博士課程の間に位置付けられる。研究修士課程は多くの場合、論文の執筆を目的とし、上級の、もしくは、2 つ目の修士課程とみなされている。ちなみに、博士課程の入学資格(受験資格)は一般に修士取得であり、研究修士は求められない。なお、研究修士課程は NEP2020 において廃止が提言されている。
- ※6 ポリテクニク等の独立型教育機関が付与するディプロマ、サーティフィケートには、非高等教育のものもあるが、本表には記載していない。

※7 ディプロマ等は主にポリテクニク等の独立型教育機関の課程で付与される資格だが、大学やカレッジも学士等の学位未満の短期の課程の資格として、ディプロマ、サーティフィケート等を出すことができる。なお、ポリテクニク等のディプロマ等資格が AICTE 等専門分野の規制機関の規則に基づき付与される一方で、大学・カレッジ等のディプロマ、サーティフィケートについての UGC の規定は存在しないが、UGC は「大学は governing council/statutory council の正式な承認を得て、ディプロマやサーティフィケート課程を設置することができる」としている(UGCウェブサイト「FAQs」<https://www.ugc.gov.in/pdfnews/FAQs.pdf> (2026.8. 21 アクセス))。

【参考】カレッジ卒業者の証明書類について

インドでは学位授与権は大学(university)だけが有し、カレッジ卒業者の学位証明書は大学名で出される。そのため、学位証明書だけでは当該学生がカレッジの卒業か大学の卒業なのか確認できない。一方、成績証明書はカレッジ名で出される場合、大学名で出される場合、さらに両者名で出される場合があるが^{注1}、カレッジ名の場合、成績証明書の発行者(カレッジ)と学位証明書の発行者(大学)が異なる、といったことが生じる。

自治カレッジの場合は、学位証明書に大学名とともにカレッジ名が記載される。

^{注1} UK ENIC(List of recognized higher educations, India)、国内大学への聞き取り調査(2024年 4 月実施)を通じて得られた情報。

【参考】独立型教育機関が付与する資格について

UGC 法により学位を授与できるのは、大学、準大学、法律が定める機関のみであり(UGC 法 Chapter IV Miscellaneous 22(1))(3-2-1. 大学)、独立型教育機関は規制機関の認可に基づき、基本的に非学位のディプロマ課程、ポストグラデュエート・ディプロマ等の課程を提供する^{注1}、^{注2}。

一方、AICTE Approval Handbook には、独立型教育機関である Technical Institutions (ポリテクニクを含む)が提供する課程に関して、「Diploma/Post Diploma Certificate/Under Graduate Degree/Post Graduate Diploma/Post Graduate Degree/Post Graduate Certificate の Technical Education Program を提供する」という記述がなされており、提供する課程に Under Graduate Degree、Post Graduate Degree の課程が含まれている^{注3}。一方で、「degree を授与する」との記載は確認できていない。

米国の海外学術資格の評価を行う団体である World Education Servicesが公開している World Education News and Review は、「UGC 法によって学位授与権が付与されていない限り、独立型教育機関は、ディプロマ、ポストグラデュエート・ディプロマタイプの資格しか付与できない。独立型教育機関の中には、この規則を回避するため、“Bachelor of Engineering”ではなく、“Bachelor’s program in Engineering”といった資格を出すところもあるが、こうした資格は正規の資格とは認められていない」と述べている^{注4}。

^{注1} AISHE 2021-22, A-2, 3.

^{注2} 例外として、独立型教育機関が、UGC 法による「(学位を授与できることを)法律が定める機関」として、あるいは、大学との提携等によって、学位を授与する場合がある。例えば、観光省傘下の Indian Institute of Tourism and Travel Management (連邦または州の関係省庁が直接管理運営する教育機関)は、Indira Gandhi National Tribal University との提携により、学士、修士を授与する。
<https://www.iittm.ac.in/images/pdf/BBA%20Ordinance.pdf>
<https://www.iittm.ac.in/images/pdf/Nomenlecture of Courses.IITTM.pdf>

^{注3} AICTE ‘Approval Process Handbook 2024-2027’, Grant of Approval for setting up a ‘New Technical Institution’ offering a Technical Education Programme(s) in Diploma/ Post Diploma Certificate/ Under Graduate Degree/ Post Graduate Diploma/ Post Graduate Degree/ Post Graduate Certificate, p.1, 6, 103.

^{注4} WES/WENR (2018) India, Institutions of National Importance(INIs), Stand-Alone Institutions(SAIs の項)

【参考】独立型教育機関が付与する資格と職業資格の関係

ポリテクニク等の技術・職業専門教育機関の課程の修了により取得できる資格(ディプロマ等)と当該分野での就労に必要な資格(職業資格)との関係についての調査はできていない。

一例として、教員養成に関しては、教員養成機関の課程修了で得られる資格(修了・卒業資格)と就労するための資格は別である。例えば、初等教育(第1～8学年)の教員として採用されるためには、中央または各州が実施する教員試験に合格する必要がある、教員養成機関の修了・卒業資格は採用試験の受験資格という位置付けとなっている^{注1}。

^{注1} インド高等教育有識者への聞き取り調査(2022年7月31日実施)及び Department of Higher Education, CTET (<https://ctet.nic.in>)。

3-6. 単位制度及び成績評価

全国統一的に使われている特定の単位制度及び成績評価制度はなく、大学等によって異なる。

このような中、UGC は、2015 年から国内外の大学・カレッジ間、また、就職に際して、成績の比較を可能にするべく、学生の選択に基づく単位・成績評価システム(Choice Based Credit System: CBCS)を開発し、大学やカレッジに対し、導入を促してきた。

これは、大学は自身のカリキュラムや教育方法に応じて試験や成績評価のやり方を自ら決める自由があるとしながらも、大学ごとに成績評価等の仕組みが異なると、学生が国内外の別の教育機関に進学する際や就職の際に成績の状況が関係者に分かりにくく、大学横断的な比較が難しくなるとの観点から、従来型の成績評価システム¹⁷²に変えて、国内トップレベルとされる大学や海外で広く用いられている成績評価の仕組みを参考に導入したとされる。

CBCS は、学生による科目選択に基づく単位取得をベースとし、セメスター、課程全体を通じた GPA による成績の比較を可能にするものである。本システムの大学やカレッジでの導入が進められているとみられるが¹⁷³、従来からある成績評価等システムを使用している教育機関もあるとされ、全体的な CBCS の導入状況は不明である。以下、UGC が大学等向けに策定した CBCS 導入に関するガイドラインに基づき、本制度の概略を記載する。

○ Choice Based Credit System (CBCS)¹⁷⁴

- ・ 導入対象は、インドの大学(国立大学、州立大学、準大学)が授与する学位(学士、修士、博士)及びディプロマ、サーティフィケートの課程。
- ・ 資格(学士、修士、博士、ディプロマ、サーティフィケート)の取得に必要な単位数が設定される。
- ・ 学年暦は、インドの大学で従来取られてきた通年制(annual system)に代えて、7～12 月と1～6 月の2セメスター制とし、1 セメスターにつき 15～18 週(90 日の授業日数に相当)の学

¹⁷² 従来型の成績評価システムの具体例等詳細は不明だが、WES/WENR によると、CBCS 以前によく使われていたインドの成績評価方法の例として、取得した点数(%換算)に応じて、division、grade、class を使って表す方法が紹介されている。例えば、点数(%換算)が 60～100%→First Division/Grade、50～59%→Second Division/Grade、40～49%→Third Division/Grade など(WES/WENR, 'Education in India')。

また、UK ENIC, Education system India は、インドの大学の伝統的な成績評価方法として、letter grade とパーセンテージによる方法があり、現在も多くの大学で使用されている旨の記述がある。例:点数(%換算):75～100%→A、65～74%→B、50～64%→C、40～49%→D、0～39%→F(Fail(不合格))。

¹⁷³ デリー大学(国立大学)やマドラス大学(州立大学)、カルカッタ大学(同)などでも CBCS が導入されている。基本的に、UGC による CBCS のガイドラインを基に、各大学でアレンジしながら成績評価や単位制度を決めていると思われる。

¹⁷⁴ UGC (NA) 'UGC Guidelines on Adoption of Choice Based Credit System'.
UGC (NA) 'Minimum Course Curriculum for Undergraduate Courses under Choice Based Credit System'.

修が行われる。1単位(credit)は、週 1 時間の指導(講義またはチュートリアル)または、2 時間の実践的学習(実習またはフィールドワーク)に相当する。

- 各科目(course)¹⁷⁵の学習成果をあらかじめ設定するとともに、講義、チュートリアル、実験室での実習、フィールドワーク、アウトリーチ活動、プロジェクト活動、職業訓練、セミナー、学期ごとの論文、課題活動、発表、自習等の組み合わせにより行う。
- プログラムで提供される科目は、コア科目(必修科目)、選択科目(ジェネリックスキルに関する科目と専門分野に関する科目に分かれる)、能力強化科目(必修の能力強化科目とスキル強化科目に分かれる)の 3 つに分類される。学生はこの範囲内で自由に科目を選択することができ、所定の単位数(最低修得単位数)を超えて単位を取得することも可能である。
- 各セメスターの最後に、成績証明書(grade certificate)が発行される。成績証明書には、当該セメスターで学んだ科目の詳細(科目コード、科目名、単位数、成績)のほか、当該セメスターの GPA(semester grade point average: SGPA)及び、過去のセメスターの GPA を含めた累積 GPA(cumulative grade point average: CGPA)が記載される。

UGC のガイドラインの科目ごとの成績の表し方、セメスターごとの GPA、累積 GPA の計算方法は図表 3-24、図表 3-25、図表 3-26 のとおり。

図表 3-24: CBCS における科目ごとの成績の表し方

評語(Letter Grade)	評語に対応する数値(Grade Point)
O (Outstanding)	10
A+ (Excellent)	9
A (Very Good)	8
B+ (Good)	7
B (Above Average)	6
C (Average)	5
P (Pass)	4
F (Fail)	0
Ab (Absent)	0

出所: 以下を基に作成。

- UGC (NA) 'UGC Guidelines on Adoption of Choice Based Credit System'.
- UGC (NA) 'Minimum Course Curriculum for Undergraduate Courses under Choice Based Credit System'.

¹⁷⁵ 科目(course)は、大学等の課程(プログラム)の構成要素である。なお、インドでは、course を意味する語として 'papers' が使われることが多い。例: core courses→core papers(コア科目)、elective courses→elective papers(選択科目)(UGC, 'UGC Guidelines on Adoption of Choice Based Credit System', p.1)。

図表 3-25: セメスターごとの GPA (SGPA) の計算方法 (例)

	単位数	評語 (Letter Grade)	評語に対応する評点 (Grade Point)	Credit point (単位数×評点)
科目1	3	A	8	3×8=24
科目2	4	B+	7	4×7=28
科目3	3	B	6	3×6=18
科目4	3	O	10	3×10=30
科目5	3	C	5	3×5=15
科目6	4	B	6	4×6=24
合計	20	—	—	139

【セメスターごとの GPA の計算式】

$$\begin{aligned} & \text{credit point の総和} / \text{単位数の総和} \\ & = 139 / 20 \\ & = 6.95 \end{aligned}$$

出所: 図表 3-24 に同じ。

図表 3-26: 累積 GPA (CGPA) の計算方法 (例)

セメスター	1	2	3	4	5	6
合計修得単位数	20	22	25	26	26	25
SGPA	6.9	7.8	5.6	6.0	6.3	8.0

【累積 GPA の計算式】

$$\begin{aligned} & (\text{SGPA} \times \text{合計修得単位数}) \text{ の総和} / \text{セメスターごとの合計修得単位数の総和} \\ & = (6.9 \times 20 + 7.8 \times 22 + \cdots + 8.0 \times 25) / (20 + 22 + \cdots + 25) \\ & = 969.4 / 144 \\ & = 6.73 \end{aligned}$$

出所: 図表 3-24 に同じ。

○ 大学における GPA の導入例: カルカッタ大学

カルカッタ大学 (西ベンガル州の州立大学) は、CBCS を導入している大学の一つであり、同大学の学士課程 (B.A./B.Sc./B.Mus. これらの優等学士の課程を含む) への入学及び試験に関する規則を示した資料によると、学位授与の判断にあたり、累積 GPA を利用していることが読み取れる。

【学士課程の学位】

- 通常の学士課程の学生が必要な科目等を学修し、累積 GPA が 3.0 以上である場合、当該累積 GPA のスコア及び対応する評語 (Letter Grade。C、C+、B+、A、A+、A++) とともに、学士 (B.A.、B.Sc.、B.Mus.) が授与される。

【優等学士課程の学位】

- 優等学士課程の学生が必要な科目等を学修し、累積 GPA が 4.0 以上である場合、当該累積 GPA のスコア及び対応する評語 (Letter Grade。C+、B+、A、A+、A++) とともに、B.A. Honours、B.Sc. Honours、B.Mus. Honours の優等学士が授与される。
- 累積 GPA が 3.0 以上 4.0 未満の場合は、当該累積 GPA スコアとそれに対応する評語 (「C」) とともに通常の学士 (B.A.、B.Sc.、B.Mus.) が授与される。

(優等学士については、図表 3-23: 高等教育の課程※1 で得られる代表的な資格、※4 参照)

図表 3-27: 累積 GPA (CGPA)と評語の対応表(カルカッタ大学 人文系学士課程の例)

CGPA	評語(Letter Grade)	評語(Remarks)
9.000-10.000	A++	Outstanding
8.000-8.999	A+	Excellent
7.000-7.999	A	Very Good
6.000-6.999	B+	Good
5.000-5.999	B	Average
4.000-4.999	C+	Fair
3.000-3.999	C	Satisfactory
0.000-2.999	F	Fail (=不合格)

出所: University of Calcutta (2018) 'Admission and Examination Regulations for Semester-wise Three Year B.A./B.Sc./B.Mus.[Honours/General] Course of Studies under Choice Based Credit System [CBCS]' から作成。

[https://www.caluniv.ac.in/cbcs-ug/ug-files/CSR BA B.Sc. B.Mus Hons Genl CBCS.pdf](https://www.caluniv.ac.in/cbcs-ug/ug-files/CSR%20BA%20B.Sc.%20B.Mus%20Hons%20Genl%20CBCS.pdf)

3-7. 高等教育の国際展開

3-7-1. 国境を越える高等教育活動

(1) インド国内の外国の教育機関(海外大学の分校等)

連邦政府は、高等教育の質の向上と国際化の推進のために、海外の大学の分校の設置を促す法律の制定に向けた取組みを進めてきたが、法案成立に至らない状況が長く続いていた。こうした中、国家教育政策2020(NEP2020)において世界トップレベルの海外大学のインド国内への誘致が掲げられ、2023 年 11月、UGC は海外高等教育機関のインド国内での分校の設置に関する規程、University Grants Commission (Setting up and Operation of Campuses of Foreign Higher Educational Institutions in India) Regulations, 2023.を公表し¹⁷⁶、海外大学のインド国内でのキャンパス設置が可能となった。本規程の概略は以下のとおり。

- ・ 外国の高等教育機関がインドでの教育活動をしやすくすることにより、NEP2020 に掲げられたインドの高等教育の国際化を推進するとともに、インド人学生が手頃な費用で外国の高等教育資格を取得できるようにすることを目指す。
- ・ 規程の対象は、インドにおいて、学部/大学院修士・博士課程/ポストドクトラルレベルのサーティフィケート/ディプロマ/学位のプログラム、または、研究及びその他のプログラムを実施するキャンパス設置を希望する外国の高等教育機関。
- ・ インドでキャンパス設置を希望する外国の機関は、UGC に申請し、UGC の審査、認可を受ける¹⁷⁷。申請時の要件は、①当該教育機関が世界ランキング(global rankings)の総合カテゴリー(overall category)でトップ500位以内であること、または、②世界ランキングの分野別

¹⁷⁶ University Grants Commission (Setting up and Operation of Campuses of Foreign Higher Educational Institutions in India) Regulations, 2023.
<https://www.ugc.gov.in/pdfnews/Setting%20up%20and%20Operation%20of%20Campuses%20of%20Foreign%20Higher%20Educational%20Institutions%20in%20India.pdf>
 (2026.8.21アクセス)

¹⁷⁷ 海外機関のインドキャンパス設置申請専用ウェブサイト(UGC FHEI)(<https://fhei.ugc.ac.in/Home> (2026.8.21アクセス))

カテゴリー(subject-wise category)がトップ500位以内であること(もしくは特定の領域で目覚ましい実績を挙げていることがUGCに認められること)のいずれかを満たすこと。

- ・ インドのキャンパスで提供される教育の質は、当該教育機関の本国のキャンパスで提供される教育の質と同等のものであることが求められる。インドのキャンパスの教育で授与される学位等の資格は、インドの教育制度の下での資格ではなく、本国の教育資格として位置付けられる(インドのキャンパスでの教育によって授与される資格は、当該教育機関のメインキャンパスがある国において質保証を受けた資格である)。

本規程の発表後、以下を含む海外大学の分校が開設されている。

- ・ オーストラリア・ディーキン大学がグジャラート州国際金融テックシティー(GIFT シティー)にキャンパスを開設(2024年1月)。¹⁷⁸
- ・ オーストラリア・ウーロンゴン大学が、グジャラート州国際金融テックシティーにキャンパスを開設(2024年11月)。¹⁷⁹
- ・ イギリス・サウサンプトン大学がデリーにキャンパスを開設(2025年9月)。¹⁸⁰
- ・ イギリス・クイーンズ大学ベルファストが、グジャラート州国際金融テックシティーにキャンパスを開設(2026年)。¹⁸¹

また、技術・職業専門教育の規制機関である AICTE は、海外の技術教育を提供する大学のインドでの運営について「技術教育を提供する海外の大学のインドでの運営に関する規則(AICTE、2003年)¹⁸²」で以下等を規定している。

- ・ 海外の大学が自身で、あるいは、インドの大学と共同でインドにおいて学位もしくはディプロマ等の職業教育の資格の付与につながる技術教育を開始・運営する場合の要件等を定めたもの。海外の大学がインドで技術教育を行うには、AICTE が定めるインフラ、学習設備、教員、授業料、コース、カリキュラム、財源等に関する基準に基づき、AICTE による認可を受ける必要がある。
- ・ 共同で教育を行う場合、インド側の機関は大学と提携する機関もしくは大学に準じる機関であり、かつ、国家ア krediteーション理事会(NBA、AICTE 傘下の技術教育分野のア krediteーション機関)によるア krediteーションを受けて認定されていること、海外の大学についても、本国の正規のア krediteーション機関等による認可を受けていることが要件となっている。

¹⁷⁸ <https://india.highcommission.gov.au/ndli/pa0124.html>

<https://www.deakin.edu.au/gift-city-campus-india>

¹⁷⁹ <https://www.uow.edu.au/india/about-uow-india/>

¹⁸⁰ <https://www.southampton.ac.uk/news/2025/07/southamptons-flagship-delhi-campus-launch-builds-on-ukindia-relations.page>

¹⁸¹ <https://www.qub.ac.uk/india/>

¹⁸² AICTE, 'Regulations for Entry and Operation of Foreign Universities in India Imparting Technical Education, 2003'.

<https://upload.indiacode.nic.in/showfile?actid=AC CEN 9 30 00029 198752 151780732723 7&type=regulation&filename=AICTE%20Regulations%20for%20Entry%20and%20Operation%20of%20Foreign%20Universities%20in%20India%20imparting%20technical%20education%202003.PDF>

(2) インドの高等教育機関が海外に置く教育機関(インドの大学の海外分校等)¹⁸³

私立大学、準大学及び UGC が実施する「卓越教育機関(IoE)制度」により認定された教育機関は、UGC の設置・認定規則により、海外分校の設置が可能となっており、海外居住のインド出身者や他国の学生の教育ニーズに応えているとされる¹⁸⁴。いずれの場合も、学生受入れ、カリキュラム、試験及び成績評価等は本校(メインキャンパス)と同じ水準であること、分校設置にあたっては、連邦外務省及び内務省による承認を経て教育省による認可を得る必要がある。

近年、インド工科大学(IITs)等の海外キャンパス開設の動きがみられ、2023 年 11 月に IIT マドラス校がタンザニア・ザンジバルに、2024 年 9 月に IIT デリー校がアラブ首長国連邦のアブダビにキャンパスを開設している¹⁸⁵。また2025年9月には、インド経営大学院(IIM)アフマダーバード校がドバイキャンパスを開設している¹⁸⁶。

(3) インドの大学が海外の教育機関と実施する国際共同教育

インドと海外の高等教育機関の連携による教育プログラムについては、UGC や AICTE 等規制機関による以下の関連規則がある。

- ・「インドと海外の教育機関の連携の推進と基準の維持に関する規則(UGC、2016 年)」¹⁸⁷

同規則は、技術・職業専門教育機関を除くインド及び海外の高等教育機関による学位型共同教育の企画、開始、運営に関する規則である。参加大学の要件として、双方がアクレディテーションで最高レベルの評価を得ていること、機関間協定を事前に結んでいることなどを規定する。

- ・「インドと海外の高等教育機関とのツィニング、ジョイント・ディグリー、デュアル・ディグリープログラムの提供のための連携に関する規程(UGC、2022 年 5 月)」¹⁸⁸

インドと海外の高等教育機関によるツィニング、ジョイント・ディグリー、デュアル・ディグリープログラムについて、参加機関に求められる要件、関係機関による承認、覚書の締結、プログラム実

¹⁸³ 海外分校設置の全体的な状況は不明である。小原(2017)によると、インドの高等教育機関の海外分校のキャンパスはインド出身者の多いアラブ首長国連邦(UAE)、マレーシア、シンガポール、モリシャス、ネパール等の国に展開している。また、とりわけ活発な海外分校展開を進めている私立の教育機関マニパル大学を挙げ、「インド国内に医科大・カレッジを持つ同大学は、専門的訓練を受けた医科歯科分野の教員不足に直面するネパール、国際化や民営化に積極的でなおかつ印僑の多いドバイやマレーシア等に、現地政府と UGC の双方からの許可を得て分校を設置している。」と述べている。また、中島(2015)は、アラブ首長国連邦のドバイにおける積極的な外資導入政策を背景としたインド系外国大学分校の展開の状況について述べている。

¹⁸⁴ UGC (2003) (Establishment of and Maintenance of Standards in Private Universities) Regulations, 2003, 3.3.

UGC (2021) (Institutions of Eminence Deemed to be Universities) (Amendments) Regulations 2021, 11.8.

UGC (2023)(Institutions deemed to be Universities) Regulations 2023, 9.

AISHE 2021-22, Concepts and Definitions (Annexure-2), 2.4.

¹⁸⁵ <https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1975036>

https://home.iitd.ac.in/show.php?id=527&in_sections=News

¹⁸⁶ <https://www.iima.ac.in/executive-education/iima-dubai-campus>

¹⁸⁷ UGC (Promotion and Maintenance of Standards of Academic Collaboration between Indian and Foreign Educational Institutions) Regulations, 2016 (F.No. 1-1/2012 (CPP-II) dt. 11.07.2016) [https://www.ugc.gov.in/pdfnews/5003871 Foreign-Collaboration-Regulations-2016-\(1\).pdf](https://www.ugc.gov.in/pdfnews/5003871 Foreign-Collaboration-Regulations-2016-(1).pdf) (2026.8.21アクセス)

¹⁸⁸ UGC (Academic Collaboration between Indian and Foreign Higher Educational Institutions to offer Twinning, Joint Degree and Dual Degree Programmes) Regulations, 2022. <https://www.ugc.gov.in/pdfnews/4555806 UGC-Acad-Collab-Regulations.pdf> (2026.8.21アクセス)

施計画の策定、授与される学位、単位互換、授業形態等の事項について規定する。同規則制定以前はツイニングプログラムのみが認められていたが、NEP2020 において高等教育の国際連携強化の方針が示されたことも背景に、本規程により、ジョイント・ディグリー及びデュアル・ディグリープログラムの実施も可能となった¹⁸⁹。

同規程におけるツイニング、ジョイント・ディグリー、デュアル・ディグリー、各プログラムの定義は以下のとおり。

- ・ ツイニングプログラム
インドの大学に在籍している学生が、プログラムの学修の一部をインドで、一部を海外の高等教育機関で行うもの。プログラム修了により得られる学位は、インドの大学が授与する学位のみ。海外の機関で修得できる単位数は、プログラム修了に必要な単位数の 30%以下とする。
- ・ ジョイント・ディグリープログラム
インドの大学と海外の教育機関が共同でカリキュラムを策定するもの。プログラム修了により、インドの大学と海外の機関の連名により1つの学位が授与される。学位の名称や修業年限は、UGCが定める規定に従うことが求められる。単位については、インドの大学及び海外機関双方でプログラムの修了に必要な総単位数の最低 30%を修得する。
- ・ デュアル・ディグリープログラム
インドの大学と海外の教育機関が共同でプログラムを策定し、同じ分野・領域、同じレベルの課程において、双方の機関によって提供される。学位は各機関からそれぞれ授与される(1つのプログラムに対し 2 つの学位が授与される)。単位については、プログラム修了に必要な単位数の最低 30%をインドの大学での学修から取得する。

同規程では、インドおよび海外の高等教育機関の共同学位プログラム申請の要件として、NAAC 等によるアクレディテーション(4点中 3.01 点以上)、THE、QS 世界大学ランキングの順位(上位 1000 位以内)、NIRF の上位 100 位以内(大学カテゴリー)のいずれかを満たすことを挙げている。

同規程に基づく「外国の高等教育機関とツイニング/デュアル/ジョイント・ディグリープログラムを実施する資格のあるインドの高等教育機関」のリストが、UGC ウェブサイトに掲載されている。235 機関の名称、メールアドレス、URL、海外機関との連携が考えられる当該大学等が強みを持つ分野の情報が載っている^{190,191}。

AICTE Approval Process Handbook 2024-27、第 III 章¹⁹²では、技術教育・研究・訓練の領域における、インドと海外の大学・機関の間の学生交流プログラム、ツイニング/ジョイント・ディグリー/デュアル・ディグリープログラムの要件、認可の手続き等について記載している。

¹⁸⁹ ただし、2022年の本規程以前から、IITs 等においては、海外大学とのジョイント・ディグリーやデュアル・ディグリープログラムを実施している。こうしたところからも、IITs 等の一部のトップ大学等は他の大学(国立大学、州立大学等)とは異なる運用・扱いがなされていることがうかがえる。

¹⁹⁰ <https://www.ugc.gov.in/KeyInitiative?ID=UJRQmSQU4NUDsGgf837fMQ==> (2026.8.21アクセス)

¹⁹¹ 共同学位を実施している大学を見ると、IITs の他に、比較的最近設置された私立の大学、準大学が含まれている(Symbiosis Pune(設置:1993)、OP Jindal Global University(同2009)、Manipal University, Jaipur(同2011)等)。<https://www.careers360.com/courses/articles/popular-indian-dual-degree-programmes-with-international-tie-ups>

¹⁹² AICTE ‘Approval Process Handbook 2024-2027’, Chapter III Collaboration and Twinning Programme.

3-7-2. 海外の教育資格の評定・承認

2026年時点で、インドは「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」「同世界規約」の締約国ではなく、規約に基づく国内情報センター(NIC)は設置されていない。

また、インド及び外国の学位の同等性について、UGC は、自身は決定権を有していないと前置きしたうえで、入学等については高等教育機関が同等性に関する決定権があること、就職目的であれば、雇用主がその権限を持っているとしている¹⁹³。

インド大学協会(Association of Indian Universities: AIU)では、国内の高等教育機関(主に大学)の情報をウェブサイト¹⁹⁴から発信しているほか、インドと海外の学生モビリティ促進を目的に、学生、大学、連邦及び州政府等の関係機関等に対して、外国で取得した資格とインドの資格との学術的同等性(academic equivalence)に関する専門的な助言を行っている¹⁹⁵¹⁹⁶。AIU が行う専門的助言には以下の2種類がある。いずれも、申請から証明書の発行まで全てオンラインで行われている¹⁹⁷。

- 外国の教育機関あるいは資格付与機関から付与された中等教育修了資格とインドの資格の同等性の調査、証明書(equivalence certificate)の発行
- 外国の承認(approved)、認定(recognised)またはアクレディテーションを受けた(accredited)大学から授与された学位(degrees)とインドの資格の同等性の調査、証明書の発行

<https://www.aicte-india.org/sites/default/files/APH%202020%2021.pdf> (2026.3.24 時点アクセス不可)

¹⁹³ UGC のウェブサイト(「FAQs」<https://www.ugc.gov.in/pdfnews/FAQs.pdf>) (2026.8.21アクセス)

¹⁹⁴ <https://www.aiu.ac.in/>

¹⁹⁵ AIU ウェブサイト(<https://aiu.ac.in/frontpage/equivalence-of-degree/>)

¹⁹⁶ UGC のウェブサイト(「FAQs」<https://www.ugc.gov.in/pdfnews/FAQs.pdf>)において、「外国の大学の学位を持っているが、この資格とインドの資格との同等性(equivalency)の証明書(certificate)はどこが発行しているか?」との問いへの回答として、「外国の資格とインドの資格の同等性については、ニューデリーにあるAIUが決定している。」と説明されている。

¹⁹⁷ <https://aiu.ac.in/frontpage/equivalence-of-degree/>
MoE 'Annual Report 2022-2023', pp.175-176.
[https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/document-reports/Annual%20Report 2022-23 English.pdf](https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/document-reports/Annual%20Report%202022-23%20English.pdf)

3-7-3. インドから日本への留学生数の推移

インドから日本の高等教育機関等への留学生数は、2023 年度は 1,685 人で、留学生数全体の 0.5%にあたる。送出国別では 17 番目である¹⁹⁸。

在学段階別の留学生数は、[図表 3-28](#)の通り。

図表 3-28:インドから日本への在学段階別留学生数(2017-2021 年度)

(各年5月1日現在、単位:人)

在学段階	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
学部	232	273	336	253	228
大学院	601	671	727	756	723
短期大学	0	2	4	6	9
高等専門学校	4	4	3	2	3
専修学校	127	208	282	356	378
準備教育課程	0	5	43	31	4
日本語教育機関	272	444	474	271	112
計	1,236	1,607	1,869	1,675	1,457

出所:独立行政法人日本学生支援機構からの提供データ(2022年10月)に基づき作成。

注:「準備教育課程」とは、中等教育の課程の修了までに12年を要しない国の学生に対し、日本の大学入学資格を与えるために文部科学大臣が指定した課程をいう。

¹⁹⁸ 独立行政法人日本学生支援機構(2025)「2024(令和6)年度外国人留学生在籍状況調査結果」。高等教育機関、日本語教育機関の留学生数。2022 年度は、1,612 人(0.7%、17 番目)、2021年度は、1,532 人(0.7%、16 番目)(2023 年度、2022年度調査結果)。

第4章 高等教育の質保証制度等

4-1. 質保証制度の概略

インドの高等教育質保証制度は、設置の認可、規制(基準の設定と維持)、外部質保証、及び内部質保証で構成される。

4-1-1. 設置の認可と規制(基準の設定と維持)¹⁹⁹

1950年に施行されたインド憲法は、第7附則において連邦と州の大学の設置等に関する立法権を定めており、国立大学と国家重要機関は連邦法に基づき、また、州立大学と私立大学は州法に基づき設置される。準大学は、大学補助金委員会(UGC)法(1956年)に基づき連邦政府が認可している。カレッジは大学の判断に基づき設置され、独立型教育機関は各専門分野の規制機関の規則に基づき設置される。

1956年に人的資源開発省(MHRD。現・教育省)の下に設置された UGC は、高等教育の規制(基準の設定と維持)とともに、高等教育機関への連邦予算の配分を担っている。UGC が設定・維持する高等教育に関する基準の範囲は、施設、教育内容、教員採用、財政、試験、研究等、多岐にわたり²⁰⁰、最低要件等を定め、すべての高等教育機関に遵守を求めている。高等教育機関による規制の遵守は、予算配分と連動している。

技術・職業専門教育の規制を担う機関として、全インド技術教育評議会(All India Council for Technical Education:AICTE)、インド農業研究評議会(Indian Council of Agricultural Research:ICAR)、インド看護審議会(Indian Nursing Council:INC)等、14の専門分野別規制機関がある²⁰¹。(図表 4-1)

高等教育機関の規制については、連邦政府が基準の設定による教育水準の維持等を担うとともに、各州の高等教育機関に対する助成を行う一方²⁰²、州政府は個別の高等教育機関の設置、運営を通じて規制を行う^{203 204}。本節では、連邦政府の取組について述べる。

¹⁹⁹ 他の国において高等教育機関の「規制(regulation)」と称される制度は、インドにおいては、「基準の設定と維持」と称される。これはインド憲法第7附則における「連邦政府は高等教育機関の基準の調整と設定(co-ordination and determination of standards)を担う」との規定に基づき、連邦法である UGC 法が第12条「大学補助金委員会の機能」で、その機能の一つを「大学における教育、試験及び研究における基準の設定と維持(determination and maintenance of standards of teaching, examination and research in Universities)」と規定していることによる。これらの規定を根拠としてUGCは各種の規制(regulation)を実施している。

²⁰⁰ UGC. (NA). *UGC Mandate*. また UGC 創設以来の経緯や機能については、Sharma, Kavita, A. (2013). に詳しい。

²⁰¹ UGC. *Professional Councils*.

²⁰² Sharma (2013) p.40.

²⁰³ Bhushan et al (2017) p. 54.

²⁰⁴ Tilak (2017) p.30.

図表 4-1: 高等教育機関の規制機関、技術・職業専門分野の規制機関の一覧 ※1

高等教育機関の規制機関	
大学補助金委員会	University Grant Commission (UGC)
専門分野の規制機関(Professional Councils)※1	
全インド技術教育評議会	All India Council of Technical Education (AICTE)
国家医療委員会	National Medical Commission (NMC)
インド農業研究評議会	Indian Council for Agricultural Research (ICAR)
国家教師教育評議会	National Council for Teacher Education (NCTE)
インド歯学審議会	Dental Council of India (DCI)
インド薬学審議会	Pharmacy Council of India (PCI)
インド看護審議会	Indian Nursing Council (INC)
インド弁護士審議会	Bar Council of India (BCI)
中央ホメオパシー審議会	Central Council for Research in Homeopathy (CCH)
インド医学中央審議会	Central Council for Indian Medicine (CCIM)
建築審議会	Council of Architecture (COA)
リハビリテーション審議会	Rehabilitation Council (RC)
国家地方機関審議会	National Council for Rural Institutes (NCRI)
各州の州高等教育委員会※2	State Councils of Higher Education (SCHE)

出所: UGC, Professional Councils. (<https://www.ugc.ac.in/page/professional-councils.aspx>)
(2026.3.23 時点アクセス不可)

※1 上記の UGC のウェブサイトには掲載されていないが、各専門分野の規制機関として、この他にもホテルマネジメント・ケータリング技術国家評議会(National Council For Hotel Management and Catering Technology:NCHMCT)、UGC 内の組織の遠隔教育局(Distance Education Bureau:DEB <https://deb.ugc.ac.in/>。2013 年 6 月に Indira Gandhi National Open University 内の Distance Education Council から UGC の同組織へと改組)、インド獣医評議会(Veterinary Council of India:VCI <http://vci.dadfgov.in/>)等を加える資料もある。

※2 上記の UGC のウェブサイトにおける説明によれば、各州の州高等教育委員会(SCHE)は、州の高等教育発展のためのプログラムを策定し、高等教育機関に関する改善及び投資を統一的に行う機関である、とされる。

【参考】高等教育の規制と質

UGC が創設された1950年代は、インドの高等教育機関数は限られ、進学できる学生も限られていた。その後、高等教育の需要拡大を受けて、各州において州立大学・私立大学の設置が急速に進み、また州立大学と提携する州立・私立カレッジの新設が進んだ^{注1}が、このことは高等教育の質への懸念につながった。

高等教育機関数、在学者数は大幅な増加の一途をたどったが(図表 3-2:高等教育の拡大状況)^{注2}、1980年代から90年代にかけて、新設大学やカレッジの中には、施設面をはじめ、UGC が定める高等教育の基準を下回る機関が多数見られるようになった^{注3注4}。これを受けて連邦政府は、1986年の「国家教育政策1986(NPE1986)」及び1992年の「NPE1986に関する行動計画1992」において、UGC 等の連邦機関を通じて高等教育機関に対する規制を強化し、施設面での基準を満たせない機関に対しては、適切な財政上の支援を行う方法を検討するべきであるとした^{注5}。その後も教育の質の低下を懸念する UGC 等の規制機関は、高等教育機関に対して、施設面での最低要件や教員の質、雇用に関する規制等、様々な基準を満たすように求めてきた^{注6}。一方でこうした規制については、煩雑な書類手続きが必要となり、重複する手続内容も多いことから、高等教育機関にとって過度の負担となっていること、また、高等教育機関の自主的な改革や創造性を阻害し、非効率であるとの指摘がなされてきた^{注7}。

注¹ Varghese (2015) pp.3-7.

注² Varghese (2015)は、インドの高等教育の拡大は、①1950-70年の機関数の急増とエリート層を中心とした限定的な高等教育へのアクセス期、②1970-90年の在学生数の増加率の減少期、③1990年以降の再度の在学生数の大規模増加期の3つの時期に分けることができるとしている。

注³ 例えば、「NPE1986に関する行動計画1992」は、基準を下回る高等教育機関に関する懸念を表明しつつ、「(当時の高等教育機関の総数に当たる)150の大学と5,000のカレッジの多くに対しては、質と基準を維持するための最低限のインフラが与えられてこなかった(※カッコ書きは当機構による補足)」と指摘した。(MHRD. (1992). *National Policy on Education 1986: Programme on Action 1992*, p.42.)

注⁴ Tilak (2017) pp.30-31.

注⁵ MHRD. (1992). *National Policy on Education 1986: Programme on Action 1992*, pp.42-43.

注⁶ Sharma (2013) pp.218-222. また、UGC が定める各種の規制については、UGC のウェブページ (<https://www.ugc.gov.in/regulations>, 2026.8. 21 アクセス)より閲覧できる。

注⁷ MHRD. (2008). *Report of the Committee to Advice on 'Renovation and Rejuvenation of Higher Education' (Prof. Yashpal Committee Report)*, pp.50-51.

4-1-2. アクレディテーションの導入

「NPE1986に関する行動計画1992」では、高等教育機関の卓越性(excellence of institutions of higher education)を重視し、高等教育機関の質を高めるために、教育機関が自己評価・自己改善を行うことの重要性が指摘され、それらを促進するためのシステムとしてアクレディテーション制度の導入が提言された²⁰⁵。

これを受け、1994年に国家評価アクレディテーション審議会(National Assessment and Accreditation Council: NAAC)が設立された。また、技術教育分野のアクレディテーションを行う機関として1994年に国家アクレディテーション理事会(National Board of Accreditation: NBA)、農業分野のアクレディテーションを行う機関として1996年に国家農業教育アクレディテーション理事会(National Agricultural Education Accreditation Board: NAEAB)が設置された。2012年には機関別アクレディテーションの受審が義務化されている²⁰⁶。また、NAAC が行う機関別アクレディテーションで認定を得ることは、UGC をはじめとする連邦予算による財政支援の要件となっている。

一方、アクレディテーションの受審率は大学が約60%、カレッジが約30%と低く、課題となっている²⁰⁷。これは、近年増加する州立大学及び州立・私立の被提携カレッジについては州予算や学生からの授業料で運営されている機関が多く、アクレディテーションの認定によって得られる連邦予算からの助成に対するインセンティブが低いことが一因とされる^{208 209}。

²⁰⁵ MHRD. (1992). *National Policy on Education 1986 Programme on Action 1992*, pp.49-50.

²⁰⁶ UGC. (2012). *The UGC (Mandatory Assessment and Accreditation of Higher Educational Institutions) Regulations, 2012*, 4.

²⁰⁷ 下記①に記載された大学、カレッジの全機関数と下記②に記載されたアクレディテーションを受審した機関数データを基に算出。

① MoE. (2020). *All India Survey on Higher Education 2021-22 I*.

② NAAC. (2022). *Total Number of Accreditations (Status as on 21/06/2022)*.

²⁰⁸ The Indian Express. (March 18, 2018). *Why 60 per cent colleges in Maharashtra don't have NAAC grading*.

²⁰⁹ 伸び悩むアクレディテーション受審率の問題を受けて、NAAC はアクレディテーション受審率の向上を目指した新制度の導入に取り組んでいる。2022年2月には、カレッジを対象として機関設置1年後から受審できる、暫定アクレディテーション(Provisional Accreditation for Colleges: PAC)の導入を発表している。PAC は通常のアクレディテーションと比較して、より簡便な10の定量的質問項目と15の定性的質問項目によって審査が行われる。PAC で「暫定認定(Provisionally Accredited, PAC 制度における実質的な「認定」に該当する)」とされた場合、その資格は2年間有効であり、2回まで受審が可能となる。またその後は通常のアクレディテーション受審へと移行するシステムとなっており、

NAAC による機関別アクレディテーションと連動して、内部質保証の仕組みの整備も進められた。アクレディテーション受審後の質の改善・向上の取組を促進する学内組織となることを目的として、2007年以降 NAAC の主導により、各大学やカレッジにおいて、「内部質保証セル(Internal Quality Assurance Cells: IQAC)」の設置が進められた。現在、UGC、NAAC、AICTE によって、すべての大学とカレッジでの IQAC の設置が求められている。

なお、国家重要機関の一つであるインド工科大学(IITs)はこれまで、IITs 各校間で独自の評価を行っており、NAAC のアクレディテーションを受審する必要がなかったが、今後は他の高等教育機関と同じアクレディテーションのプロセスに含めることが検討されている²¹⁰。

4-1-3. アクレディテーション機関とアクレディテーションの仕組み

(1) アクレディテーション機関

以下は、主なアクレディテーション機関である。(※他のアクレディテーション機関については調査中)

- 国家評価アクレディテーション審議会(National Assessment and Accreditation Council: NAAC)
大学(国立大学、州立大学、私立大学、準大学、国家重要機関)、カレッジ(被提携カレッジ、大学内カレッジ、自治カレッジ)に対する機関別のアクレディテーションを行う。
- 国家アクレディテーション理事会(National Board of Accreditation: NBA)
技術分野(工学・科学技術、経営、薬学、建築学・応用美術工芸、コンピュータ利用技術、ホテル経営・ケータリング技術)のプログラム(学士課程、大学院課程、ディプロマ)のアクレディテーションを行う。対象機関は大学(国立大学、州立大学、私立大学、準大学、国家重要機関)、カレッジ(被提携カレッジ、大学内カレッジ、自治カレッジ)。機関別アクレディテーションは行わない。
- 国家農業教育アクレディテーション理事会(National Agricultural Education Accreditation Board: NAEAB)
農業及び農業関連分野(獣医学、水産、園芸)の大学、カレッジ、学位プログラムのアクレディテーションを行う。対象機関は農業大学及び農業大学と提携等の関係をもつカレッジ、総合大学の農業カレッジ・農業プログラム。

カレッジに対する通常のアクレディテーション受審を後押しし、受審率の向上を狙っている。PAC のガイドラインについては、NAAC のウェブページに掲載されている(2025年3月25日現在アクセス不可)。

²¹⁰ MoE. (2023). *Transformative Reform for strengthening periodic assessment and accreditation of all higher education institutions in India*. p.15.
The Times of India. (June 1, 2023). *Radhakrishnan Committee suggests inclusion of IITs in the formal accreditation system*.

(2) 評価手順、評価結果等

アクレディテーションは、アクレディテーション機関が設定する評価基準・評価項目に沿って、評価（大学関係者等の外部評価委員によるピア評価）が行われる。

評価結果は、NAAC では8段階の評点・評語（A⁺⁺、A⁺、A、B⁺⁺、B⁺、B、C、D。Dは不認証）、NBA は認証／不認証の2種類、NAEAB は5段階の評点・評語（A⁺、A、B、C、Nil。Nilは不認証）で示される。

不認証の場合、UGC の高等教育機関リストからの抹消（NAAC）、資金援助の停止等の措置がとられる。

図表 4-2: 評価基準・項目等掲載サイト

NAAC :	<i>Guidelines to Peer Team (Assessors), Institutional Accreditation, Manual for Self-Study Report, Universities</i> ※ NAAC のウェブサイトは、2026 年3月25日現在アクセス不可。
NBA :	プログラム別アクレディテーションのマニュアル https://www.nbaind.org/publications
NAEAB :	<i>Guidelines for Accreditation of Higher Agricultural Educational Institutions in India</i> https://icar.org.in/sites/default/files/2023-02/2009_1569835023514.pdf

図表 4-3: 評価結果掲載サイト

NAAC :	各受審機関のウェブサイト
NBA :	https://www.nbaind.org/Accreditationprogram 各受審機関のウェブサイト
NAEAB :	https://icar.org.in/status-naeab-accredited-agricultural-universitiescolleges-programmes-1-april-2021 (2021) https://icar.gov.in/node/11802 (2019) ※ ICAR のウェブサイトは、2026 年3月25日現在アクセス不可。 各受審機関のウェブサイト

4-1-4. 高等教育質保証制度の抜本的な見直し

インドの高等教育質保証については、制度が整備される一方で、課題も指摘されてきた。2020年に発表された「国家教育政策2020（NEP2020）」では、長年課題となってきた質保証について、「高等教育機関にとって、質保証は数十年にわたって過重な業務であったが、質向上の効果は限定的であった。高等教育機関の再活性化のためには、質保証システムの抜本的な見直しが必要である」と指摘・提言されている²¹¹。

²¹¹ MHRD. (2020). *National Education Policy 2020*. pp. 46-48.

4-2. 高等教育機関のランキング

連邦教育省が実施するインド独自の高等教育機関のランキングとして、国家機関別ランキングフレームワーク(National Institutional Ranking Framework:NIRF)²¹²があり、毎年、結果報告書(India Rankings)が公表される。2018年以降、すべての国立高等教育機関の参加が義務付けられ、2021年には州立・私立の機関を含め約6,000の機関が参加している。高等教育機関全体の総合ランキングとともに、大学／カレッジ／専門分野別のランキングもある。

²¹² <https://www.nirfindia.org/home>

《文献リスト》

以下に記載のウェブサイトについては、2026年3月にアクセス確認済であるが、この時点で UGC、AICTE、ICAR、NAAC 等のウェブサイトへのアクセスができていない。これらの機関の情報は、2020年6月以前に取得している。

1. 連邦政府、州政府、公的機関等

《以下の AIU のサイトについては、2026.3. 9 時点アクセス不可》

- AIU (1991) 'Letter NO. EV/11(354)/91 dated on 25 July 1991'.
<https://nios.ac.in/govtcircular.aspx>
- AIU (NA) 'Equivalence of Degree'.
<https://www.aiu.ac.in/evaluation.php>
- AIU (NA) 'Policies & Procedure for Equivalence of Qualification/Degrees'.
<https://www.aiu.ac.in/documents/evaluation/AIU%20Equivalence%20Information%20Brochure.pdf>
- 《AICTE については、2026.3. 9 時点アクセス不可》
- AICTE (1987) 'The All India Council for Technical Education Act, 1987'.
<https://www.aicte-india.org/downloads/aicteact.pdf>
- AICTE (2014) 'The All India Council for Technical Education (Mandatory Accreditation of all programmes/courses in Technical Education Institutions and University Departments & Institutions Deemed to be Universities imparting Technical Education) Regulations, 2014'.
https://www.aicte-india.org/downloads/manadatory_accreditation_regulation_290114.PDF
- AICTE (NA) 'About us'.
<https://www.aicte-india.org/about-us/overview>
- AICTE (NA) 'Approval Process Handbook 2020-21'.
https://www.aicte-india.org/sites/default/files/APH%202020_21.pdf
- AICTE (NA) 'Norms for Establishment of New Technical Institutions'.
http://www.pulseassociates.com/latestguid/AICTE_Guideline.pdf
- AIMA (NA) 'MAT (Management Aptitude Test)'.
<https://www.aima.in/testing-services/mat/mat.html> (2026.3.16 アクセス)
- AIMS (NA) 'ATMA (AIMS Test for Management Admissions)'.
<https://www.atmaaims.com/?AspxAutoDetectCookieSupport=1> (2026.3.16 アクセス)
- CBSE (2013) 'Examination bye-laws 1995 (Updated up to January 2013)'.
https://www.cbse.gov.in/cbsenew/bylawspdf/CBSE-Examination%20by%20Law%20Book_2013.pdf (2026.3.16 アクセス)
- CBSE (2020) 'CBSE Result Archives 2019'.
<https://results.cbse.nic.in/cbseresultsarchives2019/> (2026.3.16 アクセス)
- CBSE (2020) 'Secondary School Examination (Class X) Result 2020'.
[https://www.cbse.gov.in/cbsenew/statistics//Press%20Note%20-%20Secondary%20School%20Examination%20\(Class%20X\)%20Result%202020.pdf](https://www.cbse.gov.in/cbsenew/statistics//Press%20Note%20-%20Secondary%20School%20Examination%20(Class%20X)%20Result%202020.pdf) (2026.3.16 アクセス)
- CBSE (2020) 'Senior School Certificate Examination (Class XII) Result 2020'.
[https://www.cbse.gov.in/cbsenew/statistics//Class%20XII%20result%20analysis%2013.07.2020%20\(2\).pdf](https://www.cbse.gov.in/cbsenew/statistics//Class%20XII%20result%20analysis%2013.07.2020%20(2).pdf) (2026.3.16 アクセス)
- CBSE (NA) 'Administrative setup'.
https://www.cbse.gov.in/newsite_old/administrativeSetup.html (2026.3.16 アクセス)
- CBSE (NA) 'Secondary School Curriculum Class IX - X 2020-21'.
https://www.cbse.gov.in/cbsenew//documents/Curricular_Guidelines_Sec_2020-21.pdf (2026.3. 16 アクセス)
- CBSE (NA) 'Senior School Curriculum Class XI - XII 2020-21'.
https://www.cbse.gov.in/cbsenew/curriculumXI-XII/initialpage/Intital_pages_srsec_2020-21.pdf (2026.3. 16 アクセス)
- 《CICSE については、2026.3. 16 時点アクセス不可》
- CICSE (2020) 'Regulations Indian Certificate of Secondary Education Examination'.
<https://www.cisce.org/pdf/ICSE-Class-X-Syllabus-Year-2020/1.%20ICSE%20Regulations.pdf>
- CISCSE (NA) 'About the Council'.
<https://www.cisce.org/council.aspx>
- CISCSE (NA) 'All India & Abroad Statistics'.
<https://www.cisce.org/examination.aspx>
- DGT (2019) 'Directorate General of Training (DGT) Presentation'.
https://dgt.gov.in/sites/default/files/pdf/DGT_Presentation.pdf (2026.3.16 アクセス)

- DGT (NA) 'Craftsmen Training Scheme (CTS)'.
<https://dgt.gov.in/en/CTS> (2026.3.16 アクセス)
- District Institute of Education and Training (DIET), Morigaon (Assam) (NA) 'D. El. ED. Admission'.
<http://www.dietmorigaon.in/admissionDeled.php> (2026.3.31 アクセス)
- Government of Assam (NA) 'Admission Notice'.
<http://www.dietmorigaon.in/notifications/PET%20Admission%20Notice,%202020-22.pdf>
 (2026.3.16 アクセス)
- Government of India (1961) 'The Institutes of Technology Act, 1961'.
<https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/1705/1/196159.pdf> (2026.3.9 アクセス)
- Government of India (1990) 'Resolution, No. F.5-24/90-Sch.3'.
<https://nios.ac.in/media/documents/NIOS%20in%20gazette%20of%20india.pdf> (2026.3.9 時点アクセス不可)
- Government of India (2009a) 'The Central University Act, 2009'.
<https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/2080/7/a2009-25.pdf#search=central%20university%20act%202009> (2026.3.9 アクセス)
- Government of India (2009b) 'The Right to Free and Compulsory Education Act, 2009'.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/document-reports/RTEAct.pdf
 (2026.3.12 アクセス)
- Government of India (2016) 'Pursuing Higher Education: Entrance, Result, Counselling, Admission'.
<https://www.india.gov.in/spotlight/pursuing-higher-education-entrance-result-counselling-admission> (2026.3.9 時点アクセス不可)
- Government of India (2019) 'The Right of Children to Free and Compulsory Education (Amendment) Act, 2019'.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/upload_document/rte.2019.pdf
 f (2026.3.12 アクセス)
- Government of India (2024) 'The Constitution of India'.
<https://www.legislative.gov.in/documents/constitution-of-india/constitution-of-india-AjN2EjMtQWa?pageTitle=Constitution-of-India>
- Government of India (NA) 'RUSA: Existing Components at a Glance'.
<http://rusa.nic.in/download/51/documents/13593/rusa-brochure-english.pdf> (2026.3.16 時点アクセス不可)
- Government of India (NA) 'States and union territories'.
<https://knowindia.gov.in/states-uts/> (2026.3.9 アクセス)
- Government of Rajasthan (2005) 'The Rajasthan Private Universities Act, 2005'.
<https://www.latestlaws.com/wp-content/uploads/2015/07/Rajasthan-Private-Universities-Act-2005.pdf> (2026.3.16 アクセス)
- Government of Uttar Pradesh State (1973) 'The Uttar Pradesh State University Act, 1973'.
<https://governoruk.gov.in/document/uttar-pradesh-state-university-act-1973/>
 (2026.3.16 アクセス)
- 「ICAR のサイトについては、2026.3.16時点アクセス不可」
- ICAR (1975) 'Rules of the ICAR Society'.
<https://icar.org.in/files/reports/other-reports/MOARBL.pdf>
- ICAR (2021) 'Policy Paper - Quality Assurance in Higher Agricultural Education through Accreditation by National Agricultural Educational Accreditation Board'.
https://icar.gov.in/sites/default/files/Quality-Assurance_FINAL.pdf
- ICAR (NA) 'Guidelines for funding support under Plan Scheme "Strengthening and Development of Higher Agricultural Education in India" through sub components "Strengthening and Development of Agricultural Universities" and "Library Strengthening" by the Agricultural Education Division, ICAR'.
[https://www.icar.org.in/files/Guidelines%20%20Development%20Grant%20and%20Library%20Strengthening%20\(DG%20and%20LS\).pdf](https://www.icar.org.in/files/Guidelines%20%20Development%20Grant%20and%20Library%20Strengthening%20(DG%20and%20LS).pdf)
- IIT Madras (NA) 'GATE 2019'.
<http://gate.iitm.ac.in/gate2019/> (2026.3.16 アクセス)
- INC (1947) 'The Indian Nursing Council Act, 1947'.
<https://indiannursingcouncil.org/uploads/files/16141575032256.pdf> (2026.3.16 アクセス)
- INC (2020) 'The Indian Nursing Council (Minimum Pre-Requisites for Granting Suitability to Nursing Programs) Regulations, 2020'.
<https://www.indiannursingcouncil.org/uploads/pdf/16179447791151563446606fe0cb41610.pdf> (2026.3.16 アクセス)

- Institute of Hotel Management Catering Technology and Applied Nutrition Hyderabad (NA) 'Craftmanship Course in Food and Beverage Service'.
https://www.ihmhyd.org/study_ihm/short-term-course/craftmanship-course-in-food-and-beverage-service (2026.3.31 アクセス)
- Institute of Hotel Management Catering Technology and Applied Nutrition Hyderabad (NA) 'P G Diploma Accommodation Operation'.
https://www.ihmhyd.org/study_ihm/post-graduation/p-g-diploma-in-accommodation-operation (2026.3.31 アクセス)
- KVS (NA) 'Mission and Key Objectives'.
<https://kvsangathan.nic.in/en/kvs-vision-and-mission/> (2026.3.16 アクセス)
- Ministry of Finance (2013) 'Notification No. 8/6/2013-Invt'.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/NSQF%20NOTIFICATION.pdf (2026.3.16 アクセス)
- MHRD (1968) 'National Policy on Education 1968'.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/document-reports/NPE-1968.pdf (2026.3.13 アクセス)
- MHRD (1986) 'National Policy on Education 1986'.
https://ncert.nic.in/pdf/nep/Policy_1986_eng.pdf (2026.3.19 アクセス)
- MHRD (1992) 'National Policy on Education 1986 Programme on Action 1992'.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/upload_document/npe.pdf (2026.3.13 アクセス)
- MHRD (1998) 'National Policy on Education 1986 (As modified in 1992) with National Policy on Education, 1968'.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/document-reports/NPE86-mod92.pdf (2026.3.13 アクセス)
- MHRD (2008) 'Report of the Committee to Advice on 'Renovation and Rejuvenation of Higher Education' (prof. Yashpal Committee Report)'.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/document-reports/YPC-Report.pdf (2026.3.16 アクセス)
- MHRD (2010) 'The National Accreditation Regulatory Authority for Higher Educational Institutions Bill, 2010'.
https://prsindia.org/files/bills_acts/bills_parliament/2010/National_Accreditation_Regulatory_Authority_for_Higher_Educational_Institutions_Bill_2010.pdf (2026.3.16 アクセス)
- MHRD (2011) 'The Higher Education and Research Bill, 2011'.
https://prsindia.org/files/bills_acts/bills_parliament/2011/Bill%20Text_18.pdf (2026.3.16 アクセス)
- MHRD (2014) 'Indian Standard Classification of Education'.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/statistics-new/InSCED2014.pdf (2026.3.9 アクセス)
- MHRD (2015) 'National Institutional Ranking Framework: A methodology for Ranking of Management Institutions in India'.
<https://www.nirfindia.org/Docs/Ranking-Framework-for-Managment-Institutions.pdf> (2026.3.16 アクセス)
- MHRD (2016) 'Collaboration with Foreign Universities'.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/ru1823.pdf (2026.3.9 アクセス)
- MHRD (2017a) 'Annual Report 2016-17'.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/document-reports/HRD%20AR%202016-17%20SE.pdf (2026.3.16 アクセス)
- MHRD (2017b) 'Selected Information on School Education (Reference year 2015-2016)'.
[https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/statistics-new/Selected%20Information%20on%20School%20Education%20\(2\).pdf](https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/statistics-new/Selected%20Information%20on%20School%20Education%20(2).pdf) (2026.3.16 アクセス)
- MHRD (2018) 'The Draft Higher Education Commission of India (Repeal of University Grants Commission Act, 1956) Bill, 2018'.
<https://prsindia.org/billtrack/the-draft-higher-education-commission-of-india-repeal-of-university-grants-commission-act-1956-bill-2018> (2026.3.16 アクセス)
- MHRD (2020a) 'National Education Policy 2020'.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/NEP_Final_English_0.pdf (2026.3.13 アクセス)
- MHRD (2020b) 'Schools by detailed type of Management'.
<http://dashboard.udiseplus.gov.in/#!/reports> (2026.3.16 アクセス)
- MHRD (NA) 'University and Higher Education'.
<https://www.education.gov.in/en/university-and-higher-education> (2026.3.16 アクセス)

- MoE (2020) 'Higher Education Profile 2019-2020'.
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/statistics-new/he_profile_1920.pdf (2026.3.16 アクセス)
- MoE (2025) 'Implementation of NEP'.
<https://www.education.gov.in/en/nep/implementation-nep> (2026.3.16 アクセス)
- MoE (2025) 'Results of Secondary and Higher Secondary Examinations, 2024'.
<https://dsel.education.gov.in/en/node/3439> (2026.1.27 アクセス)
- MoE (NA) 'All India Survey on Higher Education (2010-2011)~(2021-2022)'.
https://www.education.gov.in/en/statistics-new?shs_term_node_tid_depth=384&page=1
 (2026.3.13 アクセス)
- MoE (NA) 'Educational Statistics at A Glance' 2005-2006, 2012, 2013, 2014, 2016, 2018.
https://www.education.gov.in/en/statistics-new?shs_term_node_tid_depth=All&page=9&Apply=Apply (2026.3.13 アクセス)
- MoE (NA) 'MoE Acts and Rules'.
<https://www.education.gov.in/en/acts-school> (2026.3.16 アクセス)
- MoE (NA) 'National Institute of Open Schooling (NIOS)'.
<https://dsel.education.gov.in/en/nios> (2026.3.16 アクセス)
- MoE (NA) 'National Institutional Ranking Framework'.
<https://www.nirfindia.org/> (2026.3.16 アクセス)
- MoE (NA) 'Report on UNIFIED DISTRICT INFORMATION SYSTEM FOR EDUCATION PLUS (UDISE+) 2018-19, 2019-20'.
<https://dashboard.udiseplus.gov.in/#/> (2026.3.16 アクセス)
- MoE (NA) 'Report on UNIFIED DISTRICT INFORMATION SYSTEM FOR EDUCATION PLUS (UDISE+) FLASH STATISTICS 2020-21, 2021-22'.
<https://dashboard.udiseplus.gov.in/#/> (2026.3.16 アクセス)
- MoE (NA) 'Report on UNIFIED DISTRICT INFORMATION SYSTEM FOR EDUCATION PLUS UDISE+ 2023-24, 2024-25'.
<https://dashboard.udiseplus.gov.in/#/> (2026.3.16 アクセス)
- MSBSHSE (2020) 'S.S.C. Exam of March 2020'.
<http://mahresult.nic.in/sscmarch2020/SS-OVALL.htm> (2026.3.16 時点アクセス不可)
- MSBSHSE (NA) 'The Maharashtra Secondary and Higher Secondary Education Boards Regulations, 1977 (as amended up to 31st October 1990)'.
<https://mahahsscboard.in/rules.pdf> (2026.3.16 アクセス)
- MSDE (NA) 'IIT Count-India All ITIs'.
<https://ncvtmis.gov.in/Pages/ITI/Count.aspx> (2026.3.16 アクセス)
- «NAAC については、2026.3.9 現在アクセス不可»
- NAAC (2016) 'Notice. Mandatory Submission of Annual Quality Assurance Report (AQAR) by Internal Quality Assurance Cell (IQAC) of HEIs'.
<http://naac.gov.in/docs/mandatory%20aqar.pdf>
- NAAC (2019a) 'Guidelines for the Creation of the Internal Quality Assurance Cell (IQAC) and Submission of Annual Quality Assurance Report (AQAR) by Accredited Institutions (For Affiliated/Constituent Colleges)'.
[http://naac.gov.in/images/docs/AQAR ONLINE/IQACAQAR Guideline Affiliatedcollege-12-03-2020.pdf](http://naac.gov.in/images/docs/AQAR%20ONLINE/IQACAQAR%20Guideline%20Affiliatedcollege-12-03-2020.pdf)
- NAAC (2019b) 'NAAC Institutional Accreditation, Manual for Self-Study Report, Universities'.
http://naac.gov.in/images/docs/Manuals/Revised-University-Manual_1.pdf
- NAAC (2020a) 'Guidelines for the Creation of the Internal Quality Assurance Cell (IQAC) and Submission of Annual Quality Assurance Report (AQAR) by Accredited Institutions (For Universities)'.
[http://naac.gov.in/images/docs/AQAR ONLINE/IQACAQAR Guideline Universities-12-03-2020.pdf](http://naac.gov.in/images/docs/AQAR%20ONLINE/IQACAQAR%20Guideline%20Universities-12-03-2020.pdf)
- NAAC (2020b) 'Guidelines for the Creation of the Internal Quality Assurance Cell (IQAC) and Submission of Annual Quality Assurance Report (AQAR) by Accredited Institutions (For Autonomous Colleges)'.
[http://naac.gov.in/images/docs/Guidelines/IQACAQAR Guideline Autonomous.pdf](http://naac.gov.in/images/docs/Guidelines/IQACAQAR%20Guideline%20Autonomous.pdf)
- NAAC (2022) 'Total Number of Accreditations (Status as on 21.06.2022)'.
 NAAC (NA) 'Home'.
<http://naac.gov.in/>
- NAAC (NA) 'Assessment & Accreditation'.
<http://naac.gov.in/index.php/assessment-accreditation>
- NAAC (NA) 'Collaborations'.
<http://www.naac.gov.in/index.php/en/about-us/collaborations>

- NAAC (NA) 'NAAC welcome to NAAC'.
<http://www.naac.gov.in/>.
- NAAC (NA) 'A decade of dedication to quality assurance'.
<http://naac.gov.in/docs/Books/NAAC%20A%20Decade%20of%20Dedication%20to%20Quality%20Assurance.pdf>
- NAEAB (2017) 'Guidelines for Accreditation of Higher Agricultural Educational Institutions in India'.
https://icar.org.in/sites/default/files/2022-09/2009_1569835023514.pdf
 (2026.3.16 アクセス)
- NAEAB (NA) 'Portal for Accreditation System of HAEIs'.
https://krishi.icar.gov.in/jspui/bitstream/123456789/39463/1/Accreditation_Portal_Brochure%20v5.0.pdf (2026.3.16 時点アクセス不可)
- NBA (2019) 'General Manual for Accreditation 2019'.
<https://www.nbaind.org/Uploads/GeneralManualV1.0.pdf> (2026.3.16 アクセス)
- NBA (2019) 'Manual for Accreditation Diploma Engineering Programs'.
https://www.nbaind.org/files/NBA_Diploma_Engineering_Manual-30-10-2019.pdf
 (2026.3.16 アクセス)
- NBA (2019) 'Manual for Accreditation of Undergraduate Engineering Program TIER I Institutions'.
https://www.nbaind.org/files/NBA_UGEngg_Tier_I_Manual.pdf (2026.3.16 アクセス)
- NBA (2019) 'Manual for Accreditation of Undergraduate Engineering Program TIER II Institutions'.
https://www.nbaind.org/files/NBA_UGEngg_Tier_II_Manual.pdf (2026.3.16 アクセス)
- NBA (NA) 'About us'.
<https://www.nbaind.org/about> (2026.3.16 アクセス)
- NBA (NA) 'Evaluator's Visit Report Undergraduate Engineering Program Tier-I'.
<https://www.nbaind.org/files/evaluator-report-Part-A-ug-tier-i-v0.pdf> (2026.3.16 アクセス)
- NBA (NA) 'Manual for Accreditation of Postgraduate Engineering Programs'.
https://www.nbaind.org/files/PG_Eng_Annexure/PG_Engineering_Manual.pdf (2026.3.16 アクセス)
- NCERT (2005) 'National Curriculum Framework 2005'.
<https://ncert.nic.in/pdf/nc-framework/nf2005-english.pdf> (2026.3.16 アクセス)
- NCERT (2009) 'The National Council for Teacher Education (Recognition Norms & Procedure) Regulations, 2009'.
<https://ncte.gov.in/website/PDF/regulation/RegulationsE-2009.pdf> (2026.3.16 アクセス)
- NCERT (2011) 'National Study on Ten Year School Curriculum Implementation'.
https://ncert.nic.in/dte/pdf/national_curriculum.pdf (2026.3.16 アクセス)
- NCERT (NA) 'Syllabus for Classes at the Elementary Level'.
<https://ncert.nic.in/pdf/syllabus/Preliams.pdf> (2026.3.16 アクセス)
- NCERT (NA) 'Syllabus for Secondary and Higher Secondary Classes'.
<https://ncert.nic.in/pdf/syllabus/Preliams2.pdf> (2026.3.16 アクセス)
- NCTE (1993) 'The National Council for Teacher Education Act, 1993'.
<https://d3swgpgghzvje7l.cloudfront.net/website/PDF/ACT/Regulationact1993.pdf>
 (2026.3.12 アクセス)
- NIOS (2012) 'Bye-Laws Governing Examination and Certification 2012'.
https://nios.ac.in/media/documents/Bye_laws_Governing_Examinations_Certification_2012_amended_010222022.pdf (2026.3.31 時点アクセス不可)
- NIOS (NA) 'Profile'.
<https://www.nios.ac.in/about-us/profile.aspx> (2026.3.31 時点アクセス不可)
- NMC (2019) 'National Medical Commission Act'.
<https://www.nmc.org.in/nmc-act/> (2026.3.16 アクセス)
- NTA (2019) 'Press Release 29.04.2019 NTA Declares JEE (Main) Paper-I (BE/B.Tech) Result'.
<https://nta.ac.in/Download/Notice/20190429155134.pdf> (2026.3.16 アクセス)
- NTA (2019) 'Press Release dated 31.01.2019 NTA Declares JEE (Main) Results of Paper-2'.
https://nta.ac.in/Download/JEE_PRESS_RELEASE_PAP2.pdf (2026.3.16 アクセス)
- NTA (2019) 'Press Release dated 17.07.2019 Result of ICAR AIEEA-UG, AIEEA-PG and AICE-JRF/SRF-2019'.
<https://nta.ac.in/Download/Notice/20190718140900.pdf> (2026.3.16 アクセス)
- NTA (2019) 'Press Release NTA Declares CMAT-2019 and GPAT-2019 NTA Score'.
<https://nta.ac.in/Download/Notice/PressReleaseCMAT-GPAT2019Result.pdf> (2026.3.16 アクセス)
- NTA (2019) 'Press Release NTA Declares JEE (Main) January-2019 NTA Score'.

- [https://www.nta.ac.in/Download/Notice/PublicNoticeJEE\(Main\)January-2019Results.pdf](https://www.nta.ac.in/Download/Notice/PublicNoticeJEE(Main)January-2019Results.pdf)
(2026.3.16 アクセス)
- NTA (2019) 'Press Release dated 14.05.2019 NTA Declares JEE (Main) Results of Paper-2'.
<https://www.nta.ac.in/Download/Notice/20190514161919.pdf> (2026.3.16 アクセス)
- NTA (2019) 'Press Release dated 05.06.2019 Result of National Eligibility cum Entrance Test (UG)-2019'.
<https://nta.ac.in/Download/Notice/20190605081506.pdf> (2026.3.16 アクセス)
- NTA (NA) 'UGC NET'.
<https://ugcnet.nta.nic.in/> (2026.3.16 アクセス)
- NVS (NA) 'About us'.
<https://navodaya.gov.in/nvs/en/About-Us/Vision-Mission/> (2026.3.16 時点アクセス不可)
«UGC については、2026.8. 21アクセス» なお主要な規則については、UGC (2024) Compendium 1957-23(ResearchGate 等に掲載されている。)でも閲覧可能。
- UGC (1998) 'Notification on Revision of Pay Scales. Minimum Qualifications for Appointment of Teachers in Universities, Colleges & Other Measures for the Maintenance of Standards'.
<https://www.ugc.ac.in/oldpdf/regulations/ugc.notificationnew.pdf>
- UGC (2002) 'The University Grants Commission Act, 1956 (As modified up to the 20th December, 1985)'.
<https://www.ugc.ac.in/oldpdf/ugc.act.pdf>
- UGC (2003) 'The UGC (Establishment of and Maintenance of Standards in Private Universities) Regulations, 2003'.
https://www.ugc.ac.in/oldpdf/regulations/establishment_maintenance.pdf
- UGC (2003) 'The UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the First Degree through Formal Education) Regulations, 2003'.
https://www.ugc.ac.in/oldpdf/regulations/firstdegree_regulation.pdf
- UGC (2003) 'The UGC (Minimum Standards of Instruction for the Grant of the Master's Degree through Formal Education) Regulations, 2003'.
https://www.ugc.ac.in/oldpdf/regulations/masterdegree_regulation.pdf
- UGC (2009) 'The UGC (Affiliation of colleges by universities) regulations, 2009'.
<https://www.ugc.ac.in/oldpdf/regulations/AffiliationofCollegesbyUniversitiesregulation.pdf>
- UGC (2012) 'The UGC (Mandatory assessment and accreditation of Higher Educational Institutions) Regulation, 2012'.
https://www.ugc.ac.in/pdfnews/8541429_English.PDF
- UGC (2012) 'Specification of Bachelor of Vocation (B.Voc.) Degree (No. F. 5-1/2012 (CPP-II) dated 14th Dec, 2012'.
https://www.ugc.ac.in/pdfnews/3877199_gazetteB-voc-Eng.pdf
- UGC (2014) 'University Grants Commission Specification of Degrees'.
https://www.ugc.ac.in/pdfnews/1061840_specification-of-degrees-july-2014.pdf
- UGC (2015) 'UGC Notification regarding Specification of Degrees. (First Amendment) dated 21st July, 2015'.
https://www.ugc.ac.in/pdfnews/1289236_First-Amendment.pdf
- UGC (2016) 'The UGC (Minimum Standards and Procedure for Award of M. Phil. /Ph.D. Degree) Regulation, 2016'.
[https://www.ugc.ac.in/pdfnews/4952604_UGC-\(M.PHIL.-PH.D-DEGREES\)-REGULATIONS,-2016.pdf](https://www.ugc.ac.in/pdfnews/4952604_UGC-(M.PHIL.-PH.D-DEGREES)-REGULATIONS,-2016.pdf)
- UGC (2018) 'The UGC(Conferment of Autonomous Status Upon Colleges and Measures for Maintenance of Standards in Autonomous Colleges) Regulation, 2018'.
<https://www.ugc.ac.in/pdfnews/2838506.182734.pdf>
- UGC (2019) 'Annual Report 2018-19'.
https://www.ugc.ac.in/pdfnews/3060779_UGC-ANNUAL-REPORT--ENGLISH--2018-19.pdf
- UGC (2019) 'The UGC (Institutions Deemed to Be Universities) Regulations, 2019'.
https://www.ugc.ac.in/pdfnews/1295001_DEB-Regulation-2019.pdf
- UGC (2019) 'Status List of Approved 747 Autonomous Colleges as on 19.12.2019'.
<https://www.ugc.ac.in/oldpdf/colleges/autonomous.colleges-list.pdf>
- UGC (2021) 'Annual Report 2020-21'.
https://www.ugc.ac.in/pdfnews/5789724_UGC_AR.2020-21.FNL.pdf
- UGC (2021) 'The UGC (Institutions of Eminence Deemed to be Universities) (Amendments) Regulations'.
[https://www.ugc.ac.in/pdfnews/7561309_UGC-\(institutions-of-Eminence-Deemed-to-be-Universities\)-\(Amendments\)-Regulations-2021.pdf](https://www.ugc.ac.in/pdfnews/7561309_UGC-(institutions-of-Eminence-Deemed-to-be-Universities)-(Amendments)-Regulations-2021.pdf)
- UGC (2022) 'The Draft National Higher Education Qualifications Framework (NHEQF)'.
https://www.ugc.ac.in/pdfnews/2142241_NHEQF-Draft.pdf
- UGC (2022) 'Status List of Approved 894 Autonomous Colleges as on Date 24.08.2022'.

- https://www.ugc.ac.in/pdfnews/0062368_Latest-832-Auto-Colleges16-06-2021.pdf
UGC (NA) 'Guidelines on Adoption of Choice Based Credit System'.
<https://www.suniv.ac.in/upload/UGC%20Guidelines.pdf>
UGC (NA) 'Guidelines for Introduction of Bachelor of Vocation (B.Voc.) Programme in Universities and Colleges under the National Skills Qualifications Framework (NSQF)'.
https://rasci.in/downloads/8083296_B-Vocation-ver-0.4-Final.pdf
UGC (NA) 'Guidelines for providing Skill Based Education under National Skill Qualification Framework'.
https://www.ugc.ac.in/nsqf/Downloads/6556003_Guidelines-for-providing-Skill-Based-Education-under-NSQF.pdf
UGC (NA) 'Minimum Course Curriculum for Undergraduate Courses Under Choice Based Credit System'.
https://www.ugc.ac.in/pdfnews/8023719_Guidelines-for-CBCS.pdf
UGC (NA) 'Professional Council'.
<https://www.ugc.ac.in/page/professional-councils.aspx>
UGC (NA) 'State Higher Councils'.
<https://www.ugc.ac.in/page/State-Higher-Education-Councils.aspx>
UGC (NA) 'UGC Genesis'.
<https://www.ugc.ac.in/page/Genesis.aspx>
UGC (NA) 'UGC Mandate'.
<https://www.ugc.ac.in/page/Mandate.aspx/>
UGC (NA) 'UGC Regulation'.
https://www.ugc.ac.in/UGC_Regulations.aspx
UGC (NA) 'XII Plan Guidelines for Establishment and Monitoring of the Internal Quality Assurance Cells (IQACs) in Universities (2012-2017)'.
https://www.ugc.ac.in/pdfnews/0899501_IQAC-guidelines-for-University.pdf
UGC (NA) 'XII Plan Guidelines for Establishment and Monitoring of the Internal Quality Assurance Cells (IQACs) in Colleges (2012-2017)'.
https://www.ugc.ac.in/pdfnews/5172195_Guideline_IQACs.pdf
West Bengal State Council of Technical & Vocational Education and Skill Development (NA) 'WBSCT & VESD Key Dates'.
<https://jexpo.webscte.co.in/key-Dates> (2026.3.31 アクセス)
XAT (NA) 'XAT (Xavier Aptitude Test)'.
<https://xatonline.in/> (2026.3.16 アクセス)

2. 論文、報道、海外の機関等

- Agarwal, Pawan (2006) 'Higher Education in India: The Need for Change', Working Paper No. 180, Indian Council for Research on International Economic Relations.
http://www.icrier.org/pdf/ICRIER_WP180_Higher_Education_in_India_.pdf
(2026.3.31 アクセス)
Agarwal, Pawan (2009) 'Indian Higher Education: Envisioning the Future', Sage Publications.
Alwar School of Business & Computers (NA) 'Admission Procedure'.
<https://alwarschoolofbusiness.in/admission/> (2026.3.31 アクセス)
Alwar School of Business & Computers (NA) 'Alwar School of Business & Computers Academic time table'.
<http://www.alwarschoolofbusiness.com/brocher/academic%20time%20table.pdf>
(2026.3.31 時点アクセス不可)
«Aravali Hospital については、2026.3.31 時点アクセス不可»
Aravali Hospital (NA) 'Aravali Hospital Nursing Education'.
<http://www.aravalihospital.in/education/nursing/>
Aravali Hospital (NA) 'Aravali Hospital Paramedical Center'.
<http://www.aravalihospital.in/education/paramedical/>
Aravali Hospital (NA) 'Aravali Hospital Skill Development Center'.
<http://www.aravalihospital.in/education/skilldevelopment/>
Ashoka University (NA) 'Academic Calendar'.
<https://www.ashoka.edu.in/academic-calendar/> (2026.3.31 アクセス)
Australian Government, Department of Education, 'Country Education Profiles'. (会員向けサイト)
Bhushan, Sudhanshu and Verma, Ankita (2017) 'Quality Assurance in Higher Education – An Indian Experience', Mahsood, Shah and Quyen, T.N. Do ed. (2017) 'The Rise of Quality Assurance in Asian higher education', Chandos Publishing, pp.51-66.

- <https://www.sciencedirect.com/science/chapter/edited-volume/abs/pii/B9780081005538000112> (2026.3.31 アクセス)
- Carnoy and Dossani (2013) 'Goals and governance of higher education in India', Higher Education, vol.65, pp.595-612.
<https://link.springer.com/article/10.1007/s10734-012-9565-9> (2026.3.31 アクセス)
- College Dekho (2026) 'ITI courses after 10th in India: Admission Process, Types, Fees, Career Options'.
<https://www.collegedekho.com/articles/iti-courses-after-10th/> (2026.3.31 アクセス)
- Collegedunia (NA) 'Indian Institute of Technology Madras'.
<https://collegedunia.com/university/25881-indian-institute-of-technology-madras-iitm-chennai> (2026.3.31 アクセス)
- Financial Express (2022) 'UGC to tweak draft norms after learning the NSQF sync outcomes'. (2022 年 5 月 23 日付)
<https://www.financialexpress.com/education-2/ugc-to-tweak-draft-norms-after-learning-the-nsqf-sync-outcomes/2534830/> (2026.3.31 アクセス)
- Ghani Khan Choudhury Institute of Engineering and Technology (2020) 'Ghani Khan Choudhury Institute of Engineering and Technology Admission 2020'.
https://www.gkciet.ac.in/uploads/1/2020-03/admission_one_page_brochure_28_02_2020.pdf (2026.3.31 アクセス)
- Ghonge, Mangesh M, Bag, Rohit and Singh, Aniket (2020) 'Indian Education: Ancient, Medieval and Modern', Education at the Intersection of Globalization and Technology.
https://www.researchgate.net/publication/346738173_Indian_Education_Ancient_Medieval_and_Modern/fulltext/604284fb299bf1e07857a8e4/Indian-Education-Ancient-Medieval-and-Modern.pdf (2026.3.31 アクセス)
- GMAT (NA) 'GMAT(Graduate Management Admission Test)'.
<https://www.mba.com/exams/gmat?nav=header> (2026.3.16 アクセス)
- Hindustan Times (2019) 'MSBSHSE 12th result 2019 declared today. Check Maharashtra HSC scores at mahresults.nic.in'. (2019 年 5 月 28 日付)
<https://www.hindustantimes.com/education/msbshse-12th-result-2019-declared-today-check-maharashtra-board-scores-at-mahresults-nic-in/story-TI9fVeDJQYalaVvjQo8QxM.html> (2026.3.31 アクセス)
- Hindustan Times (2020) 'NEP 2020: Maharashtra CM directs to appoint experts' committee for implementation of new education policy'. (2020 年 8 月 21 日付)
<https://www.hindustantimes.com/education/nep-2020-maharashtra-cm-directs-to-appoint-experts-committee-for-implementation-of-new-education-policy/story-S00Tc3fZVGXdoLs1DZaoLN.html> (2026.3.31 アクセス)
- Hindustan Times (2020) 'NEP 2020 will be implemented in phased manner, says Rajasthan Governor Kalraj Mishra'. (2020 年 10 月 7 日付)
<https://www.hindustantimes.com/education/raj-guv-says-new-education-policy-will-be-implemented-in-phased-manner/story-EdS2gZYQKtVW4oTNkq91nJ.html> (2026.3.31 アクセス)
- Hindustan Times (2022) 'CBSE declares Class 10 results, 94.4% students pass'. (2022 年 7 月 22 日付)
<https://www.hindustantimes.com/india-news/cbse-declares-class-10-results-94-4-students-pass-101658482758882.html> (2026.3.31 アクセス)
- ILO (2007) 'An Introductory Guide to National Qualifications Frameworks: Conceptual and Practical Issues for Policy Makers'.
https://www.ilo.org/sites/default/files/wcmsp5/groups/public/@ed_emp/@ifp_skills/documents/instructionalmaterial/wcms_103623.pdf (2026.3.31 アクセス)
- India Colleges Hub (NA) 'Advanced Diploma (Advanced Diploma) Courses in India'.
<https://www.indiacollegeshub.com/courses/advanced-diploma-courses.aspx#:~:text=The%20candidates%20should%20have%20passed,or%20that%20of%202%20years> (2026.3.31 アクセス)
- India.com (2019) 'ICSE, ISC Result 2019 Declared, Check at cisce.org'. (2019 年 5 月 7 日付)
<https://www.india.com/education/icse-isc-result-2019-declared-check-at-cisce-org-3652035/> (2026.3.31 アクセス)
- India Education (NA) 'Difference between B.Sc. and B.Sc. Honours (Hons)'.
<https://www.indiaeducation.net/careercenter/10-and-12/difference-bsc-hons-bsc-g.aspx> (2026.3.31 時点アクセス不可)
- India Today (2019) 'CLAT 2019 to be conducted today: Here is all you need to know'. (2019 年 5 月 26 日付)

- <https://www.indiatoday.in/education-today/notification/story/clat-2019-to-be-conducted-today-here-is-all-you-need-to-know-1534831-2019-05-26> (2026.3.31 アクセス)
- India Today (2020) 'NEP to be implemented in phases by 2022, says UP CM Yogi Adityanath'. (2020 年 11 月 20 日付)
<https://www.indiatoday.in/education-today/news/story/nep-to-be-implemented-in-phases-by-2022-says-up-cm-yogi-adityanath-1742420-2020-11-20> (2026.3.31 アクセス)
- India Today (2021) 'Assam to implement National Education Policy in 2022-23'. (2021 年 11 月 18 日付)
<https://www.indiatoday.in/education-today/news/story/assam-to-implement-national-education-policy-in-2022-23-1878082-2021-11-18> (2026.3.31 アクセス)
- India Today (2021) 'NEP will be implemented in Assam from April 1, 2022: CM Biswa Sarma'. (2021 年 8 月 21 日付)
<https://www.indiatoday.in/education-today/news/story/nep-will-be-implemented-in-assam-from-april-1-2022-cm-biswa-sarma-1843656-2021-08-21> (2026.3.31 アクセス)
- India Today (2021) 'Tamil Nadu rejects NEP 2020, work on State Education Policy'. (2021 年 10 月 29 日付)
<https://www.indiatoday.in/education-today/news/story/tamil-nadu-rejects-nep-2020-work-on-state-education-policy-1870945-2021-10-29> (2026.3.31 アクセス)
- Little, Angela W. (2010) 'Access to Elementary Education in India: Politics, Policies, and Progress', Create.
<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/57a08b2640f0b652dd000b20/PTA44.pdf> (2026.3.31 アクセス)
- Maharaja Agrasen College, University of Delhi (NA) 'AQAR 2018-19 submitted to National Assessment and Accreditation Council Bangalore'.
<https://mac.du.ac.in/iqac/AQAR2018-19.pdf> (2026.3.31 アクセス)
- Mitra, Amit (2007) 'India: Non-Formal Education'.
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000155560> (2026.3.31 アクセス)
- Narayan, K.R. (2000) 'Speech on the occasion of Golden Jubilee celebrations of the Supreme Court of India, 28 January 2000'.
<https://www.india-seminar.com/2000/487/487%20narayanan.htm> (2026.3.31 アクセス)
- News 18 (2022) 'Tamil Nadu Govt Sets-up Committee to Formulate State Education Policy, Replace NEP'. (2022 年 3 月 9 日付)
<https://www.news18.com/news/education-career/tamil-nadu-govt-sets-up-committee-to-formulate-state-education-policy-replace-nep-4856342.html> (2026.3.31 アクセス)
- NOETIA Academy of Nursing (2020) 'NEOTIA General Nursing & Midwifery (GNM) Programme, 2020-23'.
<http://neotiaacademy.com/GNM%20ADMISSION%20SCHEDULE%202020.pdf> (2026.3.31 時点アクセス不可)
- NOETIA Academy of Nursing (NA) 'GNM Nursing'.
<https://neotiaacademy.com/gnm-nursing> (2026.3.31 アクセス)
- Purulia Polytechnic (NA) 'Admission Details'.
<https://polytechnic.wbtetsd.gov.in/polytechnic/admission/admission/puruliapoly> (2026.3.31 アクセス)
- Schneider, Sebastian and Pilz, Matthias (2019) 'The function and institutional embeddedness of Polytechnics in the Indian education system', International Journal for Research in Vocational Education and Training (IJRVET), vol.6, 3, pp.284-308.
<https://files.eric.ed.gov/fulltext/EJ1238350.pdf> (2026.3.31 アクセス)
- Shah, Parth J. (2015) 'Regulatory Structure of Higher Education in India', Centre for Civil Society.
<https://www.theigc.org/sites/default/files/2015/11/Shah-2015-Working-paper.pdf> (2026.3.31 アクセス)
- Sharma, Kavita A. (2013) 'Sixty Years of the University Grants Commission', UGC.
http://14.139.60.153/bitstream/123456789/4735/1/60_years_of_UGC.pdf (2026.3.31 時点アクセス不可)
- Shiksha (NA) 'SRCC Course Admission 2025'.
<https://www.shiksha.com/college/shri-ram-college-of-commerce-university-of-delhi-maurice-nagar-23930/admission?rf=searchWidget&landing=ilpcp&isource=csearch> (2026.3.31 アクセス)
- Shri Ram College Commerce (NA) 'Admission'.
<https://www.srcc.edu/academics/admissions/admission-criteria-rules> (2026.3.31 時点アクセス不可)

- Singh, Amrik (1984) 'The Indian University Grants Commission', Higher Education, vol.13, pp.517-533.
<https://link.springer.com/article/10.1007/BF00128562> (2026.3.31 アクセス)
- Singh, Amrik (2004) 'Challenges in Higher Education', Economic and Political Weekly, vol.39, No.21 (May 22-28, 2004).
<https://www.jstor.org/stable/4415063> (2026.3.31 アクセス)
- Sripati, Vijayashr and Thiruvengadam, Arun K. (2004) 'India: Constitutional amendment making the right to education a Fundamental Right', International Journal of Constitutional Law, Vol. 2, 1, pp.148-158.
<https://academic.oup.com/icon/article/2/1/148/931078> (2026.3.31 アクセス)
- The Hans India (2020) 'Telangana ready to implement National Education Policy 2020'. (2020年8月8日付)
<https://www.thehansindia.com/telangana/telangana-ready-to-implement-national-education-policy-2020-638268?infinitemscroll=1> (2026.3.31 アクセス)
- The Hindu (2021) 'NEP 2020 will be implemented in letter and spirit: Jagan'. (2021年9月8日付)
<https://www.thehindu.com/news/national/andhra-pradesh/nep-2020-will-be-implemented-in-letter-and-spirit-jagan/article36351627.ece> (2026.3.31 アクセス)
- The Hindu (2022) 'Education Ministers from three States slam NEP'. (2022年5月15日付)
<https://www.thehindu.com/news/national/tamil-nadu/education-ministers-from-three-states-slam-nep/article65417238.ece> (2026.3.31 アクセス)
- The Indian Express (2018) 'Why 60 per cent colleges in Maharashtra don't have NAAC grading'. (2018年5月18日付)
<https://indianexpress.com/article/education/why-60-per-cent-colleges-in-maharashtra-dont-have-naac-grading-5101703/> (2026.3.31 アクセス)
- The Indian Express (2021) 'Explained: What is NIRF, and why did the government decide to rank universities?'. (2021年9月10日付)
<https://indianexpress.com/article/explained/what-is-nirf-and-why-did-the-government-decide-to-rank-universities-7499133/> (2026.3.31 アクセス)
- The Indian Express (2022) 'UGC to tweak draft norms on learning outcomes to sync it with NSQF'. (2022年5月23日付)
<https://indianexpress.com/article/education/ugc-to-tweak-draft-norms-on-learning-outcomes-to-sync-it-with-nheqf-7930626/> (2026.3.31 アクセス)
- The New Indian Express (2021) 'Karnataka becomes first state to issue order implementing National Education Policy'. (2021年8月8日付)
<https://www.newindianexpress.com/states/karnataka/2021/aug/07/karnataka-becomes-first-state-to-issue-order-implementingnational-education-policy-2341661.html> (2026.3.31 アクセス)
- The Print (2021) 'IITs, other Institutes of Eminence can set up offshore campuses now — UGC issues new rules'. (2021年1月8日付)
<https://theprint.in/india/education/iits-other-institutes-of-eminence-can-set-up-offshore-campuses-now-ugc-issues-new-rules/582091/> (2026.3.31 アクセス)
- The Sentinel (2021) 'Assam School Education System To Be Restructured as Part of NEP 2020'. (2021年12月15日付)
<https://www.sentinelassam.com/north-east-india-news/assam-news/assam-school-education-system-to-be-restructured-as-part-of-nep-2020-568045> (2026.3.31 アクセス)
- The Statesman (2019) 'Non-formal schooling offers flexibility, says NIOS chairman Chandra Sharma'. (2019年6月8日付)
<https://www.thestatesman.com/exclusive-interviews/non-formal-schooling-offers-flexibility-says-nios-chairman-chandra-sharma-1502763024.html> (2026.3.31 アクセス)
- The Telegraph online (2019) 'The entry of foreign universities into India is a reform long awaited'. (2019年6月24日付)
<https://www.telegraphindia.com/opinion/the-entry-of-foreign-universities-into-india-is-a-reform-long-awaited/cid/1693023> (2026.3.31 アクセス)
- The Times of India (2014) 'NAAC flooded with accreditation pleas'. (2014年1月27日付)
<https://timesofindia.indiatimes.com/education/news/naac-flooded-with-accreditation-pleas/articleshow/29432135.cms> (2026.3.31 アクセス)
- The Times of India (2018) 'How to decide between Dual and Integrated degrees'. (2018年8月29日付)
<https://timesofindia.indiatimes.com/home/education/news/how-to-decide-between-dual-and-integrated-degrees/articleshow/65590079.cms> (2026.3.31 アクセス)
- The Times of India (2020) '600 univs, 25,000 colleges are not accredited in India'. (2020年5月5日付)

- <https://timesofindia.indiatimes.com/india/600-univs-25000-colleges-are-not-accredited-in-india/articleshow/75544828.cms> (2026.3.31 アクセス)
- The Times of India (2020) 'NEP language policy broad guideline: Government'. (2020 年 7 月 31 日付)
- <https://timesofindia.indiatimes.com/education/news/nep-language-policy-broad-guideline-government/articleshow/77272709.cms#:~:text=The%20government%20said%20that%20NEP,not%20make%20any%20language%20compulsory> (2026.3.31 アクセス)
- The Times of India (2021) 'New national education policy in three phases, says Maharashtra task force'. (2021 年 10 月 3 日付)
- <https://timesofindia.indiatimes.com/home/education/news/new-national-education-policy-in-three-phases-says-maharashtra-task-force/articleshow/86723155.cms> (2026.3.31 アクセス)
- The Times of India (2022) 'NIO 10th 12th Result 2022 declared, check details @ nios.ac. in and steps how to download'. (2022 年 6 月 15 日付)
- <https://timesofindia.indiatimes.com/home/education/news/nios-10th-12th-result-2022-declared-check-details-nios-ac-in-and-steps-how-to-download/articleshow/92219983.cms> (2026.3.31 アクセス)
- Tilak, Jandhyala B. G. (2017) 'Union-State Relations in India's Higher Education', NUEPA. <https://www.niepa.ac.in/download/Publications/Occasional Paper-50 Prof.JBGTilak.pdf> (2026.3.31 アクセス)
- Tilak, Jandhyala B.G. (2018) 'India: The Unfulfilled Need for Cooperative Federalism', Martin Carnoy et al. (eds.). 'Higher Education in Federal Countries'.
- UK ENIC, India. (会員向けサイト)
- UNESCO-UNEVOC (2018) 'TVET Country Profile India'. <https://unevoc.unesco.org/wtdb/worldtvetdatabase/ind/en.pdf> (2026.3.31 アクセス)
- UNESCO Institute of Statistics (2025) 'SDG 4 – Country Profiles India' <https://download.uis.unesco.org/SDG4/SDG4-Profile-India.pdf> (2026.3.31 アクセス)
- United Nations Population Fund (2023) 'World Population Dashboard – India'. <https://www.unfpa.org/data/world-population/IN> (2026.3.31 アクセス)
- University of Delhi (2026) 'Academic Calendar'. <https://www.du.ac.in/index.php?page=academic-calendar> (2026.3.31 アクセス)
- Varghese, N.V. (2015) 'Challenges of Massification of Higher Education in India', CPRHE Research Papers 1, UNEPA. <https://cprhe.niepa.ac.in/assets/papers/CPRHE%20Research%20Paper%201%20Massification.pdf> (2026.3.31 アクセス)
- Ved, Prakash (2021) 'Need to expedite the implementation of NEP 2020', The Daily Guardian. <https://thedailyguardian.com/need-to-expedite-the-implementation-of-nep-2020/> (2026.3.31 時点アクセス不可)
- Vijay, P. Goel (2011) 'Technical and Vocational Education and Training (TVET) System in India for Sustainable Development'. <https://unevoc.unesco.org/up/India Country Paper.pdf> (2026.3.31 アクセス)
- World Education Services/World Education News + Reviews (WES/WENR) (2018) 'Education in India'. <https://wenr.wes.org/2018/09/education-in-india> (2026.3.31 アクセス)
- 岡崎秀典(2007)「インドにおける ITI(産業訓練校)教育の展開と人的資源開発」
https://www.jstage.jst.go.jp/article/grj2002/80/8/80_8_463/_pdf/-char/ja (2026.3.31 アクセス)
- 小原優貴(2017)『「知の超大国」を目指すインドの高等教育戦略」
<https://souken.shingakunet.com/higher/.assets/2017 RCM205 54.pdf> (2026.3.31 アクセス)
- 外務省(2019)「諸外国・地域の学校情報」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/index.html (2026.3.31 アクセス)
- 佐々木宏(2017)「インド高等教育の発展動向-高等教育機関データベース All India Survey on Higher Education の検討(資料)」
https://ir.ide.go.jp/record/48922/files/ZA201703_004.pdf (2026.3.31 アクセス)
- ジャヤラム, N.(2006)「インドの高等教育—大衆化と変化」、アルトバック, P.G. 馬越徹編『アジアの高等教育改革』、北村友人監訳、玉川大学出版部、pp.91-123.
- 杉本均、小原優貴(2007)「産業化インドにおける教育制度と教育選抜」
https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/43988/1/53_013.pdf (2026.3.31 アクセス)
- セン, アマルティア、ドレーズ, ジャン(原著:2013)「開発なき成長の限界—現代インドの貧困・格差・社会的分断」、湊一樹訳

- 自治体国際化協会(2015)「インドの地方自治【第2次改訂版】」
<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/j50.pdf> (2026.3.31 アクセス)
- 総務省大臣官房企画課(2009)『インドの行政』
https://www.soumu.go.jp/main_content/000537358.pdf (2026.3.31 アクセス)
- 辻田祐子(2015)「インドの義務教育における公的部門と民間部門」、佐藤創編『インドの公的サービスに関する中間報告書』
https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Reports/InterimReport/2014/pdf/C10_ch3.pdf (2026.3.31 アクセス)
- 辻田祐子(2022)「インドの RTE 法はスラムの子どもたちにどのような影響をもたらしたか」 押川文子監修『教育から見るアジア社会—交錯する機会と苦悩』 玉川大学出版部
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(2020)「英国の高等教育・質保証システムの概要」
https://www.niad.ac.jp/media/008/202003/ukoverview_ver3_2020.pdf (2026.3.31 アクセス)
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(NA)「高等教育に関する質保証関係用語集 “資格枠組み”」
<https://niadqe.jp/glossary/5288/> (2026.3.31 アクセス)
- 独立行政法人日本学生支援機構(2016)「外国人留学生在籍状況調査結果 2015(平成 27)」-(2021)「同 2020(令和 2)」
<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/enrollment/> (2026.3.31 アクセス)
- パスー、アパルナ(1993)「インドの高等教育—植民地主義とその克服—」、アルトバック、P.G.、セルバトナム、V 編『アジアの大学』、玉川大学出版部
- 文部科学省(2014)『「教育改革の総合的推進に関する調査研究～諸外国における学生に関する改革の状況調査」報告書」pp.110-142.」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/chousa/_icsFiles/afieldfile/2014/09/01/13514812.pdf (2026.3.31 アクセス)
- 文部科学省(2017)『世界の学校体系(アジア)ーインド』
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/13968480011.pdf (2026.3.31 アクセス)
- 渡辺雅幸(2014)「インドにおける国立大学の役割 –『大学の目的』に着目して」
<https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/189306/1/eda60139.pdf> (2026.3.31 アクセス)
- 渡辺雅幸(2016)「インド高等教育における連邦と州の関係—大学教員資格試験制度に着目して—」
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jces/2016/52/2016_47/_pdf (2026.3.31 アクセス)
- 渡辺雅幸(2019)「インドにおける学位制度」、南部広孝編『後発国における学位制度の研究』
<https://hiroshima.repo.nii.ac.jp/record/2019667/files/RIHE148.pdf> (2026.3.31 アクセス)
- 渡辺雅幸(2022^a)『連邦制国家インドにおける高等教育の展開』、東信堂
- 渡辺雅幸(2022^b)「過熱する大学受験競争—「公平」な大学入学者選抜制度とインドのゆくえ」 押川文子監修『教育から見るアジア社会—交錯する機会と苦悩』、玉川大学出版部

